

環境報告のための解説書

～環境報告ガイドライン 2018 年版対応～

環境省

目次

はじめに.....	1
環境報告の背景情報.....	2
1. 持続可能な社会とは何か.....	2
2. 持続可能な社会への移行と事業活動への影響.....	4
環境報告の考え方	6
1. 環境報告とは何か.....	6
2. 環境報告の開示媒体.....	7
3. 環境報告の情報特性.....	10
第1章 環境報告の基礎情報.....	17
1. 環境報告の基本的要件.....	17
2. 主な実績評価指標の推移.....	20
第2章 環境報告の記載事項.....	21
1. 経営責任者のコミットメント	21
2. ガバナンス	27
3. ステークホルダーエンゲージメントの状況.....	36
4. リスクマネジメント.....	43
5. ビジネスモデル	54
6. バリューチェーンマネジメント.....	61
7. 長期ビジョン	76
8. 戦略.....	83
9. 重要な環境課題の特定方法	90
10. 事業者の重要な環境課題.....	98

はじめに

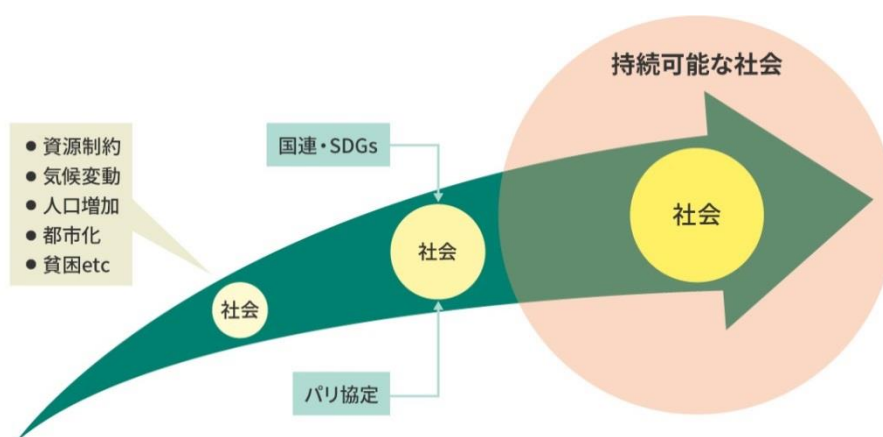
- ✓ この解説書は環境報告ガイドライン 2018 年版に準拠して環境報告を行う事業者向けに作られています。環境報告を利用するステークホルダーが、事業者の作成した環境報告をより深く理解するために、その作成プロセスを参照する場合にも利用することができます。
- ✓ 環境報告ガイドライン 2018 年版は、報告事業者のプロフィールや経営・組織体制等、CSR 報告、サステナビリティ報告、ESG 報告、統合報告といった他の非財務報告にも共通する基礎情報の報告指針も提供しています。そのために、この解説書の相当部分は、環境報告だけに留まらず、一般的な非財務報告の実施手順・報告内容等に関する基本的な説明に当てられています。
- ✓ 環境報告ガイドライン 2018 年版はガイドライン本体と解説書から構成されています。コンパクトで見やすいガイドラインとするために、ガイドライン本体では、すでに一般に理解が進んでいると考えられる環境報告の基礎知識を解説せず、難解な専門用語の考え方や環境負荷の算定方法等の技術情報についても必要最低限の説明になっています。これを補うのが本解説書の役割です。
- ✓ 解説書では、環境報告の一般的な作成プロセスに従って、環境報告を基礎知識から解説し、作成手順、書き方、記載事例、難解な記載事項等についての解説を提供しています。そのため、特にガイドライン本体を参照しなくても、解説書だけで環境報告を作成することが可能です。このような構成になっている理由は、ガイドライン本体が、環境報告に習熟した事業者向けに、余計な説明を省いて、環境報告に必要な作成プロセスだけを解説する設計になっているからです。環境報告の経験が豊富でない事業者やこれから環境報告を始めようとする事業者には、ガイドライン本体と併せて、この解説書も活用されるようにお願いします。
- ✓ 難解な記載事項等についての解説は、解説書に従って環境報告を行う際に、難解な記載事項等を基礎から学ぶ上で有益な資料となるように編集されており、環境報告を利用するステークホルダーや環境報告に習熟した事業者にとっても、難解な記載事項等についての最新知識をあらためて確認するための情報ソースとして役立ちます。
- ✓ この解説書は一種の事例集です。この内容・手順通りでなければ、必ずしも環境報告ガイドライン 2018 年度版に準拠した環境報告が作成できないわけではありません。環境報告ガイドライン 2018 年版で指定した記載事項等が適正に開示されるのであれば、事業者が、自らの経験等を踏まえて、より適切であると判断した方法を採用することは可能です。また、解説書の一部だけを参照しても構いません。
- ✓ 解説書は必要に応じて改定されることがありますので、最新のものをダウンロードする等してご活用ください。

環境報告の背景情報

1. 持続可能な社会とは何か

- ✓ 環境報告ガイドライン 2018 年版は、今回のガイドライン改定に際して、「国連 SDGs¹やパリ協定²等持続可能な社会への移行を促進する国際的枠組みが確立されて、持続的発展が人類共通の目標として国際的に認知され始めたこと」を改定理由のひとつに挙げています。持続可能な社会の構築は、我が国の環境基本法および環境基本計画の基本的な理念にもなっていますが、この持続可能な社会とはどんな社会なのでしょうか。

図表 1 持続可能な社会への移行



- ✓ 持続可能な社会を理解する上でもっとも大事なものは持続的発展です。これは「持続可能な開発（sustainable development）」とも呼ばれ、1987 年に国連の「環境と開発に関する世界委員会（委員長の名前から「ブルントラント委員会」とも呼ばれる）」が公表した報告書「我々の共通の未来（Our Common Future）」の中で明確に定義づけられた考え方です。
- ✓ 持続的発展という考え方は、人口増加や貧困撲滅に経済成長が不可欠な状況において、それによる環境破壊や資源消費を回避しながら、今後も人類が地球生態系で生き続けられるにはどうすればよいか、という深刻な問題への回答として提示されています。そこでは、環境保全と経済成長をトレードオフとして捉えずに、両者のバランスをとりながら人類が存在できる方向性があることを示しているのです。
- ✓ ブルントラント委員会報告書によれば、持続的発展（持続可能な開発）は、「将来世代の欲求充足能力を損うことなしに、現世代が欲求を充足できる発展（開発）」であるとされ、将来世代と我々との間に世代間公平の確立を求めています。つまり、将来にわたって、有限な資源を過剰消費せず、破滅的な環境破壊を避けながら、現世代が経済発展できる道を進むようにと提言しているのです。
- ✓ 例えば、農産物や海洋資源等の再生能力のある生物資源については、その再生能力の範囲で収穫・消費し、

¹ http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

² http://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop21_paris/paris_conv-a.pdf

資源枯渇に結び付くような採り過ぎを防止することが肝要です。また、鉱物資源・化石燃料のような再生能力がない天然資源については、再生可能な別の資源・エネルギーへ移行しなければなりません。当然のことながら、将来世代が無限に続くとするれば、我々は再生能力のない有限資源・エネルギーへの依存から完全に脱却しなければならず、循環経済を基調とする社会システムへの転換が不可欠なのです。

- ✓ もちろん、気候変動のように、地球生態系の存続を危険にさらすような環境事象は断固として回避しなければなりません。そうならない範囲での資源・エネルギーの利用が持続的発展の目指す方向性です。
- ✓ 2015年9月の国連総会において、2030年までの持続的発展の指針として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中に含まれる「持続可能な開発目標（SDGs）」が広く世の中に知られるようになりました。SDGsには17の目標と169のターゲットがあり、国連総会で採択されたことによって、現在ではそれらの達成が人類共通の目標になっています。つまり、国連SDGsの目標・ターゲットを達成することが持続的発展なのです。
- ✓ 環境報告は環境マネジメントの状況を伝達する企業報告手段ですが、今後の環境マネジメントは事業者が長期間にわたって持続可能な社会に適応するプロセスで実践されることになります。そのために、持続可能な社会がどんな社会なのかを知ることは、事業者の環境マネジメントと環境報告のあり方を考える上で、きわめて重要な前提条件になっています。

2. 持続可能な社会への移行と事業活動への影響

- ✓ 持続可能な社会への移行は事業者の事業環境に大きな変化をもたらします。化石燃料や有限な天然資源に依存する事業は、そこからの脱却を求められることが短・中・長期的なリスク要因となり、逆に再生可能エネルギーや循環経済に関連する事業に競争力を有する事業者の場合はビジネスチャンスを得る可能性が高くなります。さらに、事業者が将来にわたって成長を続けようとするれば、持続可能な社会への移行に適応しなければならず、持続可能な社会に適合的なビジネスモデルへの転換が必要になります。
- ✓ 気候変動を例にして、持続可能な社会への移行が事業環境にもたらす変化を考えてみましょう。
- ✓ 気候変動に関する国際的な行動目標に国連 IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の 2°Cシナリオがあります。これは、気候変動の深刻な影響を回避するために、平均気温の上昇を産業革命前の水準から 2°C未満に抑えるという考え方です。この 2°Cシナリオを達成できるように CO₂排出を抑制すると、CCS 技術³が大規模に普及しない限り、化石燃料は採掘しても大半が燃やせないと指摘されています⁴。
- ✓ 化石燃料が燃焼できなくなると、化石燃料を動力源とする交通手段や製造設備は利用できなくなり、火力発電所も稼働できません。その結果、こうしたサービスを利用する事業者は、代替的なサービスへの変更を余儀なくされ、製造設備等の取替・更新が必要になります。また、その対応には多大なコストがかかるため、企業業績に大きな影響を与える可能性があります。さらに、それらのサービスを提供する事業者、その関連物品・設備等を製造する事業者、そうした事業者のサプライチェーンに位置する別の事業者等、化石燃料を消費できない影響はほとんど全産業に及びます。
- ✓ 化石燃料は、その所有国や各国のエネルギー政策、経済成長とも深く関わっています。CO₂排出量の削減は世界各国・地域の自主的な政策的対応で決定されますが、最終的にパリ協定等の国際的取り決めの履行状況がその実効性を左右するため、2°Cシナリオの達成プロセスは複雑になっています。
- ✓ このように、長期間にわたる 2°Cシナリオの達成プロセスが不確実であることは、事業者が、いつ、どの程度のリスクに、どのように対処すればいいのかをきわめて不透明なものにしてしまうおそれがあります。その結果、気候変動への対応にも高度な経営判断が求められることになり、その判断如何によっては、各国家・地域の産業競争力や事業者の市場におけるポジションに大きな影響を与えることになります。
- ✓ 気候変動だけでなく、持続可能な社会が国連 SDGs の目指す社会であるとするれば、その目標・ターゲットを達成するプロセスは社会システムに抜本的な変化をもたらす、それが事業環境を大きく変えてしまいます。
- ✓ この状況は環境報告のあり方も変えます。持続可能な社会への移行プロセスにおける事業者の環境マネジメントは、従来のような事業者の自社グループの環境負荷を対象とするだけでは十分でなく、経営戦略と一体

³ 化石燃料の燃焼から発生した CO₂ を大気中に放出される前に分離・回収し、地中深くに閉じ込めて長期間にわたり安定的に貯留する技術のこと。

⁴ IEA (2012), World Energy Outlook 2012 (executive summary), OECD/International Energy Agency.

化し、対象範囲をバリューチェーンへ広げ、短・中・長期の全てにわたる時間軸を考慮することが求められるため、環境報告の対象は拡大することになります。また、報告の形態としては、持続可能な社会での行動成果を開示するのに優れた ESG 情報の報告が基調となり、環境報告は其中で行われると考えられます。

- ✓ さらに、従来の環境マネジメント関連情報から拡張して、持続可能な社会への適応能力をモニタリングするための経営・組織体制に関わる情報（例えば、ガバナンス、リスクマネジメント、バリューチェーンマネジメント、ビジネスモデル、長期ビジョン、戦略等）が求められるようになるのです。
- ✓ 今回のガイドライン改定は、そのような状況の到来を前提に立案されています。

環境報告の考え方

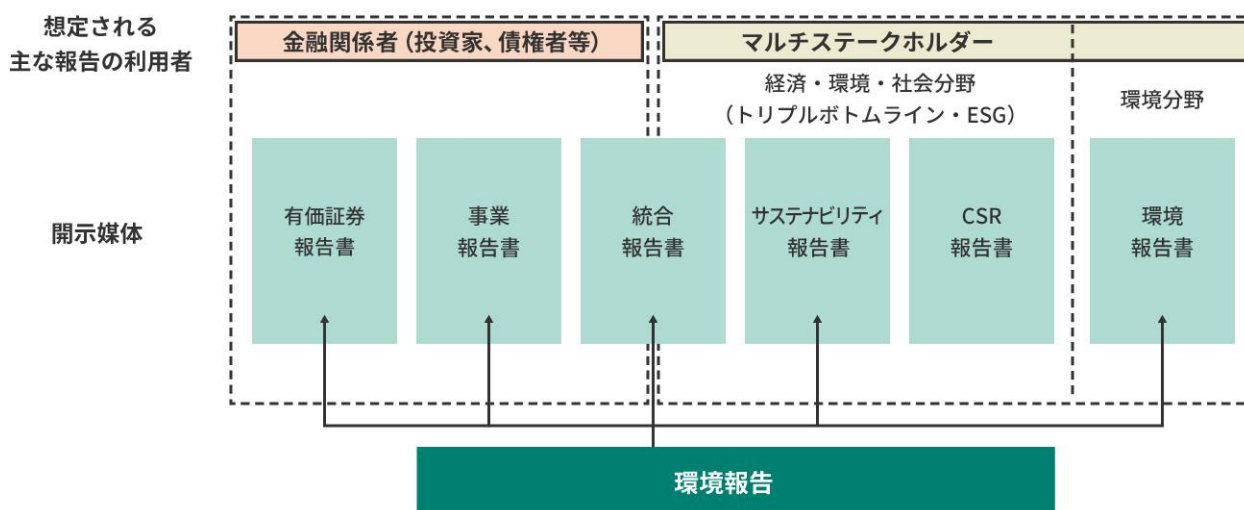
1. 環境報告とは何か

- ✓ 環境報告は、事業者が、事業活動による直接的・間接的な環境への重大な影響について、ステークホルダーに報告する行為です。重大な影響には良い影響も悪い影響も含まれますが、それらを事業者が環境マネジメントによってどのように適切にコントロールし、その結果として持続可能な社会の実現にどう貢献しているのかをステークホルダーに伝えることが役割です。
- ✓ ステークホルダーは、環境報告を利用する可能性がある個人またはグループですが、株主、従業員、地域コミュニティ、サプライヤー、消費者、行政、NGO、投資家、金融機関等、事業者と何らかの利害関係を有する人々によって構成されています。そうした利害関係は、ステークホルダーと事業者の片務的（一方通行の）または双務的（双方向の）な影響によって生み出されており、その関係の強さはステークホルダーごとに異なるのが一般的です。
- ✓ ステークホルダーの範囲はきわめて広く、場合によっては社会全体、さらには地球環境にまで拡大されることがあります。そのため、事業者は読者が社会全体に及んでいることを念頭に置いて環境報告を作成する必要があります。特定のステークホルダーを想定して報告内容を決めるタイプの環境報告では、想定する範囲の決め方が適切でないと、声なきステークホルダーの情報ニーズを見逃してしまう可能性があります。
- ✓ この環境報告を実施することにより、事業者は、人類全体の共有財である自然資源を利用して事業を行う者として必要な説明責任を果たし、また、ステークホルダーの判断に影響を与える有用な情報を提供するとともに、社会と事業者の間の環境コミュニケーションを促進することができます。

2. 環境報告の開示媒体

- ✓ 環境報告が開示される媒体には、環境報告書以外に、サステナビリティ報告書、CSR 報告書等の任意で作成する非財務報告書があり、制度的に作成が義務付けられる有価証券報告書、事業報告書、我が国では任意開示であるアニュアルレポート等の財務報告書にも、環境報告が含まれる場合があります。また、基本的には財務報告書に分類される統合報告書も環境報告の開示媒体です。
- ✓ 環境報告ガイドライン（2007 年版までは「環境報告書ガイドライン」）は、伝統的に、環境報告書を、「名称や報告を発信する媒体を問わず、企業等の事業者が環境配慮等の状況を定期的に公表するもの」として、位置付けてきました。つまり、環境報告の開示媒体は、サステナビリティ報告書や CSR 報告書も含めて、全て環境報告書であるとの立場をとってきたのです。
- ✓ しかし、現在では有価証券報告書、アニュアルレポート、統合報告書等の財務報告媒体でも環境報告が行われる事例が増えており、それらの報告書を環境報告書と呼ぶのは無理があることも事実です。
- ✓ そこで、環境報告ガイドライン 2018 年版では、伝統的な考え方から離れて、特に「環境報告書」という開示媒体を定義付けることなく、環境報告という報告行為について指針を提供する立場をとっています。名称や開示内容の如何を問わず、環境報告が実施されている報告書であれば、全て環境報告の開示媒体であり、いずれも環境報告ガイドラインの適用対象になりますが、それらの報告書を環境報告書としては位置付けていないのです。
- ✓ どのような名称や開示内容の報告書であっても、環境報告が含まれる場合には、それらの報告書の基礎情報、ガバナンス、戦略等の組織・経営体制情報、重要な環境課題に関する情報に対して、環境報告ガイドラインが作成指針を提供しています。

図表 2 想定される利用者別の環境報告の開示媒体



【環境報告書】

- ✓ 基本的に環境報告だけで構成される任意の開示媒体です。これによって、事業者は環境への取組に対する説明責任を果たし、ステークホルダーとのコミュニケーションを促進して、社会からの信頼を得ることができます。また、環境報告書の作成によって環境への取組が情報として可視化されるため、事業者はその現状を確認して自主的な改善に役立てることができます。

【サステナビリティ報告書（またはサステナビリティレポート）】

- ✓ 環境報告書と同様に任意に作成する開示媒体ですが、単に環境情報だけでなく、社会分野、経済分野の情報までカバーする点が環境報告書と異なっています。この持続性報告（sustainability reporting）の情報特性はトリプルボトムライン（「3つの企業行動成果」という意味）とも呼ばれており、持続可能な社会の実現に向けた事業者の取組を環境、社会、経済の3分野で総合的に報告するものです。作成指針としては GRI（Global Reporting Initiative）⁵の策定・公表する GRI スタンダードがあります。なお、持続性報告における経済分野の情報は、財務諸表のような事業者が制度的に開示する財務情報とは異なり、社会やステークホルダーとの経済的関係・諸影響が中心になる点で、きわめて社会性の強いものになっています。

【CSR 報告書（または CSR レポート）】

- ✓ 「企業の社会的責任」に関する事業者の取組や成果が記載された報告書です。現代社会では、「企業の社会的責任」の中身は、主として持続可能な社会の実現に向けた取組の遂行になるため、報告書の内容もほぼサステナビリティ報告書と同様になっています。当然、その中には環境報告も含まれています。

【財務報告書】

- ✓ 金融商品取引法で上場会社等に作成が義務付けられる有価証券報告書や会社法で会社に作成が義務付けられる会計書類等⁶（事業報告書）がこれに該当します。海外企業の作成するアニュアルレポートは、基本的に、有価証券報告書や会社法の会計書類等と同じで、制度的に作成を義務付けられる報告書ですが、日本の事業者が作成するアニュアルレポートは制度的な規制を受けていないので任意の財務報告書です。
- ✓ 制度的であれ、任意であれ、財務報告書の内容は、財務諸表を中心とする財務情報と関連する非財務情報から構成されています。環境報告の記載事項である重要な環境課題が事業者の経営成績や財政状態に重大な影響を与える場合、非財務情報区分にその情報を開示しなければならないので、財務報告書でも環境報告が行われるケースがあります。

⁵ オランダ・アムステルダムに本部を置く国際的 NPO で、サステナビリティ報告の作成基準を策定しています。

⁶ この中には複数の会計書類が含まれており、それらを総称して「事業報告書」と呼ぶ場合があります。しかし、「事業報告書」は会社法上の用語ではありません。

【統合報告書】

- ✓ 事業者等の組織が、短・中・長期にわたり、様々な経営資源（諸資本）を利用して、どのように価値創造するかを、主に財務資本の提供者に向けて説明する報告書です。その意味では、財務報告書の一種であると考えられます。国際的な作成ガイドラインとしては、国際統合報告評議会（IIRC⁷）が策定した「国際統合報告フレームワーク（The International <IR> Framework）」が知られており、日本では、2017年に経済産業省が「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンスーESG・非財務情報と無形資産投資ー（価値協創ガイダンス）」を公表しています。
- ✓ 組織のダイナミックな価値創造は、財務資本と非財務資本⁸を事業活動に投入して行われるので、統合報告書では、それら資本の組合せ、相互関連性および相互関係の全体像を示すことが求められ、自然資本等に関連する情報として環境報告が含まれることになります。

⁷ International Integrated Reporting Council.

⁸ 製造資本、知的資本、人的資本、社会・関係資本、自然資本が含まれています。

3. 環境報告の情報特性⁹

- ✓ 環境報告で開示する情報は、少なくとも2つの基本的な特性を備えていなければなりません。それが高品質な環境報告を行うための前提条件です。
- ✓ 基本的な特性の1つは、環境報告の開示情報は「目的適合性のある情報」でなければならないこと、そして、もう1つは、その情報が、事業者の事業活動が直接的・間接的に環境へ与える重大な影響を、「忠実に表現する情報」であることです。

図表 3 環境報告に不可欠な情報特性



(1) 目的適合性のある情報

- ✓ 環境報告で開示する情報は、「利用者の意思決定に影響を与える可能性がある情報」でなければなりません。これを「目的適合性のある (relevant) 情報」と呼んでいます。必ずしも、「目的適合性のある情報」が全て環境報告で開示される必要はありませんが、開示した情報は必ず「目的適合性のある情報」でなければなりません。
- ✓ 環境報告の利用者は、それぞれの目的を達成するために、環境報告で開示する情報に基づいて何らかの意思決定を行うことがあります。この場合、利用者がそれを知っているか否かで意思決定に違いがでると考えられる情報は、「利用者の意思決定に影響を与える可能性がある情報」であり、「目的適合性のある情報」になります。例えば、環境報告ガイドライン 2018 年版が環境報告の記載事項に指定している 10 項目の情報は、いずれも利用者が事業者の事業活動が直接的・間接的に環境へ与える重大な影響を理解する上で不可欠な情報なので、一般的には「目的適合性のある情報」になると考えられます。

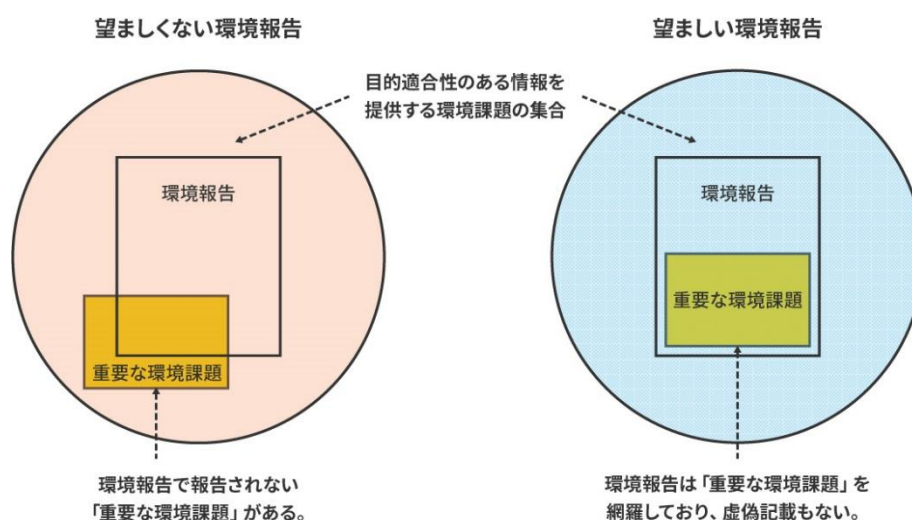
【マテリアリティのある情報】

- ✓ また、「目的適合性のある情報」を開示する上で、注意しなければならないことがあります。それは、「目的適合性のある情報」の中でも、「利用者の意思決定に影響を与える情報」は必ず開示しなければならないということです。この「利用者の意思決定に影響を与える情報」のことを「マテリアリティ (重要性) のある情報」と呼んでいます。環境報告では「マテリアリティのある情報」を必ず網羅しなければならないのです。

⁹ 環境報告の情報特性を整理する上では、これまで、財務報告における考え方を参考にしてきました。環境報告ガイドライン 2018 年版では、2018 年 3 月に IFRS 財団が公表した「財務報告に関する概念フレームワーク (Conceptual Framework for Financial Reporting)」を参考にしています。

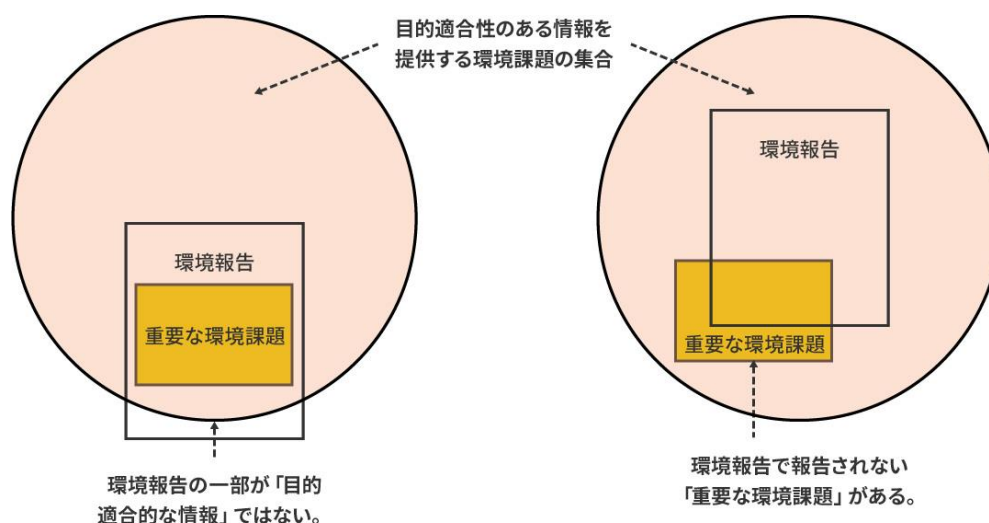
- ✓ 「目的適合性のある情報」と「マテリアリティのある情報」の違いは、前者が利用者の意思決定に影響を与える可能性がある情報であるのに対して、後者は利用者の意思決定に必ず影響を与えてしまう情報であるところにあります。つまり、「マテリアリティのある情報」は、環境報告の利用者がそれを知っているか否かで意思決定の中身が変わるのです。

図表 4 望ましい環境報告と望ましくない環境報告の情報特性



- ✓ 例えば、エネルギー産業のように気候変動リスクが相対的に高い事業を営む事業者の場合、気候変動情報は全ての環境報告利用者にとって「目的適合性のある情報」になりますが、年金基金のように比較的長期にわたって投資しようとする機関投資家にとっては「マテリアリティのある情報」になると考えられます。
- ✓ もっと簡単な例で考えてみましょう。スーパーで売っている食料品の成分表示は、ほとんどの消費者にとって「目的適合的な情報」ですが、食品アレルギーのある消費者にとっては、それを食べることで生命に関わる事態が発生する場合もあるので、「マテリアリティのある情報」になります。

図表 5 望ましくない環境報告：その他の事例



- ✓ こうして見てくると、環境報告に開示する情報の範囲は、「目的適合性のある情報」の範囲よりは狭く、「マテリアリティのある情報」の範囲以上であることがわかります。それらの関係は下式のようになります。

マテリアリティのある情報 ≤ 環境報告の開示情報 < 目的適合性のある情報

- ✓ ただし、個々のステークホルダーにとって「マテリアリティのある情報」であっても、それが必ずしもステークホルダー全体にとって「マテリアリティのある情報」になるとは限りません。そのため、事業者が環境報告を行う場合は、重要な環境課題への取組状況をステークホルダー全体に理解させる上で不可欠な情報の範囲を十分に勘案して、「マテリアリティのある情報」を特定することになります。
- ✓ 環境報告ガイドライン 2018 年版が環境報告の記載事項に指定する「10. 事業者の重要な環境課題」は「マテリアリティのある情報」に該当します。これは、事業者が自らの判断に基づいて特定した重要な環境課題であり、その判断基準が「マテリアリティ」の有無にあるからです。そのため、環境報告に記載する重要な環境課題として特定されたのであれば、それらは必然的に全て「マテリアリティのある情報」になります。
- ✓ しかし、「マテリアリティのある情報」が漏れなく環境報告に記載されるためには、事業者のマテリアリティ判断が適切でなければなりません。これが適切でないと、環境報告に記載すべき「マテリアリティのある情報」が全て特定されず、「望ましくない環境報告」が作成されることになります（第 2 章 9.「重要な環境課題の特定方法」参照）。
- ✓ また、「マテリアリティのある情報」が網羅的に開示されたとしても、その内容が間違っていて書かれていれば、やはり「望ましくない環境報告」ができあがってしまいます。「マテリアリティのある情報」は、1) 全てが網羅的に記載されていること（脱漏（omission）がないこと）、2) 内容が間違っていないこと（虚偽記載（misstatement）がないこと）の 2 点が、「望ましい環境報告」を行う上での前提条件です。

(2) 忠実に表現する情報

- ✓ 環境報告は、報告対象となる「事象（事業活動が直接的・間接的に環境へ与える重大な影響）」を文章、指標、図・表・グラフ等の情報に加工して利用者に伝える手段であり、利用者がこれらの情報から元の「事象」を正しく理解できるようにしなければなりません。
- ✓ そのために、環境報告で開示する情報には、元の「事象」を正しく伝えられるような特性が必要です。この特性を備えた情報を「忠実に表現する情報」といいます。
- ✓ 開示情報が「忠実に表現する情報」であるためには、その情報に完全性、中立性、無誤謬性の3要件が備わっていなければなりません。つまり、それら3要件を具備する情報は「忠実に表現する情報」になるということです。3要件の充足は特定の情報が「忠実に表現する情報」かどうかを判断する基準なのです。

【完全性】

- ✓ 完全性とは、環境報告の開示情報が「忠実に表現する情報」となるために不可欠な情報要素が、全て網羅されている状態を意味しています。
- ✓ 例えば、大きな企業集団を国際的に展開する事業者の実態を伝えるためには、その事業者の企業集団全体の環境報告を集合的に行うだけでなく、地域別・事業別のセグメント情報が必要になる場合があります。
- ✓ また、環境パフォーマンス指標等の算定において、複数の算定方法や係数の適用が可能な状況では、算定した指標だけを開示すると、利用者はその指標から元の「事象」を特定することができないので、採用した算定方法や係数についても説明することが必要になります。さらに、個々の指標の集計範囲が環境報告全体の対象範囲と異なる場合は、その指標の集計範囲や捕捉率についても開示が求められます。

【中立性】

- ✓ 中立性のある情報とは、偏りのない情報です。「マテリアリティのある情報」は、それが事業者にとって良い情報でも悪い情報でも、意図的に選別することなく、同じ様に開示しなければ、偏りのない情報にはなりません。また、情報を強調したり、歪めたり、意図的に改変することで、利用者の印象を変えないようにする配慮も重要です。

【無誤謬性】

- ✓ 無誤謬性（free from error）とは、環境報告の対象となる「事象」を表現する情報に誤りや漏れがないように、情報の作成プロセスを適切に選択し、それを誤りなく定められた手順で適用することを求める要件です。
- ✓ 「忠実に表現する情報」は必ずしも「事象」の正確な情報であることを意味しているわけではありません。なぜなら、環境パフォーマンス指標等の中には、実測するにはコストがかかり過ぎる等の理由により、一定

の算定方法を適用して推計しなければならないものがあり、その場合、算定結果が環境パフォーマンス等を正確に表現しているか否かは判断が困難だからです。

- ✓ 例えば、CO₂排出量は、一般的に化石燃料の使用量に一定の排出係数を乗じて算出するため、算定された CO₂ 排出量は近似値に過ぎません。
- ✓ しかし、適切な算定方法が選択され、それが定められた手順通りに適用されているならば、その算定結果と算定方法を開示することによって、「忠実に表現する情報」にすることができます。

(3) 環境報告の品質を高める補足的な情報特性

- ✓ 「目的適合性のある情報」「忠実に表現する情報」以外に、環境報告の開示情報に備わっていることが望まれる補足的な特性がいくつかあります。それは「比較可能な情報」「検証可能な情報」「タイムリーな情報」「理解しやすい情報」等の特性です。これらはあくまでも補足的な特性なので、必ずしも必要ではありませんが、それらが備わっていたら環境報告の品質をさらに高めることができるというものです。

図表 6 環境報告の有用性を高める補足的な情報特性



- ✓ これに反して、「目的適合性のある情報」「忠実に表現する情報」は、いずれも環境報告に不可欠な特性なので、必ず備わるようにしなければなりません。

【比較可能な情報】

- ✓ 利用者に開示情報の意味を理解させる上で「比較」は重要な手段です。環境マネジメントの成果や実績は単年度で見るとより、経年的な推移を見たり、事業特性や業態の類似した他の事業者と比較することで、より一層理解が容易になるからです。また、新たに何の取組も行わない状態をベースラインとして、これとの比較で取組等の進捗度を伝える工夫も役に立つ場合があります。
- ✓ 比較を容易にするためには、比較の基礎となる情報（基準値）が必要です。そうした基準値として、経年比較では過去の一定期間にわたる取組の実績値、また、事業者間比較ではガイドラインや業界で一般的に使われている基準指標等の採用が有効です。また、目標と実績によって取組の進捗度を管理している場合は、中・長期的目標の併記も望まれます。
- ✓ 数値データを経年的に比較するためには、算定方法や算定範囲等が環境報告の各期間にわたって一貫していなければなりません。それゆえ、算定方法、算定範囲、係数等を変更した場合は、その旨、理由、変更による影響について記載することが必要です。
- ✓ 環境報告の開示情報で事業者間比較を適切に行うには、指標等の数値が算定される前提条件等の正しい理解が必要となります。各事業者の環境報告は必ずしも対象組織の範囲が同一ではなく、事業活動の諸条件が異なる等、数値そのものが完全に比較可能な状態にはない場合が多いからです。環境報告では、指標等の事業者間比較が行われることにも配慮して、そのような算定条件の違いが利用者に伝わるように補足情報等を記載することが望まれます。

【検証可能な情報】

- ✓ 環境報告の開示情報が対象となる「事象」を忠実に表現しているかどうかを客観的に検証できない場合は、利用者が環境報告を信頼できなくなるリスクが高まり、環境報告の有用性は著しく低下します。それを防ぐためには、環境報告の記載事項について、前提条件、集計範囲、算定方法、原データ等の作成プロセスに関する情報を開示し、前提条件からの論理的な推論や再計算等によって、作成結果の妥当性を検証できるようにすることが必要です。

【タイムリーな情報】

- ✓ 利用者の意思決定に役立つ情報は、適時に開示することが望まれます。例えば、環境報告の報告対象期間後に発生した出来事が「マテリアリティのある情報」である場合、当該環境報告に含めて開示する、またはウェブ等で適宜開示することは望ましい工夫です。
- ✓ なお、環境負荷等の状況について経年変化を観察する利用者のために、すでに開示した「マテリアリティのある情報」を、その後の期間も繰り返して開示することが有用な場合もあります。

【理解しやすい情報】

- ✓ 環境報告は、広範囲な種類の情報を提供するので、特別な専門知識のない利用者でも理解しやすくなるように、それらの情報を適切に分類したり、区分表示したりして、簡潔かつ明瞭に伝える工夫が求められます。環境報告の対象範囲が地域的・業種的に広い場合には、地域セグメント情報や事業セグメント情報等の提供も利用者の理解を助ける有用な方法の1つです。
- ✓ また、環境マネジメントにおける様々な取組状況を戦略や財務数値と関連付けて説明したり、中・長期的な目標と関連付けたりして将来見通しを提供することも、環境報告を理解しやすくする方法です。
- ✓ 環境マネジメントの取組に関連する目標や実績を評価する上で、数値情報は利用者の理解を助け、文章による記述情報の信頼性を高める効果があるため、環境報告では、できる限り数値情報を活用することが望まれます。なお、関係比率や指数等の加工した数値情報を開示する場合は、基礎となる実数値の併記が必要です。
- ✓ わかりやすい環境報告を行う上で、簡潔で平易な文章や文体の使用、グラフや写真等による説明の視覚化、難解な用語や専門的な数値に関する解説または用語集の開示は、きわめて有効な方法になります。しかし、それ以外にも、事業者の創意によって、ストーリー性のある報告等、環境報告の理解しやすさを高める方法を工夫することが望まれます。

第1章 環境報告の基礎情報

- ✓ 環境報告の基礎情報は「基本的要件」と「主な業績評価指標の推移」から構成されています。
- ✓ 「基本的要件」は、環境報告の前提条件となる報告対象組織の範囲、報告対象期間、環境報告にあたって適用した基準・ガイドライン等、環境報告の全体像（環境報告を複数の企業報告媒体や形式で行う場合のそれらの関係性）について説明する情報区分であり、「主な業績評価指標の推移」では、事業者の重要な環境課題に関する実績評価指標（KPI）の中から、特に重点的に取り組む環境課題の実績評価指標を2～3指標抜粋して、それらを、財務指標と共に、経年的な趨勢がわかるように開示します。
- ✓ 「基本的要件」は、一般的な非財務報告媒体である環境報告書やサステナビリティ報告書等において、編集方針として記載されている情報です。
- ✓ 環境報告が有価証券報告書やサステナビリティ報告書等の一部に含まれている場合、それらの報告書全体についての「基本的要件」に相当する情報が開示されていれば、環境報告のパートであらためて「基本的要件」を記載する必要はありません。

1. 環境報告の基本的要件

【報告対象組織】

- ✓ 報告対象組織とは環境報告に含める組織の範囲のことです。これは、環境報告を行う事業者が企業集団の親会社である場合、その環境報告の中に企業集団のどの組織まで含めているのかを伝えるための情報です。
- ✓ 報告対象組織には原則として企業集団全体を含めます。そのため、環境報告を行う事業者（企業集団の親会社）は、自社以外に、企業集団を構成する全ての子会社を含めて、環境報告の報告対象組織とします。
- ✓ 企業集団に含まれる子会社の範囲は連結財務諸表を作成する場合の連結範囲に準じて決定します。この中に関連会社（持分法適用会社）まで含める必要はありません。
- ✓ 環境報告の報告対象組織と異なる範囲の報告対象組織を適用する記載事項がある場合は、まず環境報告全体の報告対象組織を明確にして、それと異なる報告対象組織を適用する記載事項ごとに、その旨と適用した報告対象組織の範囲を説明することが必要です。
- ✓ 前回の環境報告と報告対象組織の範囲が異なる場合は、その旨と範囲の違いについて説明し、経年での比較可能性に配慮することが望まれます。例えば、重要な環境課題について定量的な時系列データを開示している場合、経年的な比較可能性を確保するために、今年度の報告対象組織を過年度データにも遡及的に適用し、その算定し直した結果で時系列的なデータを提供することが望まれます。

開示例

- ・報告対象組織は当社および連結の範囲に含まれる全グループ会社（101 社）です。なお、一部データは異なる報告対象組織で算定されていますが、その範囲はデータごとに説明しています。

【報告対象期間】

- ✓ 報告対象期間には環境報告の作成対象とした期間を記載します。タイムリーな情報を提供する観点から、環境報告は少なくとも年 1 回、定期的に行うことが重要であり、報告対象期間は財務報告の決算期間（事業年度や会計年度）と一致していることが望まれます。
- ✓ 環境報告には、報告対象期間後、環境報告時までに発生した重要な出来事についても、できる限り開示することが望まれます。新しい情報をタイムリーに提供することで、環境報告の有用性を高めることができます。
- ✓ なお、報告対象期間後、環境報告時までに発生した重要な出来事に関して定量データを報告する必要がある場合には、当該報告対象期間の集計には含めず報告し、翌年度の報告対象期間の集計に含めて報告します。

開示例

- ・報告対象期間は当社の事業年度と同じで、20XX 年 1 月から 20XX 年 12 月の 1 年間です。
- ・なお、一部の情報には報告対象期間後に発生した重要な事項に関する情報が含まれています。

【基準・ガイドライン等】

- ✓ 基準・ガイドライン等には、環境報告にあたり事業者が適用した環境報告等に関する作成基準又は作成ガイドライン等の名称を記載します。
- ✓ 「適用した」というのは、その基準・ガイドライン等に準拠して環境報告を作成したという意味で、特定の基準・ガイドライン等を参照したもの、特に準拠したわけではない場合を含みません。既存の基準・ガイドライン等を参照するだけで、部分的にも適用していない場合は、その旨がわかるように、事業者が適用した作成指針を、「自社基準」等の適切な表記によって、記載します。
- ✓ 既存の基準・ガイドライン等の一部を適用した場合には、環境報告の利用者の誤解を招かないように、どの部分を適用したのかについて、具体的に説明することが必要です。

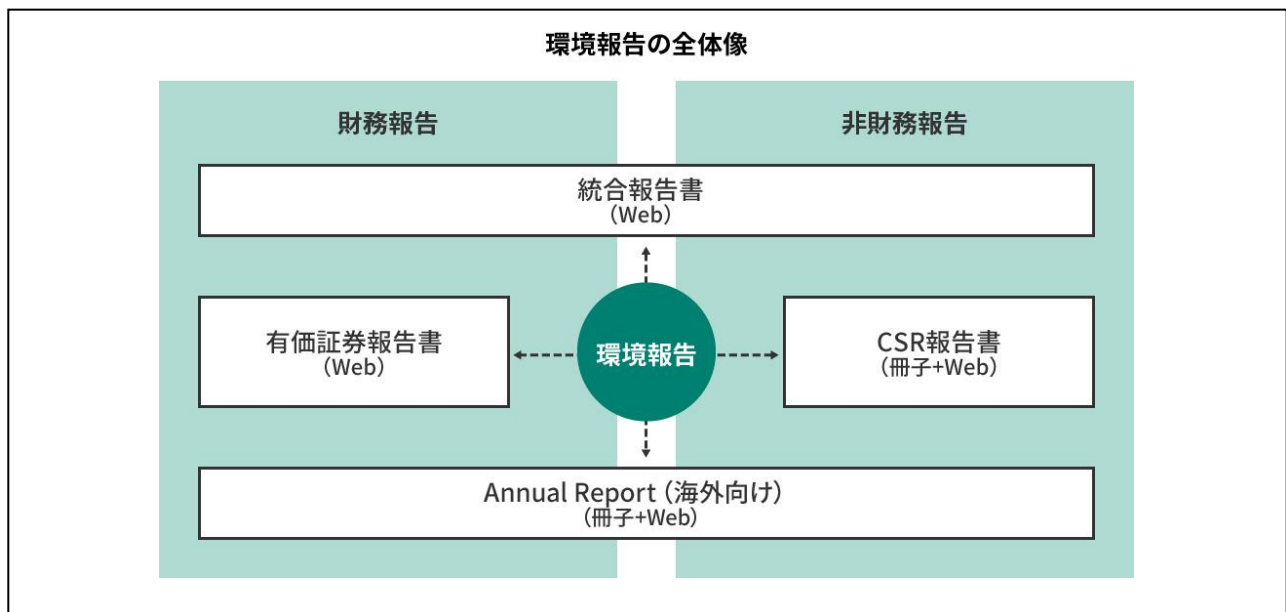
開示例

- ・この報告書は環境報告ガイドライン 2018 年版を適用して作成しています。
- ・なお、一部データには〇〇〇基準を適用しており、その旨を当該データに付記しています。

【環境報告の全体像】

- ✓ 環境報告を複数の企業報告媒体（サステナビリティ報告書、CSR 報告書、有価証券報告書、統合報告書、アニュアルレポート等）や複数の公表形式（冊子、ウェブサイト等）で行う場合には、それらの全体像について、企業報告体系における相互関係がわかるように、図示する等の視覚的な方法を用いて、わかりやすく説明します。

開示例



2. 主な実績評価指標の推移

- ✓ 主な実績評価指標の推移には、事業者が重要であると判断した環境課題への取組実績を示す実績評価指標の中から、特に重点的に取り組む環境課題の実績評価指標を 2～3 指標抜粋して、連結売上高等の主な経営指標を併記しながら、直近の連続する 3～5 年程度の推移が分かるように、一覧表示します。
- ✓ 実績評価指標の例としては、どの事業者にとっても重要な環境課題になる可能性の高い気候変動への取組に関する実績評価指標（GHG 排出量またはその原単位等）、循環経済への適応指標となる廃棄物関連の実績評価指標（リサイクル率、廃棄物最終処分量またはその原単位等）等が考えられますが、基本的には、事業者の環境マネジメントの進捗状況をもっともよく反映する環境課題の実績評価指標を選ぶことが重要です。
- ✓ 主な経営指標の例としては、連結売上高以外に、連結営業利益や連結経常利益等の利益指標、ROA（総資産利益率）や ROE（自己資本利益率）等の利益・資本の関係比率指標等があげられます。これも基本的には事業者が財務業績を評価する際に目安としている指標を利用することが望まれます。
- ✓ サステナビリティ報告書等の中で環境情報が開示される場合には、主な実績評価指標に事業者の重要な社会課題に関する実績評価指標も併記されることがあります。その場合は重要な環境課題の実績評価指標を少なくとも 1 指標選んで記載することが重要です。
- ✓ 主な実績評価指標の推移を示す上で、表形式にするか、グラフ表示するか、または、表とグラフを併用するかは、環境報告の利用者が分かりやすい開示方法を事業者が選択します。

開示例

主な実績評価指標の推移						
	単位	20X1年度	20X2年度	20X3年度	20X4年度	20X5年度
連結売上高	億円	2,300	2,550	2,870	2,600	3,120
ROA	%	5.6	6.3	7.2	6.8	8.0
GHG排出量原単位	トンCO ₂ e/億円	7.6	7.4	7.0	7.1	6.5
廃棄物最終処分量	トン	5,000	4,880	4,200	3,900	3,850

第2章 環境報告の記載事項

1. 経営責任者のコミットメント

- ✓ 重要な環境課題への対応は、事業者の自主的な取組であり、その成果の是非は、最終的にステークホルダーの評価に委ねられます。その評価の基点となるのが経営責任者のコミットメントです。そのため、事業者が重要であると判断した環境課題については、その対応方針等を経営責任者の名において対外的に明言します。

経営責任者のコミットメントの意義

- ✓ 経営責任者のコミットメントは、CEO（社長や代表執行役）等の最高経営責任者もしくは代表権のある環境担当役員が、環境報告を行うにあたり、重要な環境課題への対応についての基本的な考え方や方針を、自らの言葉で、評価指標・目標等も交えて具体的に説明し、その実行について明言（コミット）するものです。
- ✓ 持続可能な社会への移行過程において、事業者が持続的に成長しようとするれば、事業者は社会との共有価値を創造しながら、持続可能な社会に適合的なビジネスモデルを確立することが不可欠です。重要な環境課題への対応は、このプロセスの中で取り組まれるものであり、事業者はその取組成果を通じて持続可能な社会の実現に貢献します。
- ✓ 事業者は、出資者や債権者が拠出した財務的資本だけでなく、自然環境、労働力、社会基盤等の諸資本を利用して、事業活動を営んでいます。したがって、経営責任者は、これらの資本の提供者に対して、資本をどのように利用したのかについての道義的な説明責任を負っています。環境報告は、自然環境の利用について、この説明責任を果たす手段です。
- ✓ 重要な環境課題の範囲や内容は、事業者の業種、業態、経営規模等によって異なるので、事業者は、自主的に、重要な環境課題を特定し、もっとも適切な対応方針を選択して実行します。
- ✓ 自主的な取組であるという性格上、コミットメント自体の適切性や実行結果・実績の妥当性は、事業者組織の外部者であるステークホルダーには判断が困難です。そのため、環境報告では、重要な環境課題にどう対応するのかを、最終的な責任を負う経営責任者が自らの言葉であらかじめ宣言し、事後的に結果や実績を示してステークホルダーの評価を受ける仕組み（pledge & review）になっています。この宣言（対外的に明言（コミット）すること）がコミットメントです。

経営責任者のコミットメント情報の必要性

- ✓ コミットメントがなければ、事業者組織の外部者であるステークホルダーには、重要な環境課題への対応が適切に行われて、その実行結果・実績が妥当なものか否かの判断ができません。当初の方針・計画を示さずに結果だけ伝えるならば、どんな結果が出ても事業者はそれが妥当であると説明できるからです。これでは、環境報告に対するステークホルダーの信頼は著しく損なわれてしまいます。

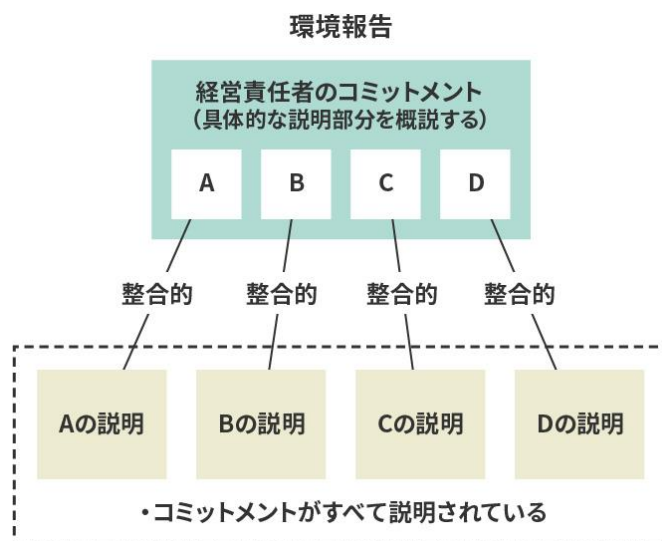
- ✓ あらかじめ方針・計画を示して、事後的に結果や実績の評価を受ける仕組みが機能するためには、経営責任者のコミットメント情報が評価の基点として不可欠です。

報告事項

□ 重要な環境課題への対応に関する経営責任者のコミットメント

- ✓ コミットメントは経営責任者の単なる挨拶やメッセージとは異なります。重要な環境課題への対応は、事業者が責任をもって取り組むべき経営行動の一部であり、その責任の重さを受け止めて、誠実かつ論理的に対応方針等を説明することが大切です。
- ✓ コミットメントの内容自体が適切かどうか、その実行結果・実績が妥当かどうかは、環境報告を利用するステークホルダーが判断するため、コミットメントは明瞭でわかりやすく記載しなければなりません。
- ✓ コミットメントは環境報告においてナビゲーターの役割も果たしています。環境報告の利用者は、まずコミットメントを読んで、その具体的な内容をそれ以降の環境報告で理解するので、1) コミットメントは具体的な説明部分の全体像を俯瞰できるように概略的かつ簡潔に記載すること、2) コミットメントの内容とその具体的な説明に矛盾がないこと、3) 特段の理由がない限り、具体的な説明はコミットメントの内容を網羅することが必要です。

図表 1 経営責任者のコミットメントと具体的な説明の関係



- ✓ コミットメントにおいては、重要な環境課題への対応が、長期ビジョンの中でどのように位置付けられているか、経営戦略や経営計画とどのような関係にあるのか等、可能な限り、事業者の将来見通し情報と関連付けて説明することが望まれます。

開示例

- ・当社は、持続可能な社会の実現に向けて、サプライチェーンマネジメントの強化と環境配慮製品の売上高成長を基本方針とする持続性戦略を長期ビジョンに組み込んでいます。
- ・当社の重要な環境課題は、気候変動、資源循環・資源効率性、水資源、生物多様性であり、それぞれを環境マネジメントの対象として、バリューチェーンレベルでの取組を推進しており、今後もその方針を継続します。

参考になる事例

事例1 味の素株式会社

「21世紀の人類社会の課題」の解決に取り組む

われわれの社会的使命は、開発、原材料調達、生産、販売というわれわれ自身の活動から生活者や顧客の使用シーンに至る全バリューチェーンを通して、また、すべての顧客やサプライヤー、そしてわれわれの従業員と家族の社会生活において、「健康なところとからだ」「食資源」「地球持続性」の3つに対して常に主体的に貢献していくことです。具体的な課題は、2005年から社外のステークホルダーとの対話を繰り返して、2017年に「当社グループに期待される課題解決」を踏まえマテリアリティ(重要課題)を更新し、統合報告書とサステナビリティデータブックに詳細を掲げています。われわれの中期経営計画をSDGsやパリ協定で採択されたイニシアティブと整合させるにあたり、私が強く意識したのは、「2017-2019(for 2020)中期経営計画」(以下、17-19中計)で掲げた「2020年度統合目標」と「環境長期ビジョン」に示したコミットメントが、国際的合意をリードするものにするということです。

重点的な取り組み

将来見通し情報との関連付け

われわれは、なによりも万全の品質保証を第一責任といたします。その上で創業の志「おいしく食べて健康づくり」を事業の中核にして、発展的に世界中の人々に「Eat Well, Live Well.」をより多くの機会に実感していただけるように、食とヘルスケア、ライフサポートの分野でのモノづくり、サービスを通じてこのイニシアティブを発揮していきます。

経営陣は、このイニシアティブによって社会にもたらす価値と企業として追求する経済価値を同時に高めることで味の素グループを持続的成長に導いていきます。そのためにこの価値共創をASV(Ajinomoto Group Shared Value)と名付け、中長期にわたるビジョン実現のための企業戦略の骨子として味の素グループ全体への浸透を図り、17-19中計を策定し、その遂行をけん引しております。さらに、本中計において、事業活動を通じて次の4つの社会課題に重点的に取り組んでいます。

- ① 栄養情報不足による栄養バランスの崩れがもたらす「不足栄養・過剰栄養」
- ② 都市への一極集中や急速に進む高齢化などライフスタイルの変化による多忙化、孤食化がもたらす「こころの健康問題」
- ③ 「食資源の枯渇とフードロス」の食資源課題
- ④ 製品ライフサイクル全体での地球との共生(カーボンニュートラル、フードロスの半減、持続可能な調達、持続的な水資源保全、廃棄物のゼロエミッションの実現)

具体的な説明部分の概説

(出所) 味の素株式会社「味の素グループ サステナビリティデータブック 2018」

実例2 東京海上ホールディングス株式会社

今年6月に発生した大阪府北部地震や平成30年7月豪雨、さらには台風21号や北海道胆振東部地震により、たくさんの皆様が被災されました。東京海上グループでは現在も、現地でのお客様対応をはじめ、グループ一体となって被災地を支え続けています。お客様の「いざ」を支える存在であること、それが私たちの役割であり、使命です。

東京海上グループは1879年の創業以来、お客様の信頼をあらゆる活動の原点におき、お客様や社会の「いざ」を支え、新たな一歩を踏み出す挑戦を応援し続けてまいりました。世界中のお客様の信頼を積み重ねることで、着実に成長を続け、この精神は今もグループに脈々と受け継がれています。

近年は、大きな自然災害が多発しており、また、人口動態の変化やテクノロジーの進化等、従来の延長線上にない目まぐるしい変化が起きています。そのような中、いかに企業がサステナブルな社会づくりに貢献できるかが問われています。2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」が注目を集め、企業が、政府・自治体、NPO、市民等とともに達成に向けて取り組んでいくことが期待されていることもその一つの表れでしょう。これまで積み上げた刻々と変化する社会からの期待に応えることも、企業としての大事な使命で、これからは、SDGsを見出し、2018年度からスタートした新中期経営計画「To Be a Good Company」の実現に向けて、限らない努力を続けていくという私たちの決意が込められています。

東京海上グループでは、CSRは経営理念の実践そのものであり、社会課題の解決に取り組むことがグループのサステナブルな成長につながると考えています。新中期経営計画「To Be a Good Company 2020」では、「安心・安全をお届けする」「地球を守る」「人を支える」をCSR主要テーマとして掲げ、グローバルに全社員参加型で社会のお役に立つための取り組みを推進しています。社員一人ひとりが、より一層自らの発意によって誠実で思いやりのある行動を積み重ね、その思いと行動が組織やグループ全体に広がることで、革新的な商品・サービス提供や地域・社会への貢献につながる連環を創出し、サステナブルな未来づくりを推進していきます。そして、これらにより、すべての人や社会から信頼される「良い会社“Good Company”」となることを目指してまいります。

将来見通し情報との関連付け

地球を守る

気候変動問題の解決に向けて、2015年に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議にて「パリ協定」が採択されました。環境・エネルギー問題の解決の他にも生物多様性や生態系の保全、サステナブルな循環型社会づくりなど、様々な「地球を守る」取り組みの推進が期待されています。東京海上グループでは、お客様とともに地球を守る「Green Gift」プロジェクト^{※1}を推進し、商品・サービスを通じた国内外の環境保護活動を行っています。東京海上日動が1999年から始めた「マングローブ植林」は、今では、ボランティア植林ツアーに東京海上日動の経営メンバーや国内外のグループ会社社員が参加する等グループのCSRを象徴するプロジェクトとなりました。また、自社の事業活動が大量の紙資源やエネルギーを消費し、環境に負荷を与えていることを絶えず意識するとともに、ISO14001や独自の環境マネジメントシステム（みどりのアシスト等）を導入し、上グループは、地球の未来を考え、責任ある行動をとるグローバル保険グループとします。

具体的な説明部分の概説

商品・サービスを通じた価値創出

東京海上日動は、2009年から「お客様と一緒に環境保護活動を行うこと」をコンセプトに「Green Gift」プロジェクトを開始し、マングローブ植林の推進力としてきました。2013年10月からは、同プロジェクトの範囲を国内の環境保護活動にも広げ、社会の一員として、各地域の皆様とともに国内外の環境保護活動を支援しています。さらに2016年10月からは国内環境保護活動の呼称を「Green Gift地球元気プログラム」と改め、お客様や地域社会により親しまれる活動になることを目指し、さらなる環境保全の推進に努めています。その他、「Green Gift」プロジェクトを参考に、米国フィラデルフィア社が山火事の多い地域での防災・減災に資する“PHLY 80K Trees”植林プロジェクトを2015年から新たに開始する等、本業を通じて地球を守る取り組みが、国を跨って広がっています。

環境経営の推進～CO₂排出量削減とカーボン・ニュートラル

東京海上グループでは、節電・省エネルギーやタブレットを活用した業務効率向上、ペーパーレス等に取り組むとともに、グループ全体（連結ベース）で、事業活動に伴うCO₂排出量をマングローブ植林プロジェクトやグリーン電力購入によるCO₂固定・削減効果で相殺する「カーボン・ニュートラル^{※2}」を2011年度に加え、2013年度から2017年度までの5年間連続して達成しました。これからはCO₂排出量削減とカーボン・ニュートラル実現に向けた取り組みを推進していきます。

マングローブ植林に込めた私たちの思い

1999年に開始したマングローブ植林は今年で20年目を迎え、植林面積は10,550ヘクタール（2018年3月末累計）に達し、累計約350億円を超える経済価値を創出するとともに、マングローブの森やその周辺に住む約125万人の人々に影響をもたらしています。マングローブは、CO₂を多く吸収・固定することで地球温暖化の進行を抑え、貝、エビ、カニ、魚等の住み処となって生物多様性を保全し、みどりの防波堤として津波や暴風雨等からコミュニティを守る役割を果たしています。また、水産・森林資源等の地域住民の生活に欠かせない物資を提供し、暮らしの安定と向上に貢献しています。東京海上グループは、地球の未来を守るこの事業を100年継続することを目指しています。

環境啓発・教育

東京海上グループでは、小学生等が楽しみながら地球環境保護やマングローブ植林について学ぶ、社員ボランティアによる出前授業「みどりの授業」や、子どもたちから作文や絵画を募集し、入賞者を西表島エコ体験ツアーに招待する「こども環境大賞」、「丸の内市民環境フォーラム」等の環境啓発・教育を推進しています。

（出所）東京海上ホールディングス株式会社「東京海上ホールディングス サステナビリティレポート2018」

実例3 太平洋セメント株式会社

経営基盤の強化に向けCSRを推進

当社グループは「CSR目標2025」として①災害防止 ②温室効果ガス排出抑制 ③ダイバーシティの3分野の定量目標を定め、「17中期経営計画」に組み込みました。「20中期経営計画」においてもこの流れを引き継ぎ、経営基盤の強靱化に向けた重要な施策として展開していきます。近年、多くの企業が賛同の意を示している国連「SDGs(持続可能な開発目標)」に都市インフラを支える基幹産業として貢献していく意味でも、経営上の目標と社会課題の解決に向けたCSRの統合は欠かせないものであると認識しています。

災害防止は、これまでも繰り返し注力してきた取り組みです。従業員を
将来見通し情報との関連付け
文化の構築」に向けて、トップ層が強い意志をもって、変

えるべきところは変えていきたいと考えています。

温室効果ガス排出抑制は、セメント産業の力の見せどころだと考えています。セメントはその製造過程で大量のCO₂を排出しますが、それを宿命と片付けてしまっては進歩はありません。例えば、煙突から出るCO₂を回収する技術を確立できれば、社会課題の解決という意味でも大きく前進する可能性が高まります。一朝一夕にできることはありませんが、まずはやってみることが大切だと考えています。

ダイバーシティに関しては、国内における労働力人口の減少を補う意味でも特に女性の活躍推進に重点を置き、意識改革や環境整備に取り組んでいます。女性を採用すること自体は簡単ですが、しっかりと職場に定着して、生きがいをもって働けるかどうか大切です。一度職場を離れるにしても、スムーズに復帰ができるような職場環境を確立させ、ダイバーシティを進捗させたいと思います。

(出所) 太平洋セメント株式会社「CSR REPORT 2018」

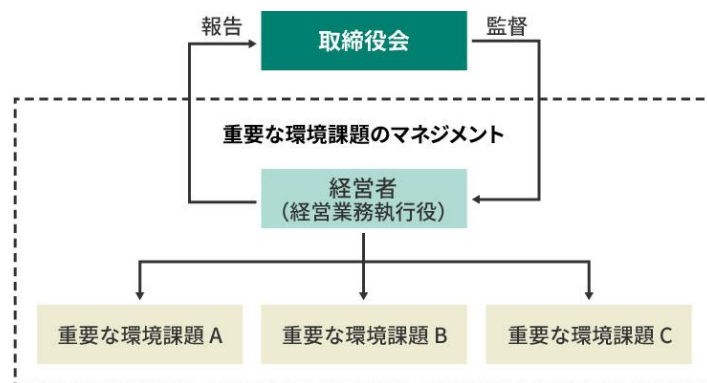
2. ガバナンス

- ✓ 持続可能な社会への移行は長期間にわたるため、その間、事業者が、重要な環境課題に対し、組織として適切な対応を一貫して継続しようとするれば、健全なガバナンス体制の存在が不可欠です。

ガバナンスの意義

- ✓ ガバナンスは、組織の所有者が組織行動を制御するための仕組みであり、組織を目的達成に向けて適切に行動するように誘導し、その長期的な維持・存続・発展を可能にするために採られる、全ての統治行為を指しています。
- ✓ 組織が株式会社の場合、所有者は株主であり、組織行動は経営者が主導するので、ガバナンスは株主が経営者の経営行動を統治する行為ということになります。ただし、会社組織において株主の利益を代表してガバナンスの主体になるのは株主が選任した取締役なので、経営者の組織行動を統治するのは取締役になります。なお、厳密に言えば、経営者が経営行動の一環として会社組織と従業員を統治する行為は内部統制であって、ガバナンスには該当しません。
- ✓ 環境報告ガイドラインでは、ガバナンス情報を環境報告の記載事項としていますが、そのガバナンスの意味する行為とは、「事業者の会社組織が、事業活動の直接的・間接的な環境に与える重大な影響を漏れなく識別し、それらを適切に管理すること（重要な環境課題のマネジメント）により、持続可能な社会への移行プロセスにおいて、自らも持続的な発展を遂げられるように、取締役会が必要な監督責任を果たすこと」です。
- ✓ ガバナンスの効いている組織では、重要な環境課題のマネジメントを長期的に一貫して継続することが可能になり、持続可能な社会で受け容れられるビジネスモデルの確立を容易にします。
- ✓ 事業者の組織が株式会社である場合、ガバナンスの主体は株主ですが、会社組織上は、株主によって選任された取締役を構成員とする取締役会がガバナンスの実行組織であり、重要な環境課題の管理権限を委譲された経営陣による、重要な環境課題のマネジメントに関する業務執行を監督します。

図表 1 重要な環境課題のガバナンス体制



ガバナンス情報の必要性

- ✓ 持続可能な社会への移行プロセスにおいて、重要な環境課題のマネジメントは、事業者の自社グループを中心とする従来型の環境マネジメントよりも、時間的、空間的、また取引関係においても、著しく対象範囲の拡大を迫られています。
- ✓ それは重要な環境課題のマネジメントが持続可能な社会への移行と密接に関わっているからです。持続可能な社会への移行が進めば、事業者は有限な資源・エネルギーへの依存から脱却を迫られることになり、その状況への適応自体が重要な環境課題になる場合も少なくありません。また、環境規制の増加・厳格化や事業者の環境マネジメントに対する社会的期待の増大によって、重要な環境課題のマネジメントは、質と量の両面で事業者にとって負担の大きい業務になることが予想されます。
- ✓ 業種・業態・事業規模等の違いに関係なく、いかなる事業者も持続可能な社会への適応を回避することはできません。事業活動が持続可能な社会に適しないものであれば、事業者の持続的な成長も困難になるため、事業者の会社組織が長期的に維持・存続・発展を目指そうとすれば、ビジネスモデルの転換も含めて、持続可能な社会への移行に向けた適応措置を講じる必要性が生じます。もちろん、環境配慮型製品・サービスを主力に事業展開する事業者にとっては、持続可能な社会への移行が大きなビジネス機会をもたらすことも事実です。
- ✓ 持続可能な社会への移行は長期間にわたって不規則に進展するプロセスです。そのため、重要な環境課題のマネジメントにも長期的な視点が必要になり、戦略の見通すべき視野の範囲は、時間的に大幅な拡大を余儀なくされます。また、重要な環境課題のマネジメントは事業者の全社的な組織行動なので、これを長期的に一貫した戦略で継続しようとするれば、健全なガバナンス体制の確立が不可欠になります。
- ✓ 重要な環境課題のマネジメントは、事業者の自社グループを越えて、バリューチェーン全体に対象範囲を拡大します。重要な環境課題は、事業活動の直接的な影響だけでなく、事業活動が間接的に環境に与える重大な影響まで含むため、取引関係に起因してサプライチェーンで発生する環境課題や販売された製品・サービスの使用・廃棄段階で発生する環境課題も、事業者のマネジメントの範囲に含められる可能性があるからです。これが取引関係による対象範囲の拡大です。
- ✓ 重要な環境課題のマネジメント範囲を事業者の自社グループだけに留めるのであれば、事業者の負うべき環境責任が他の経済主体に転嫁されて、そのマネジメントは十分に機能なくなり、結果として、持続可能な社会の実現も困難になります。こうした事態をもたらさないためにも、会社組織を持続可能な社会に適応させるガバナンスの存在が必要です。
- ✓ 事業者が企業集団を構成する場合、事業者の自社グループを中心とする従来型の重要な環境課題のマネジメントにおいても、事業者の自社グループの範囲には親会社だけでなく、原則として全ての子会社を含みます。しかし、我が国の実務では、企業集団全体を一元的なマネジメントでカバーする事業者は、それほど多くないのが実情です。その上で重要な環境課題のマネジメントをバリューチェーン展開しようとするれば、各子会社のバリューチェーンをマネジメント範囲に含めることになって、その範囲が空間的に拡大し、現場での対

応は著しく困難になります。これもまた組織全体のガバナンスに帰着する問題なのです。

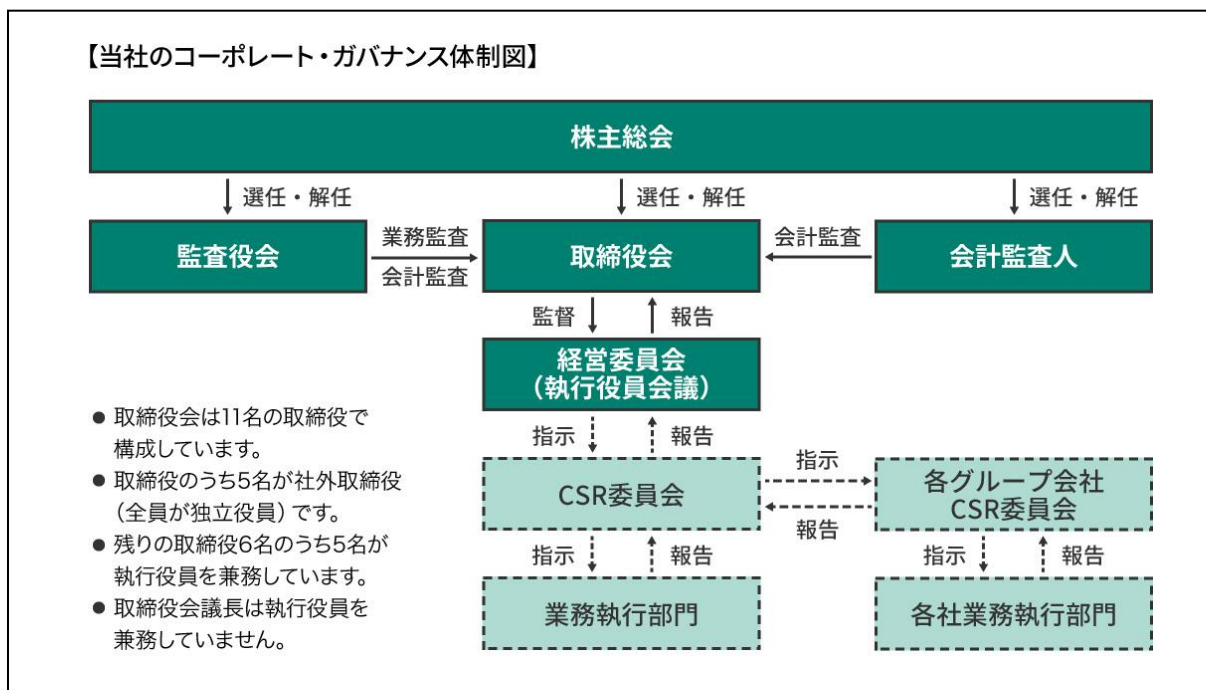
- ✓ このように、重要な環境課題のマネジメントが適切に実施される前提として、健全なガバナンス体制の確立が不可欠であり、ステークホルダーが環境報告を正しく理解しようとするれば、報告主体である事業者のガバナンスは欠くことのできない重要な情報になります。
- ✓ なお、報告事項として説明する3つの事項が、事業者のコーポレートガバナンス報告書等ですでに開示されている場合は、その旨を記述して、環境報告での記載を省略することが可能です。

報告事項

□ 事業者のガバナンス体制 … ①

- ✓ コーポレートガバナンスに関する事業者の組織体制を説明します。その際、監査役会設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社等の会社法上の機関設計（詳細解説を参照）について説明すると共に、ガバナンス体制の健全性に関する情報を付記します。
- ✓ ガバナンス体制の健全性は、事業者が採用した会社法上の機関設計が有効なガバナンスを提供していることを示す特性で、1) 会社組織における監督機能と業務執行機能の分離、及び2) 取締役会の独立性、によって説明します（詳細解説を参照）。
- ✓ 会社組織における監督機能と業務執行機能の分離では、1) 取締役会議長と代表執行役社長のような最高経営責任者の兼務状況、2) 取締役会の構成メンバーのうち、業務執行役を兼務する取締役と兼務しない取締役の人数を、それぞれ記載します。また、当初の機関設計では含む必要のない業務執行役員を、取締役とは別に選任し、監督機能と業務執行機能を実質的に分離している会社の場合は、その旨を記載します。
- ✓ 取締役会の独立性については、取締役会の人数、社外取締役の人数、独立役員に指定されている社外取締役（詳細解説を参照）の人数を、それぞれ記載します。

開示例



＊上記の開示例では、重要な環境課題のガバナンス体制とマネジメント体制を全体的に俯瞰できるように記載してあります。その中の実線表示した部分がコーポレートガバナンス体制図になります。

□ 重要な環境課題の管理責任者 … ②

- ✓ 事業者の環境課題全般を統括する、もっとも上位の責任者を、会社組織上の職名で記載します。氏名やその他の属性を記載する必要はありません。

開示例

・重要な環境課題の管理責任者は CSR 委員会委員長を務める代表執行役社長です。

□ 重要な環境課題の管理における取締役会及び業務執行組織の役割 … ③

- ✓ ガバナンスは、事業者が持続的に成長できるように、株主が取締役会を通じて業務執行組織の行動を監視する仕組みであるため、ガバナンスの説明に際しては、重要な環境課題への対応に取締役会がどのように関与しているかを明確にすることが重要です。
- ✓ まず、取締役会が重要な環境課題のマネジメントについて、どのように監督しているかを説明します。その際に、1) 重要な環境課題のマネジメントについて、どの程度の頻度とルートで情報を入手しているか、2) 重要な環境課題への対応に関して設定された目標の達成度をどのように監督しているか、3) 長期ビジョンや中期経営計画を立案する際に、重要な環境課題をどのように配慮しているかについて、報告主体の会社単体だけでなく、支配する企業集団全体に対する監督状況もわかるように言及します。

- ✓ 指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社、または監査役会設置会社で取締役会に委員会を任意で設置する会社であって、重要な環境課題のマネジメントに関する監督機能を、それらの各種委員会が所管する場合は、それらの委員会を前項の「取締役会」に読み替えます（以下同じ）。
- ✓ 経営責任者が重要な環境課題のマネジメントに関する権限を、環境委員会や CSR 委員会等の他の業務執行組織に委譲している場合は、その重要な環境課題のマネジメントを所管する業務執行組織（所管組織、以下同じ）の役割を説明します。その際に、1) 所管組織の名称と会社組織上の位置付け、2) 所管組織が重要な環境課題のマネジメント結果について経営責任者に報告する手順（報告しない場合は、その旨）、3) 経営責任者が所管組織から報告を受けた重要な環境課題のマネジメント結果について取締役会に報告する手順（報告しない場合は、その旨）に言及します。

開示例

【重要な環境課題のマネジメントに関する取締役会の役割】

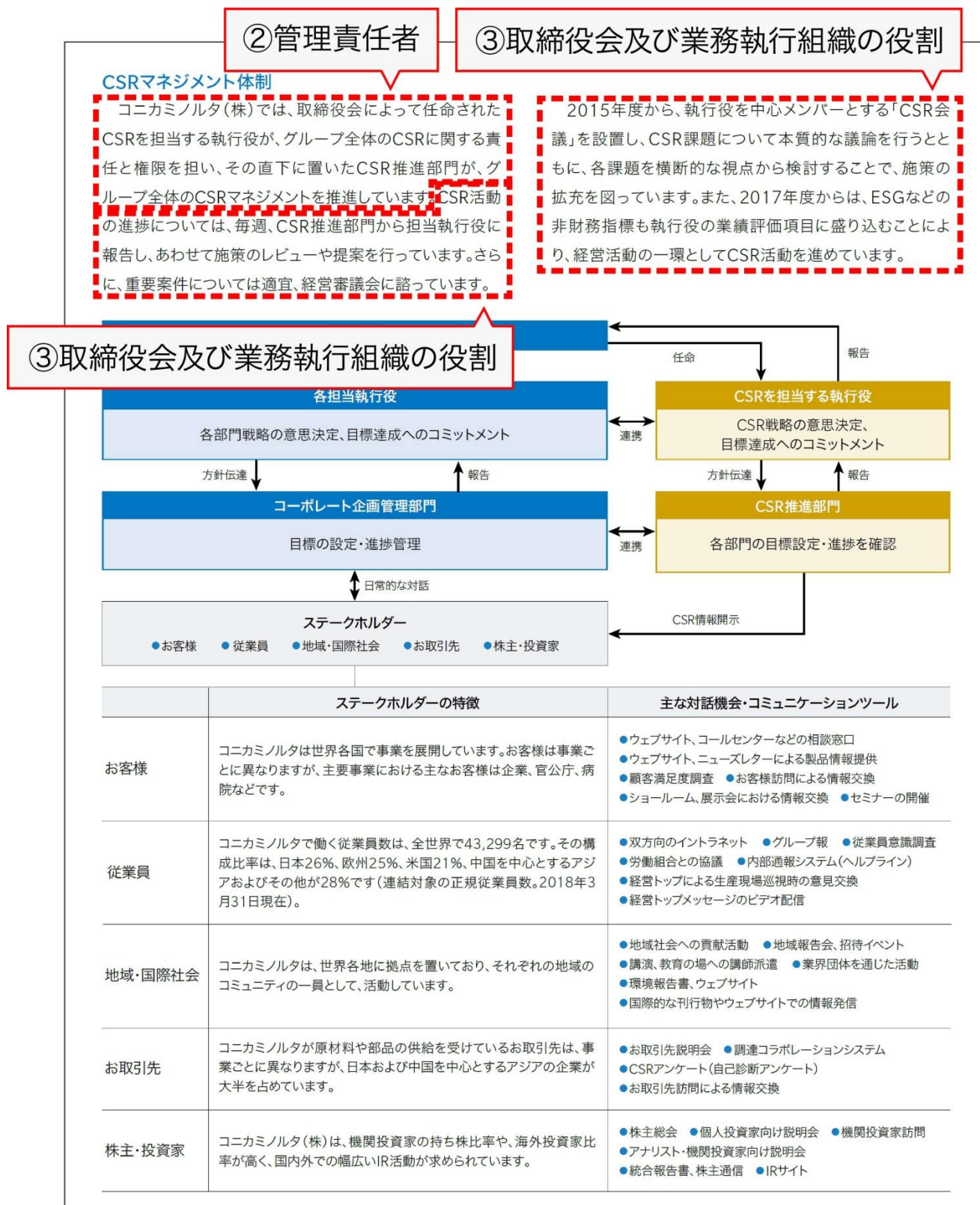
- ・持続可能な社会への早期適応と重要な環境課題の適切なマネジメントは当社の基本理念であり、それらに関する目標は長期ビジョン及び中期経営計画に反映されています。
- ・取締役の報酬制度は重要な環境課題のマネジメントに関する目標の達成度に連動しています。
- ・取締役会は経営委員会から 4 半期ごとに重要な環境課題のマネジメント状況について報告を受けます。

【重要な環境課題のマネジメントに関する経営委員会（執行役員会議）の役割】

- ・持続可能な社会への適応戦略と重要な環境課題のマネジメントは、経営委員会の下に設置された CSR 委員会が所管しています。
- ・CSR 委員会の業務遂行状況は、月に一回、経営委員会に報告します。

参考になる実例

実例1 コニカミノルタ株式会社



(出所) コニカミノルタ株式会社「CSR レポート 2018」

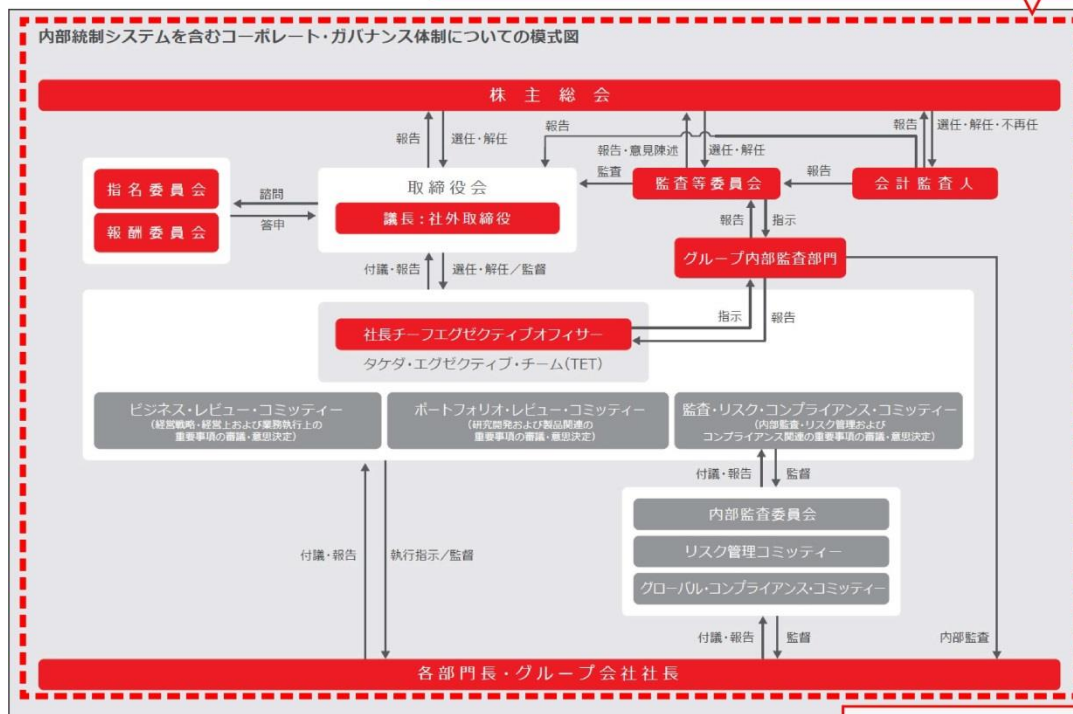
实例2 伊藤忠商事株式会社

コーポレート・ガバナンス体制概要	
コーポレート・ガバナンス体制早見表	
機関設計の形態	取締役会・監査役（監査役会）設置会社
取締役の人数（うち、社外取締役の人数）	8名（3名）
監査役の人数（うち、社外監査役の人数）	5名（3名）
取締役の任期	1年（ただし、任期満了の日以後、取締役の職務を執行する権限を有する）
執行役員制度の採用	採用（執行役員は取締役会に報告する）
社長の意思決定を補佐する機関	指名委員会 ガバナンス・報酬委員会
取締役会の任意諮問委員会	監査役会（監査役会）設置会社
①ガバナンス体制（監査役会設置会社）	
当社のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制システムの概要図	
（2018年6月22日現在） 株主総会 取締役会（取締役） 監査役会（監査役） 指名委員会 ガバナンス・報酬委員会 会計監査人 会計監査 HMC CSO CAO・CIO CFO 監査部 内部統制委員会 開示委員会 ALM委員会 コンプライアンス委員会 サステナビリティ委員会 投融資協議委員会 ディビジョンカンパニー 環境カンパニー 機械カンパニー 金属カンパニー エネルギー・化学品カンパニー 食料カンパニー 住生活カンパニー 情報・金融カンパニー	
※1 CEO＝Chief Executive Officer COO＝Chief Operating Officer CSO＝Chief Strategy Officer CAO・CIO＝Chief Administrative & Information Officer CFO＝Chief Financial Officer HMC＝Headquarters Management Committee ALM＝Asset Liability Management ※2 コンプライアンス統括役員はCAO・CIO、また、各ディビジョンカンパニーにはカンパニー・プレジデントを設置。 ※3 内部統制システムは社内のあらゆる階層に組み込まれており、それらを表記することはできませんので、主要な組織。	
②管理責任者	
サステナビリティ推進体制	
伊藤忠商事では、全社サステナビリティ推進のための施策は、サステナビリティ推進室が企画・立案し、担当役員であるCAO・CIOの決定の下、国内外の各組織で推進しています。また方針の策定や重要な案件については主要な社内委員会のひとつである「サステナビリティ委員会」で議論・決定しています。サステナビリティ委員長は、委員長としての役割に加え、取締役会、HMC及び投融資協議委員会に参加、サステナビリティ推進の主要な活動状況は定期報告として取締役会へ報告されるなど環境や社会に与える影響も踏まえた意思決定が行われています。定期的にアドバイザー・ボードなど社内外のステークホルダーとの対話を図ることによって当社に対する社会の期待や要請を把握し、それらをサステナビリティ推進に活かしています。	
③取締役会及び業務執行組織の役割	
社長COO HMC サステナビリティ委員会 投融資協議委員会 サステナビリティ推進室（サステナビリティ・統括責任者）（ESG/AO）社内環境監査事務局 ステークホルダー（ESG/AO）外部関係機関 カンパニー・経営企画部長（ESG責任者） 本社電機部長（ESG責任者） 国内支社長（ESG責任者） ESG推進担当 ESG推進担当 ESG推進担当 ESG推進担当 ESG推進担当 ESG推進担当	
サステナビリティ推進体制図	
2017年度 サステナビリティ委員会	
メンバー	委員長：CAO、委員：情報・金融カンパニー・プレジデント、食糧部門長、広報部長、人事・総務部長、法務部長、常勤監査役、各ディビジョンカンパニー・経営企画部長
主な議案	サステナビリティ取組方針、環境マネジメントレビュー

(出所) 伊藤忠商事株式会社「Sustainability Report 2018」

实例3 武田薬品工業株式会社

①ガバナンス体制（監査等委員会設置会社）



② 管理責任者

グループ全体の管理体制の構築

タケダは、1970年に「環境保全対策委員会」を設置して以来、中長期的な視点を持って環境保全活動を継続しています。「武田薬品グループ環境自主行動計画」で地球温暖化対策、廃棄物削減などの目標値を定め、進捗をモニタリングし、活動を推進しています。

2017年4月には、環境(E)、健康(H)、安全(S)の課題に対する取り組みをグローバル企業としてより一体化して推進するため、「EHSに関するグローバルポリシー」を新たに定め、全社的な組織である「コーポレートEHS委員会」を設立しました。また、ポリシーを実行していくための「グローバルEHSガイドライン」を制定し、プロダクツチュワードシップの遂行を主要な責務に追加するなど、国際社会から求められる優先課題に積極的に取り組むべく、EHS管理体制を強化しました。

タケダは、グローバル製薬企業としての責任を果たすために、国際社会とともに環境保全活動に取り組む重要性を認識しており、「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」で採択された「パリ協定」を支持し、その実現に向けて取り組んでいくことを宣言する「パリ行動誓約」に署名しました。また、気候変動に関する世界最大の企業主導型イニシアティブ「Caring for Climate」に参加しています。タケダは、230年以上にわたって培ってきた誠実なくすりづくりの伝統、そして普遍的価値観タケダイズムを基盤として、従業員一人ひとりがグローバルな視点を持って、EHS活動を進めています。

コーポレートEHS委員会

タケダは、タケダ・エグゼクティブ・チームのメンバーであるグローバル マニュファクチャリング&サプライ オフィサー (GMSO)を委員長とし、タケダの全部門の代表者で構成される「コーポレートEHS委員会」を設置し、EHS活動をグローバル全体で推進する体制を構築しています。

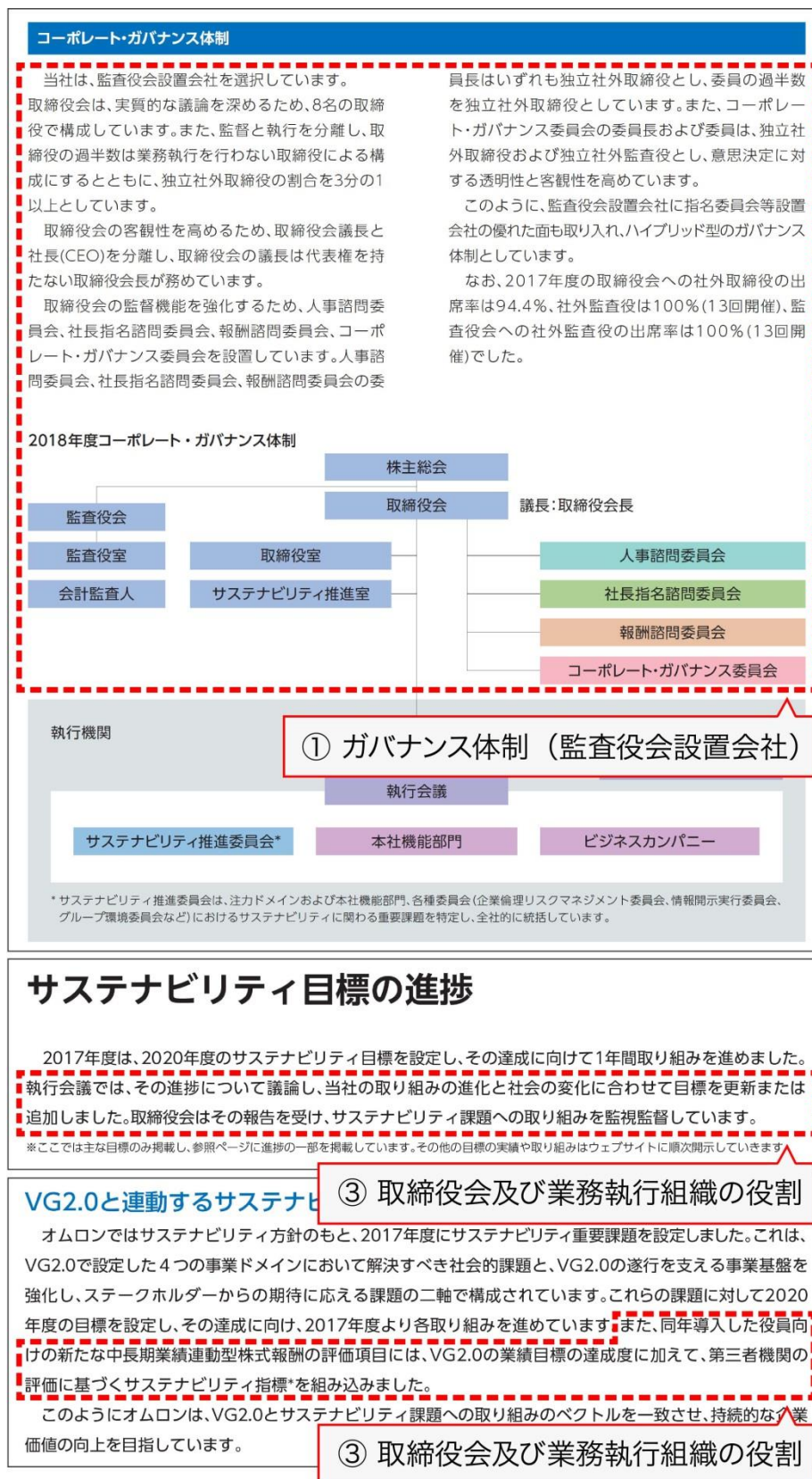
「コーポレートEHS委員会」では、EHSに関するタケダの戦略や活動を制定し、全社目標ならびに重要施策を決定します。また、進捗を管理してタケダのEHS活動を継続的に改善していきます。活動内容については、社長CEOおよびタケダ・エグゼクティブ・チームによるビジネス・レビュー・コミッティーに報告しています。

③ 取締役会及び業務執行組織の役割

具体化するために、2010年度に「武田薬品グループ環境自主行動計画」を制定しました。グローバル製薬企業としての社会的責任を果たすために、地球温暖化対策、廃棄物削減などの具体的な目標値を設定しており、年度ごとに進捗状況を把握し、目標達成に向けた活動を継続しています。さらに、2020年度を目標年とする自主行動計画を制定し活動を進めるとともに、CO₂排出量については2030年度削減目標を策定しました。

(出所) 武田薬品工業株式会社「Sustainable Value Report 2018」

実例4 オムロン株式会社



(出所) オムロン株式会社「統合レポート 2018」

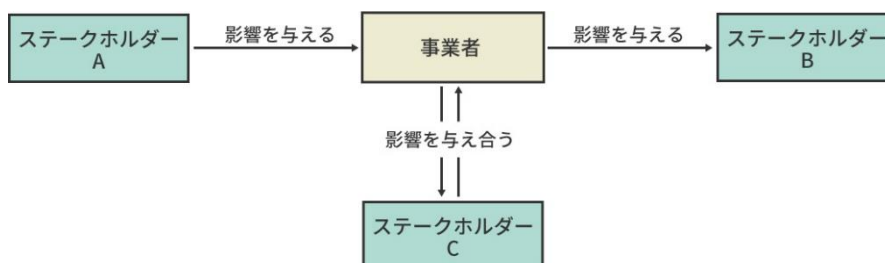
3. ステークホルダーエンゲージメントの状況

- ✓ 事業者は、重要な環境課題への対応に影響を与えるステークホルダーと良好な関係を築き、重要な環境課題の特定や対応方針の決定・実行プロセスを円滑に進めるために、ステークホルダーエンゲージメントを実施する場合があります。その実施状況について情報開示することは、事業者がステークホルダーの意向にどのように配慮しているかを示す有効な手法です。

ステークホルダーエンゲージメントの状況の意義

- ✓ ステークホルダーは事業者との間に何らかの利害関係を有するか、事業者の事業に関心のある個人またはグループです。ステークホルダーとの関係は、事業者との相互的な影響から生じており、影響の与え方・受け方には、1) 事業者や事業者の活動に影響を与える、2) 事業者や事業者の活動から影響を受ける、3) 事業者や事業者の活動に影響を与えると同時に、事業者や事業者の活動からも影響を受ける、の3パターンがあります。これらの利害関係者には、株主、債権者、投資家、従業員、労働組合、取引先、消費者、地域社会、NGO・NPO、政府・自治体等が含まれます。
- ✓ ちなみに、投資家には潜在的な投資家や消費者等まで含まれるため、ステークホルダーの範囲は最終的に社会全体に及ぶことになります。

図表 1 事業者とステークホルダーの影響パターン



- ✓ ステークホルダーエンゲージメントは、事業者がステークホルダーのことをよく理解し、ステークホルダーとその関心事を、事業活動と意思決定プロセスに組み込む組織的な試みであり、事業者が単独で実施する場合やステークホルダーと協働して実施する場合等、多様な行動形態を含んでいます。
- ✓ ステークホルダーエンゲージメントには、大別して、情報伝達 (communication)、諮問・相談 (consultation)、対話 (dialogue)、協働 (partnership) の4つの行動形態があるといわれています¹⁰。
- ✓ 情報伝達は、報告書の発行、報道発表、記者会見、資料配付等による、事業者のステークホルダーに向けた片務的な情報提供行為を意味しています。ただし、この場合は、報告書のアンケート回収等を除き、一般的に、エンゲージメント結果（情報提供を受けたステークホルダーの反応）について、事業者がステークホルダーから何らかのフィードバックを受けることはありません。

¹⁰ AccountAbility, UNEP & ARAC, The Stakeholder Engagement Manual (Volume 1), 2005.

- ✓ 諮問・相談は、事業者がステークホルダーから意見聴取する行為で、アンケート調査やステークホルダーへの諮問が含まれており、アンケート結果に関連して、事業者からステークホルダーへ何らかのフィードバックが行われる場合もあります。
- ✓ 対話は事業者とステークホルダーの意見交換の場です。ここには属性の異なる複数のステークホルダーから構成される会議体やステークホルダー代表による諮問委員会等が含まれており、事業者は、エンゲージメントへの対応を通じて、ステークホルダーへのフィードバックを行うのが一般的です。
- ✓ 協働は事業者とステークホルダーが協働して特定のプロジェクトに取り組む行為です。生物多様性に関する調査等のように事業者が NGO 等と協働して行う取組や、海外での植林活動等のように事業者とステークホルダーによる共同事業の運営等が含まれます。ステークホルダーは行為当事者なので、エンゲージメント結果は事業者と相互にフィードバックし合う関係になります。
- ✓ 環境報告ガイドライン 2018 年版が記載事項に指定する「ステークホルダーエンゲージメントの状況」は、事業者が実施したステークホルダーエンゲージメントの状況説明であり、どのカテゴリーのステークホルダーに対して、どんな形態のエンゲージメントを、どのように実施したのかについての実態開示を促しています。例えば、ESG 投資家と事業者の重要な環境課題への対応について日常的・継続的に対話している場合であれば、その旨と実施結果（対話・説明会の回数、得られた成果等）を具体的に説明します。

ステークホルダーエンゲージメントの状況情報の必要性

- ✓ ステークホルダーとの良好な関係は事業主にとって一種の経営資源であり、その意向や動向を無視して事業を行うことはリスク要因にしかありません。継続的なステークホルダーエンゲージメントを通じて良好な関係を強化することが事業を円滑に進めるポイントです。ステークホルダーエンゲージメントの状況に関する情報開示は、事業者がステークホルダーに配慮しながら事業を進めていることをステークホルダーに伝える有効な手段であり、両者の関係強化に貢献します。
- ✓ 事業者の社内では、ステークホルダーエンゲージメントの状況を情報化することで、様々なチャネルを通じて実施する多様なステークホルダーエンゲージメントの全体像を俯瞰できるようになり、ステークホルダーエンゲージメントに対する従業員の意識・スキル向上に役立つだけでなく、ステークホルダーエンゲージメントの将来的な改善に重要な基礎データの提供が可能となります。
- ✓ 環境デューディリジェンス¹¹を実施する場合は、生物多様性のように、専門的な NGO とのエンゲージメントなしには早期の問題解決が困難な課題があります。そうしたケースでは、デューディリジェンス・プロセスに情報開示が組み込まれているために、ステークホルダーエンゲージメントの状況に関する情報開示が必ず求められることになります。

¹¹ 「環境デューディリジェンス」については、本解説書の第 2 章 4.「リスクマネジメント」を参照。

報告事項

□ ステークホルダーへの対応方針 … ①

- ✓ ステークホルダーへの対応方針では、重要な環境課題への対応に際して、どのようにステークホルダーエンゲージメントを利用するのかを、ステークホルダーの特定方針やステークホルダーエンゲージの実施方針によって、説明します。
- ✓ 明文化された方針を策定していない場合でも、ステークホルダーに関する基本的な考え方が確立されている場合は、それもステークホルダーへの対応方針に含めます。
- ✓ ステークホルダーエンゲージメントやステークホルダーに対する方針がない場合は、その旨を記載します。

開示例

- ・ステークホルダーとの良好な関係作りは、当社が持続的な成長を目指す上で不可欠な要素であり、重要な経営課題として全社的に取り組むことを基本方針にしています。
- ・重要な環境課題への対応に関わるステークホルダーは、顧客、株主・投資家、従業員、取引先、地域社会、行政であり、各ステークホルダーとのエンゲージメントを通じて集積した意見・意向を分析して、重要な環境課題を抽出しています。
- ・グローバルベースで対応が必要な環境課題については、情報を社内で共有し、課題解決に向けて全力で取り組みます。

□ 実施したステークホルダーエンゲージメントの概要 … ②

- ✓ 実施したステークホルダーエンゲージメントの概要は、1) エンゲージメント対象はどのカテゴリーのステークホルダーか、2) そのステークホルダーの主な課題は何か、3) エンゲージメント手段として何を実施したか、4) エンゲージメントの実施頻度はどの程度か、に留意して説明します。
- ✓ 重要な環境課題への対応に関する取組状況について、ステークホルダーからのフィードバックを得ている場合は、その旨も説明することが望まれます。
- ✓ ステークホルダーエンゲージメントの概況を説明する際は、図・表のような視覚的な方法を活用して、ステークホルダーエンゲージメントの全体像を理解しやすくする工夫が望まれます。

開示例

ステークホルダー	重要な課題	エンゲージメント手段	実施頻度
顧客	環境配慮製品	顧客満足度調査	年1回開催
従業員	エコマインドの醸成	社内セミナー	年1回開催
株主／投資家	企業価値の増大	IR説明ミーティング	随時開催
サプライヤー	環境マネジメント強化	グリーン調達	通年運用
地域社会	環境保全	定例協議会	年2回開催
NGO／NPO	環境保全での協働	対話・諮問	随時開催

参考になる事例

事例1 株式会社日立製作所

対話を通じた課題把握およびイニシアティブ参画 ② 2) 課題

日立のアプローチ		② 4) 頻度	
社会イノベーション事業を推進する日立は、それぞれの国・地域のさまざまな社会課題を的確に察知し、お客様をはじめとする多様なステークホルダーとの協創による課題解決に取り組んでいます。事業の推進においては、ステークホルダーとの双方向のコミュニケーションを重視するとともに、さまざまな団体と連携しながら積極的にイニシアティブに参画しています。		① お客様満足 ② サルデザイン ③ 顧客への対応	
ステークホルダーエンゲージメント		① 対応方針	
ステークホルダーとのコミュニケーション		② 1) 対象	
ステークホルダーとのコミュニケーションの結果は各部門へと共有され、事業への示唆として積極的に活用しています。企業がどれだけステークホルダーの声を取り入れながら事業を改善しているのかということに社会の関心が集まる中、今後も、事業でかかわる社会の皆様の声を生かす仕組みづくりをグローバルに整備・推進していきます。		② 3) 手段	
ステークホルダー		主な窓口となる部門	
お客様		品質保証 営業	
株主／投資家		広報・IR	
サプライヤー		調達	
従業員		広報 人財	
政府／自治体／業界団体		渉外	
地域コミュニティ		社会貢献 各事業部門	
学術団体／研究機関		研究開発	
NGO／NPO		CSR	
地球環境		環境 各事業部門	
主な課題		コミュニケーション手段	
より良い製品・サービスの創出、各情への対応、適切な製品・サービス情報の開示		CS活動 営業活動 Webサ CM	
適時適正な情報開示と資本市場からの適切な評価・支持の獲得、経営への株主・投資家の視点の反映		決算発表会(年4回) 株主総会(年1回) IRイベント／説明会(約600件) IRツール(統合報告書・事業報告書など)	
公正な取引関係づくり、より良いパートナーシップに向けた円滑な情報共有		調達活動 サプライヤー懇話会 CSRモニタリング(年131社) CSR監査(年18社)	
人財の積極活用、適正な処遇、労働安全衛生の推進		イントラネット／社内報 研修 経営層と従業員のタウンホールミーティング(年18回) 従業員サーベイ(年1回)	
内外の法令・規制への対応、政策への提言、産官学連携プロジェクトへの参画		政策審議会への参加 財界・業界団体への参加	
企業市民としての責任遂行、地域コミュニティへの参画		事業を通じた地域コミュニティへの貢献 ボランティア活動への参加	
学術団体／研究機関との連携、産官学連携プロジェクトへの参画		オープンイノベーション(共同研究) イノベーション活動への参加	
幅広い社会の声を取り入れ、ステークホルダー重視経営の推進、非営利活動を通じた社会への貢献		ステークホルダーダイアログ(年3回) 協働による対話	
低炭素・循環型・自然共生社会の実現		ステークホルダーダイアログ(年1回)	
参考ページ		② 4) 頻度	
① お客様満足 ② サルデザイン ③ 顧客への対応		① ステークホルダーエンゲージメント p.28-32	
① 品質保証活動 p.82-83 ② 顧客満足 p.84		① サプライチェーンマネジメント p.72-76	
① ダイバーシティ&インクルージョン p.58-60 ② 女性のキャリア促進 p.60-61 ③ ワーク・ライフ・マネジメント p.61-62 ④ 障がい者雇用 p.62		① ステークホルダーエンゲージメント p.28-32	
① 多様なライフサポート制度 p.62 ② 労働安全衛生 p.63-65 ③ グローバル人材育成 p.66-68 ④ ステークホルダーエンゲージメント p.28-32		① 社会貢献活動 p.86-88 ② イノベーションマネジメント p.21-27 ③ ステークホルダーエンゲージメント p.28-32 ④ 社会貢献活動 p.86-88 ⑤ 環境 p.89-125	

(出所) 株式会社日立製作所「日立 サステナビリティレポート 2018」

実例2 住友電気工業株式会社



(出所) 住友電気工業株式会社「CSR 報告書 2018」

ステークホルダー・エンゲージメント

ダイキンは、社会に貢献する企業であり続けるために、
日常的なさまざまなしくみを通じて、ステークホルダーの皆様のご意見を聞き、
経営層に報告し経営に活かしていくステークホルダー・エンゲージメントを重視しています。

① 対応方針

Why? なぜ重要か

企業の事業活動は、その企業の利害関係者（ステークホルダー）や社会・環境に直接的・間接的な影響を及ぼします。企業が持続可能な成長を続けていくためには、独断で事業を進めるのではなく、対話を通じてステークホルダーの懸念や期待を把握し、それらを企業経営に活かしていく必要があります。こうしたプロセスを「ステークホルダー・エンゲージメント」と呼び、企業の持続可能な発展に不可欠な取り組みです。

DAIKIN'S POLICY

ダイキンの主なステークホルダーは、当社グループが製品・サービスを提供しているお客様と、当社グループの事業に直接的に影響を与える株主・投資家の皆様、取引先様・従業員、当社グループの事業展開が影響を及ぼす地域社会の皆様です。また、空調技術の普及や製品・サービスの環境性能向上に関しては、各国政府・自治体や業界団体などが関係します。こうしたステークホルダーの皆様と積極的に対話し、企業経営に活かしています。

有識者との対話

ステークホルダーとの対話を通じ 環境経営の方向性を検討

ダイキンは、空調に関わる有識者と「将来の空調のあり方」について意見交換する場として、1995年から国内で空調懇話会を開催しています。当社の急速なグローバル化に合わせて2007年度以降、欧州、中国、米国、アジア・オセアニア、中南米地域にもその輪を広げ、各地域を代表する有識者と環境やエネルギー問題について意見交換を行い、技術や製品開発、事業展開に活かしています。2017年度は、世界5地域で計6回開催しました。

また、2018年3月には、気候変動や省エネに取り組む米国の環境NGO団体Nat Defense Council (NRDC) や Energy (ASE) などと、米国での環境政策への取り組みについて経営層が議論し、技術交流会なども開催しました。



米国NGOと経営層のダイアログ

② 4) 頻度

ステークホルダー・エンゲージメントの取り組み

ステークホルダー	主な対話の方法・機会	主な対話窓口
お客様	● 日常の営業活動 ● コンタクトセンター ● ショールーム ● 修理時訪問時の対話 ● 代理店感謝会・商品説明会	営業部門 サービス部門
株主・投資家	● 株主総会 ● 投資家向け説明会 ● アニュアルレポート・事業報告書 ● 投資家向けWEBサイト	総務部門 コーポレート コミュニケーション 部門
調達取引先	● 日常の調達活動 ● 取引先説明会 ● サプライヤ品質会議 ● 品質改善報告会 ● 品質監査	調達部門
従業員	● 自己記録表にもとづく面談 ● 経営協議会・労働協議会 ● グループ経営会議 ● グローバルマネージャーミーティング	人事部門 経営企画部門
地域社会	● 防災訓練時などの地域への説明 ● 地域の方対象の工場見学会 ● 地域団体・イベントへの参加 ● 環境教育の実施	グループ会社 事業場 CSR部門
NPO・NGO	● NPO・NGOとの対話	CSR部門
政府・自治体 業界・学界	● 各国政府担当者との対話 ● 国連担当者との対話 ● 業界活動への参画 ● 産学連携による研究 ● 空調懇話会	グループ会社 事業場 渉外部門 CSR部門 研究部門

② 1) 対象

② 3) 手段

(出所) ダイキン工業株式会社「サステナビリティレポート 2018」

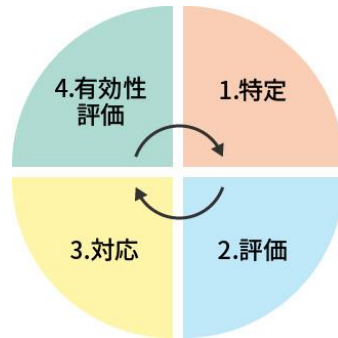
4. リスクマネジメント

- ✓ 重要な環境課題への対応に良好な実績を残していても、事業環境が大きく変化すれば、過去の実績は必ずしも潜在的なリスクに対する管理能力の高さを示す指標になりません。潜在的な環境課題に対するリスク管理能力の存在を伝えるために、リスクマネジメント体制が有効に機能することを示す必要があります。
- ✓ 環境報告ガイドライン 2018 年版では、リスクマネジメントを記載事項に指定していますが、この場合のリスクは事業上のリスク一般ではなく、重要な環境課題に関連するリスクに限定されており、主として、持続可能な社会への移行に伴う事業環境の著しい変化が発生原因になっています。

リスクマネジメントの意義

- ✓ リスクマネジメントは、重要な環境課題に関連する主なリスクを特定し、それを評価して、適切に対応するためのシステムティックな組織行動です。
- ✓ 重要な環境課題の影響をできるだけ排除するためには、リスクの段階で早期に対応し、重要な環境課題に至ることを阻止するか、または、リスク回避できなくても、その将来的な影響を軽減しておくことが重要です。それによって、事業者の戦略は達成される可能性が高くなり、事業活動も不要なトラブルを回避して円滑に進められるようになります。また、それが持続可能な社会の実現に貢献する近道でもあり、結果的に事業者の持続的発展を支えます。これがリスクマネジメントの役割です。
- ✓ リスクマネジメントは、適切に機能していれば、事業者が不測の事態に陥る確率を受容可能なレベルまで低減するシステムティックな組織行動であり、そのように機能しないのであればリスクマネジメントではありません。
- ✓ リスクマネジメントでもっとも重要なステップは定期的な有効性評価です。リスクマネジメント体制を定められた手順で運用しても望ましい結果が得られないのであれば、リスクマネジメント体制に問題が生じている可能性があり、そのまま放置すればリスクマネジメントの実効性は失われます。この状態を是正するための点検プロセスが有効性評価です。有効性評価でリスクマネジメント体制に重大な欠陥や脆弱性が発見された場合、それらを早急に矯正して、当初の機能を回復しなければなりません。なお、リスクマネジメントの有効性評価を実施する前提として、特定するリスクの定期的な見直しも必要です。
- ✓ 例えば、リスクマネジメント体制を定められた手順通りに運用しているにもかかわらず、正当な理由なしに、環境パフォーマンスが経年的に改善されないような場合は、そのリスクマネジメント体制に有効性があるか否かを早急に評価すべきです。形骸化したリスクマネジメントでは長期的な持続的成長を望めません。

図表 1 リスクマネジメント・プロセス



- ✓ BCP（事業継続計画）や BCM（事業継続マネジメント）もリスクマネジメントに含まれますが、それらは必ずしも重要な環境課題に関連するリスクを扱うとは限りません。そのため、環境報告ガイドライン 2018 年版に従ってリスクマネジメント情報を開示する場合、BCP や BCM の説明だけでは十分でない場合があります。
- ✓ リスクマネジメントは、リスクの特定・評価・対応・有効性評価に関する行動体系として PDCA サイクルを構成しており、事業者が環境デューディリジェンス¹²を行う上での中心的なステップを担っています。また、その方法に関して参考にできるガイドライン等には、ISO31000¹³や COSO-ERM¹⁴があります。

リスクマネジメント情報の必要性

- ✓ 環境報告は事業者による重要な環境課題のマネジメントの実態をステークホルダーに報告する行為ですが、持続可能な社会への移行が進むにつれて、リスクマネジメントは重要な環境課題のマネジメントに不可欠なステップになりつつあり、その状況に関する情報開示も環境報告の役割に含まれるようになっていきます。
- ✓ そのため、環境報告を行う事業者がリスクマネジメントを実施しているのであれば、リスクマネジメントの仕組み・手順と有効性評価に関する情報は、必ず開示が求められることになります。
- ✓ また、近年、企業に環境デューディリジェンスを義務付けようとする動きが国際的に広がっており、取引関係を通じて、環境デューディリジェンスを義務付けられた海外企業のサプライチェーンに組み入れられるケースでは、たとえ規模の小さい事業者であっても、リスクマネジメント体制の構築・運用を取引条件に含められることがあります。その傾向は年々強くなってきており、リスクマネジメント情報の開示は取引を円滑に進める上での必要な取組になりつつあります。

¹² 事業活動が環境に及ぼす重大な影響（潜在的な影響を含む）を特定、回避、緩和し、その影響に対して事業者がどのように対処しているかを報告するプロセスのこと。

¹³ 2009 年に第 1 版が発行されたリスクマネジメントの国際規格。現在は第 2 版（ISO 31000：2018）。

¹⁴ 2004 年に米国 COSO（The Committee of Sponsoring Organization of the Treadway Commission）が策定した全社的リスクマネジメントの行動枠組み。現在は改訂版（2017 年公表）。

- ✓ TCFD の最終報告書¹⁵でもリスクマネジメント情報の開示が求められています。

報告事項

□ リスクの特定、評価および対応方法 … ①

- ✓ リスクの特定、評価および対応方法では、事業者が重要な環境課題に関連するリスクをどのように特定、評価し、そのリスクに対してどのように対応しているかを説明します。その際、リスクマネジメントの有効性評価をどのように行っているかについても説明することが望まれます。

【特定プロセス】

- ✓ リスクの特定プロセスでは、事業者の営業活動や提供する製品・サービスに関連する直接的なリスクだけでなく、サプライチェーンでの取引関係から間接的に生じるリスクや製品の目的外使用による環境汚染も視野に入れて、事業のバリューチェーン全体を点検範囲に含めなければなりません。
- ✓ また、リスクは既に存在するものだけでなく、現在の事業活動が原因となって将来的に発現するものもあるため、現在だけでなく、短・中・長期の将来期間も点検対象に設定して、それぞれの期間で重大なリスクの有無を点検します。

【評価プロセス】

- ✓ 特定したリスクを評価するプロセスでは、リスクを分析して、発生確率（発生の頻度）と重大性（影響の深刻さ）をできる限り定量的に見積もり、短・中・長期の期間別に取り組むべき優先順位を決定します。

【対応プロセス】

- ✓ リスクへの対応プロセスでは、特定・評価されたリスクを回避、軽減、共有、転嫁するために、もっとも有効な方法を検討します。この場合、共有とは他の事業者等と協働してリスクを分散する行為であり、転嫁はリスクが顕在化した時の想定される損失に保険をかける等の補填行為を指しています。また、リスクの発生確率が著しく低い場合や重大性がそれほど高くない場合は、リスクを受容して何もしないことも選択肢の1つです。

【有効性評価プロセス】

- ✓ 取締役会は、経営層が決定し対応しているリスクマネジメントについて監督し、その有効性をレビューする責務があります。そのため、リスクマネジメントの有効性評価は取締役会の業務です。
- ✓ 有効性評価の方法を説明する際は、有効性を評価するのに必要な情報の入手方法、有効性の判断手順、有効性に問題があると判断された場合の矯正手順、矯正結果に言及することが望まれます。

¹⁵ TCFD（G20 の要請を受けて金融安定理事会（FSB）が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース）が 2017 年 6 月に公表した最終報告書。財務報告において気候関連情報を開示する場合の枠組みを提供しています。

開示例 A

- ・リスクマネジメントは **CSR** 委員会の所管であり、そこで定期的に重要な環境課題に関連するリスクの特定・評価を実施して、対応策を決定しています。
- ・サプライチェーンのリスクに関しては、1 次サプライヤーの状況調査が進行中で、今後さらに調査範囲を拡大する予定です。
- ・リスクマネジメントの有効性評価は取締役会の責任で毎年実施しています。

開示例 B

1. リスクマネジメントの方法

(1) リスクの特定

CSR 委員会ではリスクマネジメント委員会を設置して、環境、CSR、調達、製品開発、営業、リスクマネジメント等の関係部門責任者により、半期に1回、重要な環境課題に関連するリスクの特定作業を行っています。各関係部門では、日常的な業務で発見されたリスクを逐次リストアップしており、それを業務別、バリューチェーンのステップ別に整理して、特定作業の原データとしています。

(2) リスクの評価

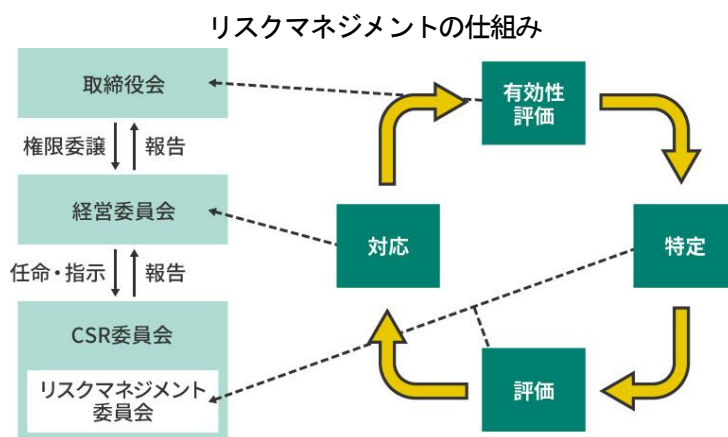
次に、特定されたリスクを分析して、発生確率と重大な環境課題への影響度を可能な限り定量的に評価します。定量的な評価が困難なリスクについては、関係部門責任者による協議で他のリスクとの相対的な位置関係を決定し、それらを含む全てのリスクについて、短・中・長期のタイムフレーム別に、対応すべき優先順位付けを行っています。

(3) リスクへの対応

まず、優先順位が高く、短期的に取り組むべきリスクについて、対応策を決定しています。リスクの性質に応じて、回避、軽減、転嫁、受容等の手段を適宜使い分けています。その後、中長期のリスクも同様に処理しています。

(4) リスクマネジメントの有効性評価

リスクマネジメントの最終的な責任は取締役会にありますので、CSR 委員会でのリスクマネジメント・アプローチは経営委員会経由で取締役会に報告され、承認を受けています。取締役会では、重要な環境課題のマネジメントに関する実績評価指標の分析を通じて、リスクマネジメントの有効性評価を行っており、有効性に欠陥や脆弱性が発見された場合は、CSR 委員会との協議により、リスクマネジメントの方法を見直しています。



□ 上記の方法の全社的なリスクマネジメントにおける位置付け …… ②

- ✓ 全社的なリスクマネジメントにおける位置付けでは、重要な環境課題に関連するリスクの特定、評価及び対応方法が全社的なリスクマネジメントの中にどのように組み込まれているかを説明します。

開示例

- ・重要な環境課題のリスクマネジメントは、社長が委員長を務めるリスクマネジメント委員会の所管ですが、取締役会が実行責任を負う全社的なリスクマネジメントの一環として構成されており、リスクマネジメント委員会からは取締役会に定期的に報告して、その監督を受けています。

参考になる実例

実例1 住友林業株式会社

リスク管理体制

② 全社的な位置づけ

住友林業では、グループ全体のリスクマネジメント体制を強化するため、「リスク管理基本規程」※を制定し、住友林業の執行役員社長を住友林業グループのリスク管理最高責任者に選任しています。同規程においては、社会・環境・経済面のリスクを包括的に対象としています。

また、執行役員社長を委員長とし、その他全ての執行役員で構成される「リスク管理委員会」を設置、各執行役員は、それぞれの担当分野で対応すべき管理対象リスクの洗い出しおよび分析、ならびに対応計画の策定を行い、四半期ごとに、定期開催する委員会で共有・協議しています。委員会には、執行役員兼務の取締役も出席するとともに、これらの活動内容は、取締役会に報告・答申し、業務執行に反映させるしくみを整備しています。

さらに、同委員会の配下には、総務部長を委員長とし、子会社の主管部門も含むリスク管理担当で構成される「コンプライアンス小委員会」「BCP小委員会」を設置し、グループ横断的なリスクとして位置付けるコンプライアンスリスクおよび事業中断リスクへの対応について、実効性を高めるための活動を展開しています。

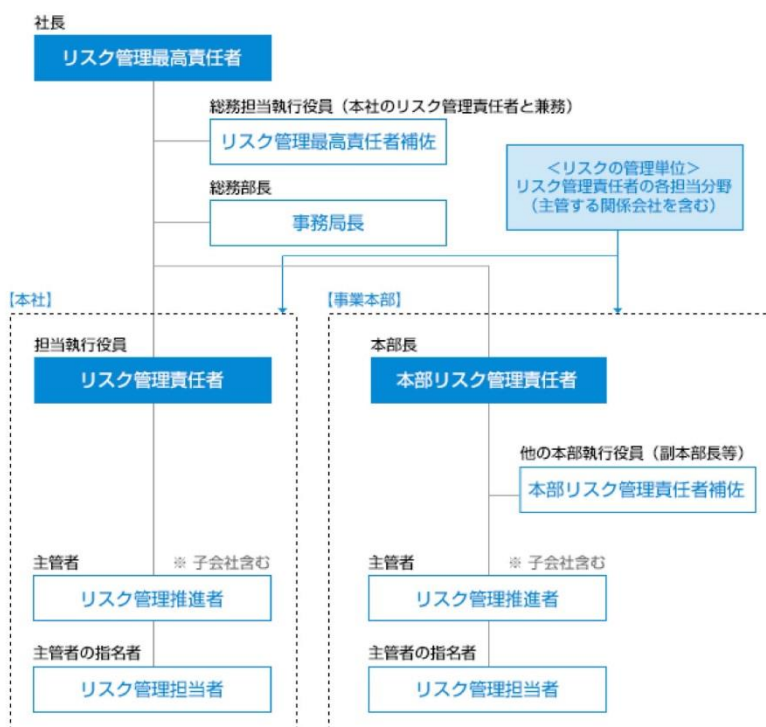
「住友林業グループ倫理規範」に記載される社会・環境・経済面におけるリスクへの対応については、実効性を高めるための具体的な活動を展開しています。2017年度は、リスク管理委員会を4回、コンプライアンス小委員会を2回およびBCP小委員会を4回開催し、取締役会への報告を4回実施しました。

2018年度は、住友林業グループを取り巻くリスクの変容に適切に対応するため、管理対象リスクの棚卸しと、期初に選定した重点的に取り組むリスクについて、PDCAサイクルによる継続的改善を図り、リスク管理体制の強化をしていきます。

※ 2017年度においては、従来の「リスク管理基本規程」を「CSR・リスク管理基本規程」に改定し、従来のリスク管理の観点にとどまらず、CSR的な観点からも体制を強化し、CSR経営の推進を図るべく、従来の「リスク管理委員会」でしたが、2018年度からESG推進委員会設置に伴い、規程及び委員会名称を元の名称に改め

① 有効性評価プロセス

住友林業グループのリスク管理体制図



森林の違法伐採に関連するリスク

国際的に森林の違法伐採が重要な課題と認識されるなか、いくつかの国や地域では関係法令や規制の強化が進められています。日本においても2016年5月20日に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」が公布され、2017年5月20日に施行されました。違法伐採に対する取り締まりの強化に対応していくことは、世の中の要請に応えるだけでなく、住友林業グループが持続可能な事業発展を行っていく上で大変重要なことです。

住友林業グループへの影響

住友林業グループが注意義務を怠って違法伐採木材を取り扱った場合は、木質資源を取り扱う当社の事業そのものを脅かす可能性があります。またそれだけでなく、企業イメージを損ね、損害賠償や売上高などの業績に直接的なダメージを与える可能性があります。

リスクへの対応

① 対応プロセス

住友林業グループでは、日本国内の法整備に先駆け、再生可能な資源である「木」を活かした事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献するため、2005年に「木材調達基準」、2007年に「木材調達理念・方針」を定め、2015年には木材以外の建築資材、製品原材料や商品の調達も含めた「住友林業グループ調達方針」に改訂しました。さらに2018年には「木材調達管理規程」「木材調達デュエティリジェンス（DD）マニュアル」を策定するなど責任ある木材調達活動を実施してきました。

上記クリーンウッド法に関して、リスクへの対応をより強化するため、住友林業グループは以下の部署、関係会社において登録木材関連事業者の登録を実施しました。

新規事業計画時のリスクチェック

住友林業では、新規事業やプロジェクトの計画にあたり、取締役会および社長の諮問機関である経営会議で審議する案件については、次の項目について、サプライチェーン全体を視野にリスクチェックを行っています。その結果、リスクが認識される場合は、そのリスクの内容と対策を報告し、実行の判断の参考としています。また、これらの会議では審議されない、各事業本部や各関係会社の権限で実行できる新規事業やプロジェクトについても、同様のリスクチェックを励行するようにしています。

■ 環境面

1. 温室効果ガス
2. 生物多様性保全（保護地域の確認を含む）
3. 廃棄物
4. 水
5. 土壌汚染
6. その他

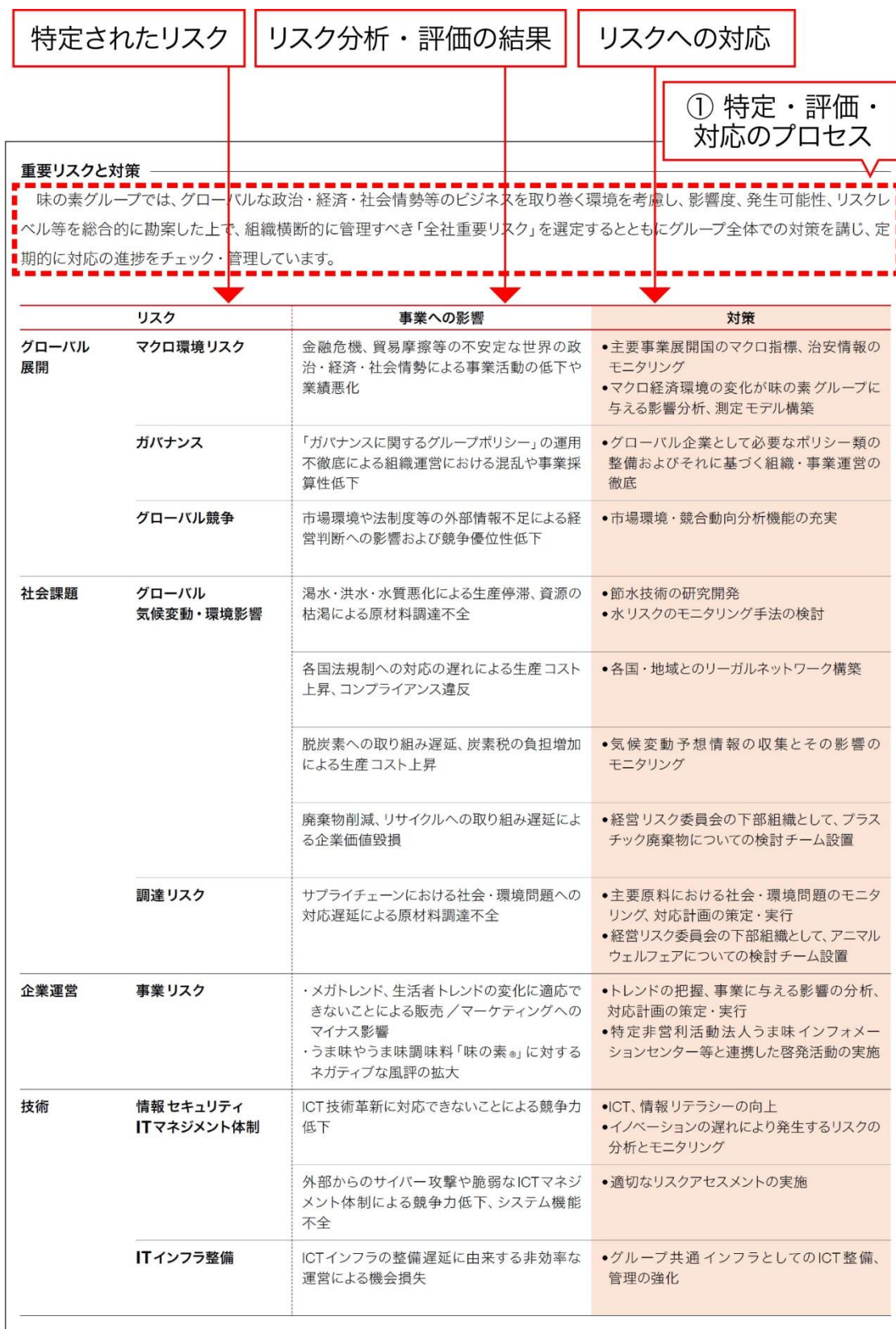
■ 社会面

1. 取引先との関係
2. 労働者などステークホルダーへの人権配慮
3. 労働者の多様性確保
4. 強制労働・児童労働の禁止
5. 適切な労働時間と賃金
6. 労働安全衛生
7. 地域社会への影響（先住民への配慮を含む）

① 特定・評価のプロセス

（出所）住友林業株式会社「住友林業グループ CSR レポート 2018」

実例2 味の素株式会社



(出所) 味の素株式会社「味の素グループ 統合報告書 2018」

リスクマネジメント

リスクマネジメントの考え方

タケダは、「ミッドロードマップ」で構
 ループ全体で共有し、規律のある健全な企業文化の醸成に努め
 ています。当社の取締役会は、定款の定めに基づき、重要な業務
 執行の決定権限の一部を取締役に委任しています。取締役に委
 任された事項は、内部監査、リスクマネジメントおよびコンプ
 ライアンス関連事項を担当する「監査・リスク・コンプライア
 ンス・コミッティー」や他の委員会に権限委譲されており、取締
 役会は、これらの委員会からの報告を通じて取締役の業務執行
 を監督しています。

このような考え方のもと、タケダは、リスクマネジメントを
 コーポレート・ガバナンスの重要な構成要素として捉え、リスク
 マネジメントポリシーとプロセスを整備しています。なお、リス
 クマネジメントのプロセスは、好ましくない事象が絶対に発生
 しないようにするためのものではなく、リスクを可能な限りコ
 ントロールするためのものです。

② 全社的な位置づけ

「優れた医薬品の創出を通じて人々の健康と医療の未来に貢
 献する」というタケダのミッションの実現には、研究開発、知的
 財産権、特許権満了などによる売上低下、薬剤費抑制策による
 、為替変動、企業
 情報管理など、
 さまざまなリスクや不確実性が伴います。

① リスク評価の時間軸

リスクマネジメントは、リスクの特定、評価、低減、報告、モニ
 タリングと管理という5段階のアプローチで行われます。特定さ
 れたリスクが顕在化する可能性と潜在的な影響を向こう3年間
 の時間軸で評価し、タケダがさらされているリスクの程度・内容
 に応じて、リスクの回避または最小化のために、どのような対応
 策を、どの程度実施するかを決定します。また、事業環境の動向
 に起因するリスクと機会は、中期計画や年間計画の不可欠な要
 素として業績見通しに織り込まれます。

さらに、事業継続の観点から、各機能および事業部門は、「BCP
 ポリシー」に基づき事業継続計画を策定し、実施することが求め
 られています。

リスクの内容と分野	リスク対応策
 タケダは、他社と同様、事業継続やサプライチェーン上の リスクが高まるような、タケダのネットワークへの サイバー攻撃の脅威にさらされています。	タケダは、ガバナンス体制、ポリシーおよび手順書の策定により、継続的 に個人情報保護の保護を行い、リスクに対処しています。サイバーリスクを 低減するための従業員トレーニングも、このリスク対応策に含まれてい ます。
 タケダが患者さんに貢献するためには、サプライ チェーン全体を通じた、継続的な製品の安定供給が 不可欠です。	タケダは継続的にサプライチェーンの中断リスクを評価しており、患 者さんに製品を安定供給するため、リスクの大きさ、相互依存性および 移転オプションを評価しています。
 買収した企業を効果的に統合できない場合、相乗効果が 損なわれ、経営の重点分野からの逸脱、業務の非効率化、 コストの増加、従業員のモチベーションの低下、レピュ テーションへのダメージなどにつながる可能性があります。	新たな企業や製品を統合することは複雑で、コストや労力がかかりま す。大規模な統合の際には、タケダの戦略を維持する一方で、企業文化、 人材、製品、業務、システム統合、コンプライアンスなどを考慮した、ス ムーズな統合を実現するためのガバナンス体制を構築します。
 計画中もしくは進行中の臨床試験において、安全性や 有効性を実証できないなどの研究開発リスクは、違約 金、罰金、利益減少、レピュテーションへのダメージな どにつながる可能性があります。	タケダも含めたどの製薬企業においても、新薬の安全性と有効性の 試験におけるリスクがあります。タケダは、患者さんの安全と規律 ある研究開発へのアプローチを重視しており、この分野におけるリス クの程度をモニタリング・評価するガバナンス体制として、ポート フォリオ・レピュ・コミッティーを設けています。
 法的リスクやコンプライアンスリスクは製薬業界に 内在しており、タケダも競合他社や顧客からの訴訟 や、当局による調査などのリスクに直面する可能性が あります。	顧客や競合他社からの訴訟などの法的リスクに直面する可能性は常 にあることから、タケダは包括的なコンプライアンス体制および行動規 準を整備し、全従業員が定期的にトレーニングを受けています。
 米国などの主要市場で医療関連法案に大きな変更が あった場合、売上が減少する可能性があります。	現在、米国議会ではその他の優先事項に注力しており、医療改革が遅れ ています。しかしタケダは将来適切なリスク対応ができるように、注意 深く状況をモニターしています。

(出所) 武田薬品工業株式会社「Sustainable Value Report 2018」

リスクマネジメント

リスクマネジメント体制の整備

Honda は、グループ子会社までを適用範囲として含む「Honda グローバルリスクマネジメント規程」を制定しています。

この規程は、Honda フィロソフィーに基づく企業の持続的成長や経営の安定化を図ることを目的とし、グローバルレベルで事業に影響のあるすべてのリスクを対象としています。各組織は、規程の基本方針に基づいて、自立したリスクマネジメント体制を構築し、自らの責任においてリスクマネジメント活動を推進しています。

また、取締役会で選出されたリスクマネジメントオフィサーを中心にリスクマネジメント活動の仕組みづくりや、定着に向けたフォローを実施しています。

主な取り組みとして、予見されたリスクに影響度、頻度の観点で評価する「リスク分析」を行い、危機が発生した際には、その影響度に応じてグローバル危機対策本部を設置し危機対応にあたっています。

② 全社的な位置づけ

リスク分析

Honda は 2013 年 10 月から、東日本大震災やタイの洪水被害を機に、各地域・本部単位でボトムアップでの重点リスクの洗い出しを開始しています。これは、潜在的なリスクを見出し、その対策を構築することで、リスクを予見し、影響を最小化することが目的です。

具体的な手順としては、経済危機や景気低迷、為替・金利変動、気候変動、エネルギー問題など、Honda グループとして予見される 91 のリスク項目について、共通の評価基準により影響レベルと発生頻度を算出し、リスク評価を実施しています。各本部の執行責任者は、これらの結果から自らの判断で、翌期に重点管理する「本部の重点リスク」を選定し対応しています。またその内容と対策を毎年経営会議で共有し、進捗管理を行っています。

上記のボトムアップでのリスクの洗い出しに加え、2016 年度よりビジョンや戦略等の長期視点を踏まえマテリアリティマトリックス（⇒ P.16）を活用し、全社横断的に対応する必要のあるリスク（「全社重点リスク」）の選定を開始しました。今後も、この長期戦略リスクの特定・対応プロセスを確立し、全社的なリスク対応力の強化を図っていきます。

① 特定・評価のプロセス

（出所）本田技研工業株式会社「Honda Sustainability Report 2018」

5. ビジネスモデル

- ✓ 業種や業態、事業規模、事業を営む国・地域等によって事業活動が環境に及ぼす影響の種類や大きさが異なります。このため、ビジネスモデルを説明することで、事業者固有の環境課題と付帯するリスク・機会が明確になり、情報の利用者は重要な環境課題への対応状況を理解しやすくなります。

ビジネスモデルの意義

- ✓ ビジネスモデルとは、事業者が、独自の差別化要因を事業上の競争力にして、長期間にわたって製品やサービスの販売から持続的に価値創造し、それを保持する全体的な仕組みのことを指しています。
- ✓ それは、事業者が、どのような事業活動を、どのような目的で、どのように行い、そこからどんな成果及び影響を得ているのかという、事業の全体像を示す情報であり、それを簡潔に図式化したものがビジネスモデルです。
- ✓ ビジネスモデルがどのようなものかについては、これまで様々な実務や考え方¹⁶がありました。しかし、近年では、国際統合報告理事会（IIRC）の国際統合フレームワークが示しているように、その仕組みを、「投入資源（inputs）」¹⁷、「事業活動（business activities）」、「産出物（outputs）」、「成果及び影響（outcomes）」の一体的なシステムとして表現することが多くなっています。このシステムは、事業を営むために事業者が採用した一連の行動体系であり、事業者が固有の事業活動によって投入資源から産出物を生産し、その財務的な成果及び影響が自らの持続的成長を支えると共に、社会的にも一定の成果及び影響を産み出す、協創的な仕組みとして理解されています。
- ✓ 英国では、2013年から上場会社に対してビジネスモデルの開示を義務付けており、EU全体でも、2017年から上場会社に同様の義務を課しています。また、国際統合報告理事会（IIRC）の国際統合報告フレームワークでは、ビジネスモデルを統合報告の基本的な8構成要素（content elements）に含めています。

ビジネスモデル情報の必要性

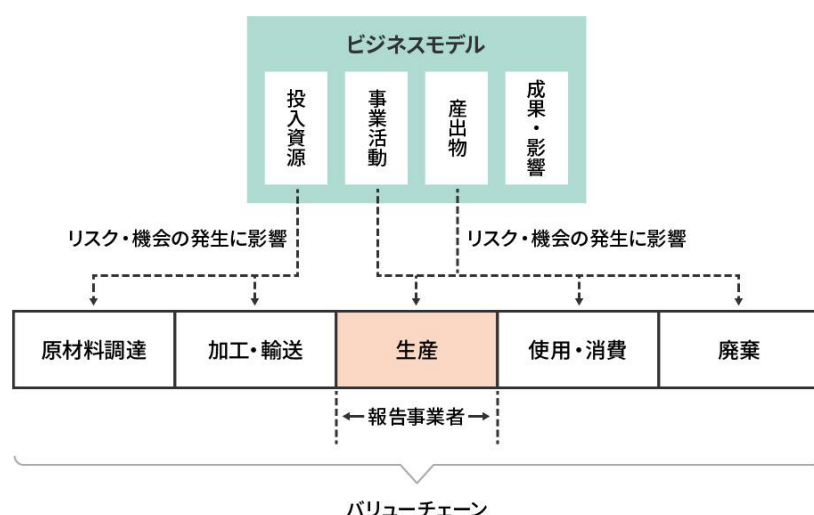
- ✓ 環境報告にビジネスモデル情報が必要な理由は、事業者とステークホルダーの双方にとって、重要な環境課題に付帯するリスクや機会の所在を把握・理解する上で、有力な支援情報となるからです。
- ✓ 環境報告は、事業者が持続可能な社会へ適応する中で重要な環境課題にどう対応するのかをステークホルダーに伝えることが役割ですが、そこにはビジネスモデルが密接に関係しています。ビジネスモデルが描写する事業者の価値創造プロセスには固有のリスクがあり、それが重要な環境課題の発生に関連する場合は少なくありません。

¹⁶ Financial Reporting Council, Business model reporting, October 2016, p.20.

¹⁷ IIRCの国際統合報告フレームワークが示す「価値創造プロセス」では、「資本」と表現されています。

- ✓ 例えば、化石燃料をエネルギー源とする事業活動が主体であるビジネスモデルでは、持続可能な社会への移行につれて化石燃料の利用が制約を受ける可能性があり、そのままでは円滑に事業活動を進められなくなるおそれがあります。また、ビジネスモデルの投入資源となる原材料が、その生産に大量のエネルギーを必要としたり、希少な生態系サービスを利用したりする等、環境負荷の大きい場合は、それがビジネスモデル固有のリスクとなる可能性があります。
- ✓ その一方で、収益力のある環境配慮製品を豊富に生み出すビジネスモデルの場合や、バリューチェーン全体で重要な環境課題が発生するリスクの低いビジネスモデルの場合は、持続可能な社会への移行によって新たな収益機会がもたらされることも多いと考えられます。
- ✓ ビジネスモデルは価値創造プロセスに固有のリスクをバリューチェーン全体で識別することを容易にするので、事業者にとっては重要な環境課題の特定が適切に行われたことを客観的に示す根拠として、また、ステークホルダーにとっては重要な環境課題の特定結果を正しく評価するための有効なツールとして、それぞれ環境報告の有用性を高めるのに貢献します。

図表 1 ビジネスモデル固有のリスク・機会とバリューチェーンの関係（イメージ）



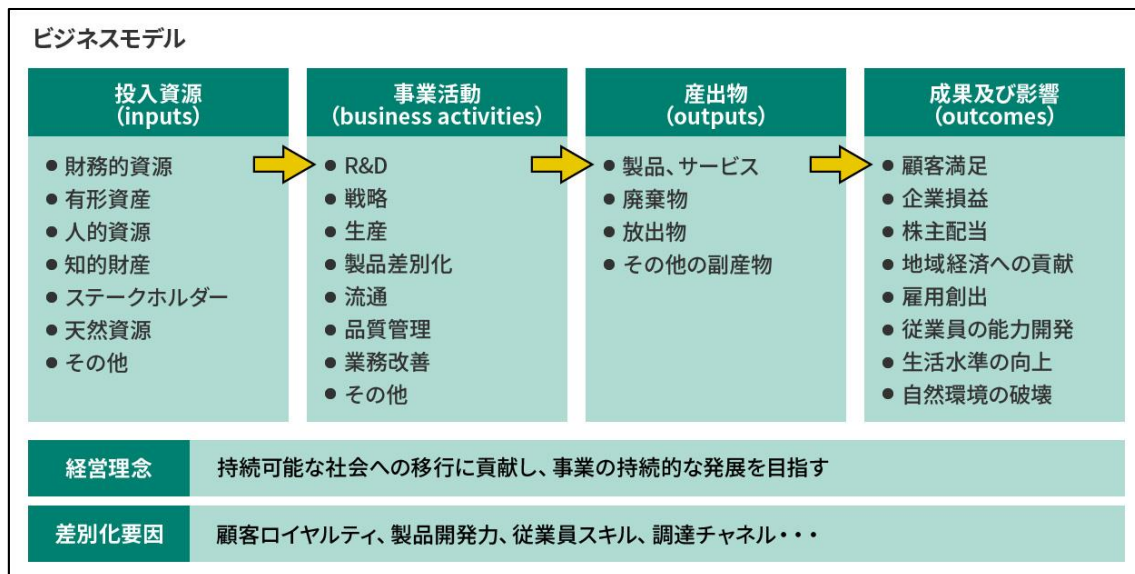
報告事項

□ 事業者のビジネスモデル

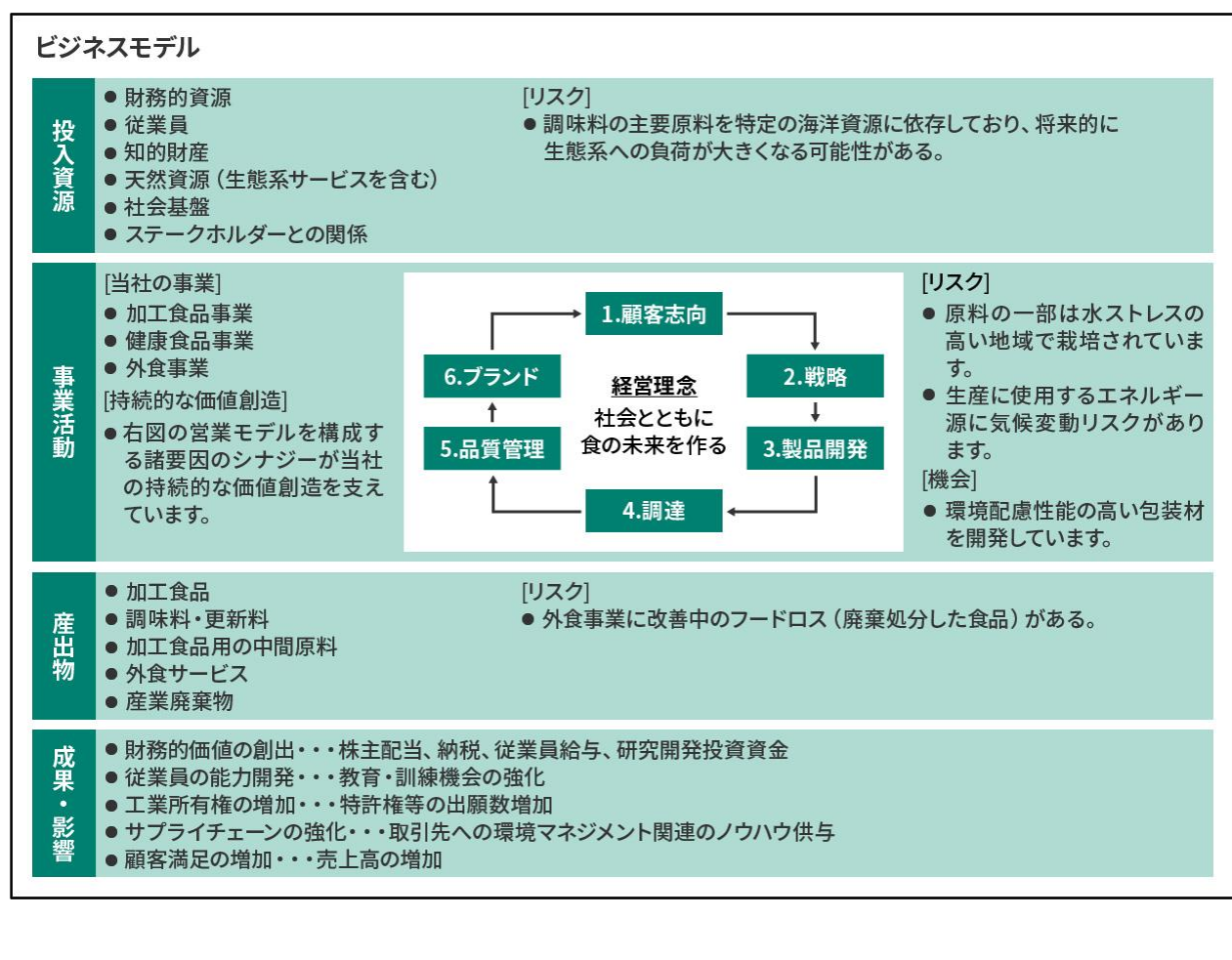
- ✓ ビジネスモデルの報告にあたっては、ビジネスモデルを 1) 投入資源、2) 事業活動、3) 産出物、4) 成果及び影響の各要素から構成し、それらが短・中・長期のいずれの期間においても有効に機能する価値創造システムとして統合的に一体化していること、さらに、持続的に価値を生み出すメカニズムになっていることを説明します。その際に図式化する等の視覚的にわかりやすい方法で説明することが重要です。
- ✓ 事業者がビジネスモデルの異なる複数の事業を営んでおり、その全体についてビジネスモデルを作成するのが困難な場合は、それらの中から主な事業または製品・サービスをひとつ選び、そのビジネスモデルを説明します。

- ✓ 各構成要素を説明する際の留意点は次の通りです。
 - ・投入資源…財務的資源、人的資源、天然資源、有形資産、無形資産（ブランド、技術、ノウハウ等）、社会基盤、社会（サプライヤー、株主、顧客、その他のステークホルダー）との関係等が含まれます。特に特定の投入資源に依存するビジネスモデルの場合は、その旨と依存の程度（可能な限り定量的に）についても言及します。また、投入資源に関連して発生する重要な環境課題やリスク・機会がある場合は、その旨を併記します。
 - ・事業活動…投入資源を産出物に変換する活動であり、事業戦略、経営計画、製品開発、資材調達、マーケティング、販売、アフターサービス等の各プロセスによって財務的収益を産み出す構造を説明します。事業者がバリューチェーンや市場の中で担う役割を説明すると共に、販売する製品・サービスを市場の中で差別化する特殊な要因がある場合は、その要因と差別化のメカニズムについても説明します。事業活動に関連して発生する重要な環境課題やリスク・機会がある場合は、その旨を併記します。
 - ・産出物…事業活動によって生産された主な製品・サービスについて説明します。事業活動から排出された廃棄物や大気・水系・土壌への排出物等の副産物がある場合は、それらも産出物に含めます。
 - ・成果及び影響…事業活動と産出物が事業者とステークホルダー・社会に及ぼす有形・無形の影響について説明します。特に、産出物に含まれる廃棄物や排出物等の副産物の処理だけでなく、製品・サービスの使用・廃棄から重要な環境課題が発生したり、リスク・機会がもたらされたりする場合には、その旨と環境への影響度（可能な限り定量的に）について説明することが重要です。SDGs への貢献（SDGs の目標・ターゲットを達成する事業者の取組）もここに含まれます。
- ✓ ビジネスモデルを説明する際に、他の報告事項、例えば戦略、バリューチェーンマネジメント、ステークホルダーエンゲージメントの状況、事業者の重要な環境課題との関連性が重要な場合には、その旨も記述します。

開示例 A

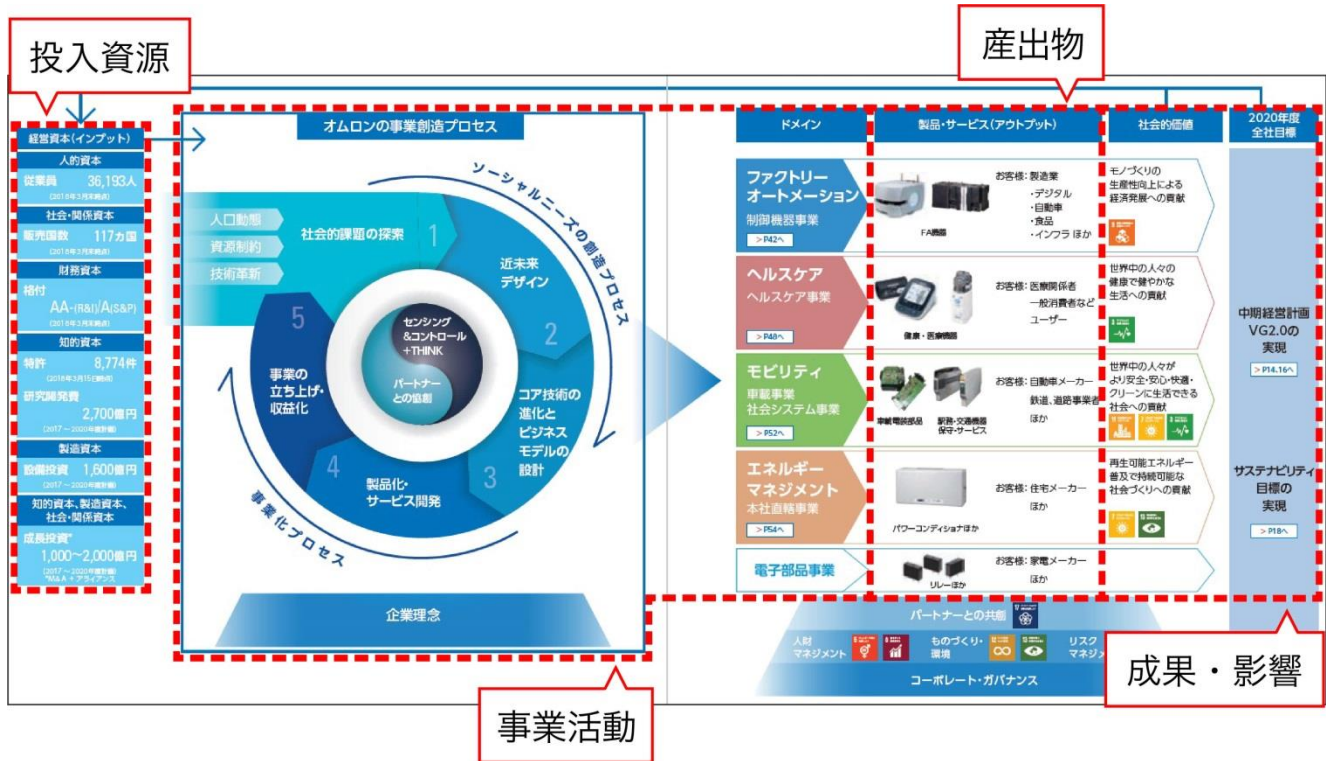


開示例 B



参考になる事例

事例1 オムロン株式会社



(出所) オムロン株式会社「統合レポート 2018」

実例2 MS&AD インシュアランスグループホールディングス株式会社

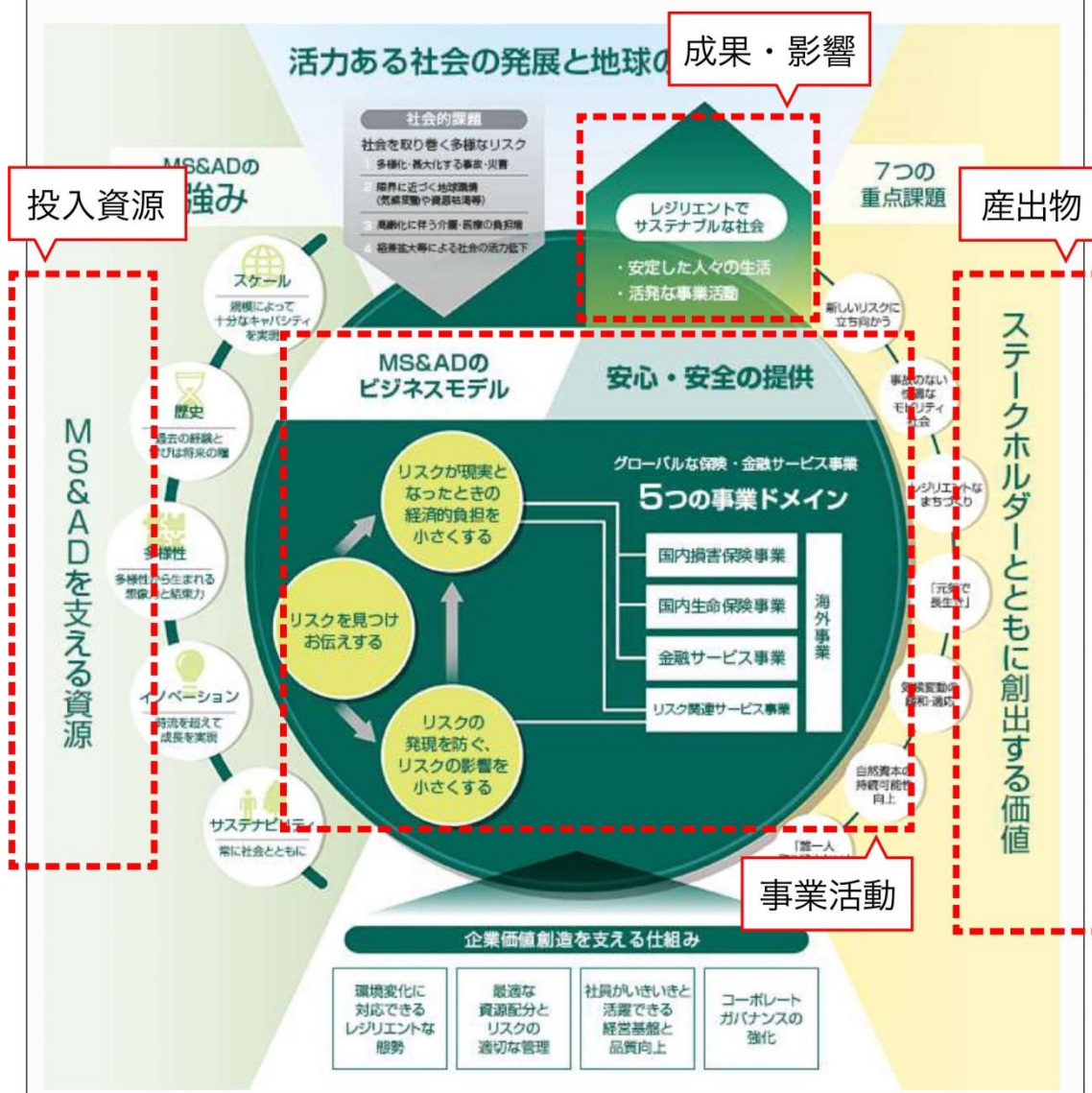
「MS&ADの価値創造ストーリー」

活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支える

MS&ADインシュアランスグループは、「グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます」というミッションのもとに、3つの保険会社グループが参集して誕生しました。

私たちの目指す「活力ある社会の発展と地球の健やかな未来」を支えるために、それを阻害する社会的課題から生じる多様なリスクをいち早く見つけ、お伝えし、リスクの発現を防ぎ、リスクの影響を小さくするとともに、リスクが現実となった時の経済的負担を小さくするためのさまざまな商品・サービスを提供することで、世界中のチャレンジするお客さまが安心して生活や事業活動を行うことのできる環境づくりを行う、これが私たちの価値創造ストーリーです。

MS&ADインシュアランスグループは、ステークホルダーの皆さまとともに、持続的成長と企業価値向上を追い続け、世界トップ水準の保険・金融グループを創造することを通じて、世界中でこの価値創造を展開してまいります。



投入資源

MS&ADを支える資源

財務資本

- お客さまのリスクを引き受けるのに十分かつ健全な財務基盤
- 連結純資産(2018年3月31日現在) **2兆9,683億円**

人的資本

- グローバルで多様な人財
 - 保険・リスク関連等の知識に精通したプロフェッショナルな人財
- 連結従業員数(2018年3月31日現在) **41,295名**

知的資本

- 事業の長い歴史と経験に支えられた知見と信用力
 - 国内・ASEANで最も豊富なリスクデータ
- リスクサーベイ実施回数(2017年度実績) **1,189件**

社会・関係資本

- 国内No.1の規模を誇る顧客層
- 国内個人お客さま数^{※1} **約4,200万人**
- 国内法人お客さま数^{※1} **約240万社**
- ASEAN域内 **No.1**の総収入保険料
- 国内No.1の代理店ネットワーク
- 国内損害保険代理店数^{※1} **88,532店**
- 国内営業拠点^{※2} **263部支店・1,036課支社**
- 国内事故対応拠点^{※3} **431カ所**
- 海外拠点等^{※4} **47カ国・地域**
- ※1 三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保のお客さま数、代理店数の単純合算値(2018年3月31日現在)
- ※2 国内保険会社の拠点数の単純合算値(2018年4月1日現在)
- ※3 国内損害保険会社の事故対応拠点の単純合算値(2018年4月1日現在)
- ※4 SJI Cayman Limited(金融サービス事業)があるケイマン諸島を含む(2018年4月1日現在)
- トヨタグループ、日本生命グループ、三井グループ、住友グループなど、異業種のトップ企業とのパートナーシップ

自然資本

- 地球の安定した気候システム
- 生物多様性が保全された生態系
- 持続可能な自然資源

ステークホルダーとともに創出する価値

財務資本

- 資本効率の向上
 - グループコア利益の向上
 - 株主還元
- グループコア利益(グループ修正利益2,010億円) **1,051億円**
- グループROE(グループ修正ROE 6.4%) **3.7%**
- ※TSR(Total Shareholder Return/株主総利益回り)株式投資により一定期間に得られた利益(配当とキャピタルゲイン)を株価(投資額)で割った比率
- 過去5年間のTSR[※] **84.7%**

人的資本

- さらに働きがいを感じ、成長できる職場環境の提供
- 安定し、かつ、ワーク・ライフ・バランスにも配慮した雇用

社員満足度^{※1} **4.4ポイント** 有給休暇取得日数^{※2} **16.0日**

※1 社員が「やりがい」を感じていると感じている割合(社員意識調査結果、6ポイントが高点での社員平均ポイント)

※2 「定外・繰越休暇」と「特別休暇」の社員平均取得日数

知的資本

- 専門性の高い社員の育成
- 変化する多様なお客さまニーズにお応えする商品・サービスの提供
- リスク関連の調査研究成果の社会への提供

調査レポート^{※1} **72件** アクチュアリー人数^{※2} **100人**

※1 CSR、企業リスク、BCVA、労災リスク、交通リスク、海外危機管理情報、感染症情報などのレポートを発行

※2 商品開発、リスク管理、財務の健全性確保等に専事・統計等の手法を駆使する数理のプロフェッショナルである社員の在籍数(2018年4月1日時点)

社会・関係資本

- 適切かつ迅速な保険金の支払い
- 事故・災害を未然に防ぐサービスの提供
- 高品質かつ多様な代理店ネットワークの提供
- 取引先との協力関係による社会的責任の遂行
- 社会インフラや行政サービス等の社会資本をリスクから守る商品・サービスの提供

保険金支払額^{※1} **2兆3,112億円** お客さま満足度^{※2} **96.0%**

※1 正味支払保険金と生命保険金等の合算値(2017年度)

※2 自動車保険の事故対応に満足しているお客さまの割合(対象:三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保)(2017年度)

自然資本

- 気候変動の進行緩和につながるCO₂排出量削減
- 生物多様性の保全への貢献
- 持続可能な自然資源の利活用につながる負荷削減

Web約数^{※1}、eco保険証券による紙削減量 **981,984kg** 社会貢献活動参加社員数^{※2} **20,022人**

※1 約数の内容を、冊子に代えてホームページから参照できる、環境に配慮した約数

※2 会社または個人でボランティア活動へ参加したり、寄付を行ったりした社員数(国内)

産出物

(出所) MS&AD インシュアランスグループホールディングス株式会社「Sustainability Report 2018」

6. バリューチェーンマネジメント

- ✓ 気候変動、水資源、生物多様性等のように、重要な環境課題の特定に際して考慮する範囲（バウンダリー）がバリューチェーン全体に及ぶ場合には、その予防や対応に有効なバリューチェーンマネジメントの仕組みが必要です。バリューチェーンマネジメントの仕組みを有している事業者は、その運用状況等について説明します。

バリューチェーンマネジメントの意義

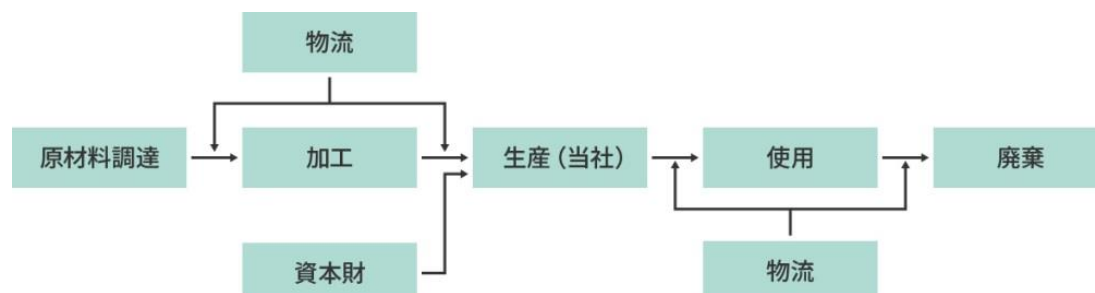
- ✓ 環境報告ガイドラインが環境報告の記載事項とするバリューチェーンマネジメントは、環境報告を行う事業者が、製品・サービスのバリューチェーン全体で重要な環境課題と付帯するリスクを識別し、それらに対応して環境負荷を削減・低減するため行う諸活動を意味しています。また、環境配慮製品・サービスの供給を通じて、バリューチェーン下流（川下）で環境負荷を削減・低減し、同時に事業者にとっては収益機会を産み出す活動も、このバリューチェーンマネジメントに含めます。
- ✓ バリューチェーン全体で重要な環境課題に対応する理由は、事業活動の直接的・間接的な環境への影響の中から、事業者が自らの判断に基づいて、重要性の高い課題を特定するものだからです。重要な環境課題には事業活動の間接的な影響、つまり事業者の取引関係を通じてバリューチェーンの川上または川下で発生する環境課題まで含まれることになります。しかし、従来型の環境マネジメントは、主として事業者の自社グループを中心に運用されるため、重要な環境課題の発生場所が事業者の自社グループを越えてバリューチェーン全体に拡散する状況には対応できません。環境マネジメントの適用範囲をバリューチェーン全体に拡大するために行われる様々な取組がバリューチェーンマネジメントです。
- ✓ バリューチェーンマネジメントとして一般的な実務は、川上向けのグリーン調達と川下向けの環境配慮製品・サービスの供給ですが、それ以外にもサプライヤーと協働で構築・運用する環境マネジメント体制（川上）、販売業者への指示や適切かつ低コストで実施し得る最終処分技術開発への支援等（川下）、製品・サービスの使用・消費段階における環境負荷を削減するための消費者向け広報活動（川下）等、様々な取組が開発されています。
- ✓ グリーン調達には、環境配慮等に積極的に取り組んでいるサプライヤーから優先的に調達する場合と、特にサプライヤーは限定しないが、環境負荷の少ない製品・サービスを選別して調達する場合があります。

バリューチェーンマネジメント情報の必要性

- ✓ バリューチェーンを製品・サービスに価値を付与する諸活動の連鎖として見れば、バリューチェーンは、事業者の生産活動以外に、原材料調達、加工、物流等を含む川上での活動と、得意先における販売・サービスや最終消費者による使用・消費といった川下での活動から構成されることになります。川上、川下のいずれにおいても、それぞれの活動はエネルギー・資源を消費し、放出物や廃棄物等を排出するため、環境負荷の発生源になっています。また、事業者が採用するビジネスモデルの種類によっては、バリューチェーン全体にわたってさらに多くの環境負荷を与え、重要な環境課題の発生を促すこともあります。もちろん、環境負

荷が相対的に少ないか、環境負荷の削減に貢献するビジネスモデルの場合は、事業者には収益機会をもたらすことがあります。

図表 1 バリューチェーンのネットワーク



- ✓ バリューチェーンは製品・サービスに価値を付加する経済主体（組織・個人）の連鎖として見ることもできます。その場合、バリューチェーンは、事業者以外に、川上のサプライヤー（原材料生産者、物流サービス提供者、加工業者等）と川下の販売業者や最終消費者等から構成されますが、これらの経済主体はいずれも生産活動や消費活動を営んでおり、やはり環境負荷の発生と深く関わっています。
- ✓ こうした事業者の自社グループを越えたバリューチェーンで発生する重要な環境課題と付帯するリスク・機会は、バリューチェーンが膨大な活動や経済主体の連鎖で構成される複雑なネットワークであるために、それらを識別することが著しく困難になっているという問題を抱えています。識別できない環境課題やリスク・機会は適切にコントロールすることができないので、バリューチェーン川上・川下での環境負荷が事業者の自社グループで発生する環境負荷よりも大きくなってしまいうケースは少なくありません。例えば、温室効果ガスのスコープ 3 排出量がスコープ 1 排出量とスコープ 2 排出量の合計よりも著しく大きくなるようなケースです。
- ✓ このようなバリューチェーンの特性を踏まえると、バリューチェーンマネジメント情報は膨大で複雑なネットワークの透明性を向上させて、識別できなかった（つまり、見えなかった）重要な環境課題やリスク・機会をあぶり出し、そこで何が起こり、それに対して事業者がどのように対応しているのかを正しく理解する上で、きわめて有効な手段になることがわかります。事業者にとっては、重要な環境課題についての環境マネジメントがバリューチェーン全体で適切に行われていることを点検する手段として、また、ステークホルダーにとっては、環境報告で伝えられる情報の信頼性を向上させる手段として、バリューチェーンマネジメント情報は環境報告に不可欠な情報要素になっています。
- ✓ 環境報告ガイドラインでは、バリューチェーンマネジメント情報として、事業者の構築したバリューチェーンマネジメント体制の運用状況についての説明を求めており、そのために 3 種類の情報を報告事項に指定しています。それらは、「バリューチェーンの概要」「グリーン調達の方針、目標・実績」「環境配慮製品・サービスの状況」です。
- ✓ バリューチェーンの概要は、環境報告の読者がバリューチェーン全体を見渡して事業の流れを理解するのを助け、バリューチェーン川上での中心的な取組であるグリーン調達に関する情報と川下に向けた取組である

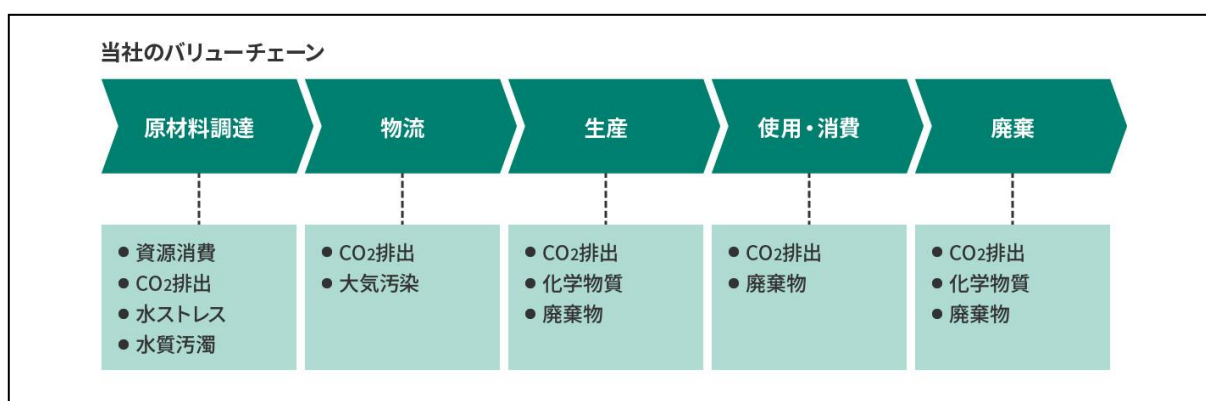
環境配慮製品・サービスの状況は、事業者がバリューチェーンの川上と川下でバリューチェーンマネジメント体制をどのように構築・運用しているのかを伝えるのに役立ちます。

報告事項

□ バリューチェーンの概要 … ①

- ✓ バリューチェーンの概要を伝える上で、バリューチェーンマップの作成が有効です。もちろん、記述的にバリューチェーンを説明することも可能ですが、膨大で複雑なネットワークから構成されるバリューチェーンの全体像を明らかにするためには、バリューチェーンマップのような視覚的な情報の方が読者に直感的な理解を促す点で優れています。バリューチェーンマップは、例えば、活動別や経済主体別に構成して図示する方法があります。
- ✓ バリューチェーンマップには、重要な環境課題、付帯するリスク・機会、重要な環境課題への対応に関する取組内容等、事業者固有の情報をバリューチェーンの段階別に付記することが望まれます。
- ✓ バリューチェーンマップを作成せずに、記述的な説明方法を採用する場合は、バリューチェーンの各段階と重要な環境課題や付帯するリスク・機会の発生場所が明確になるように説明します。
- ✓ 複数のバリューチェーンを有する事業者で、それら全てについての説明が困難な場合は、生産する製品・サービスから主なものを選び、そのバリューチェーンについて説明します。同じ製品・サービスであっても、季節や経済状況によってバリューチェーンが変化するような場合は、年間を通してもっとも頻繁に使われるバリューチェーンについて説明します。多様な業種から構成される複数の納入先があるような製品・サービスの場合は、最大の納入先のバリューチェーンについて説明します。

開示例 A（活動別のバリューチェーンマップ）



開示例 B（経済主体別のバリューチェーンマップ）

当社のバリューチェーン					
バリューチェーン	先の事業者	仕入先 (1次サプライヤー)	当社	製品発注元	最終消費者
重要な環境課題	● 生物多様性 ● 気候変動	● 気候変動	● 気候変動 ● 資源循環	● 気候変動 ● 資源循環	● 資源循環
リスク	● 資源消費 ● CO₂排出 ● 水ストレス ● 水質汚濁	● CO₂排出 ● 大気汚染	● CO₂排出 ● 化学物質 ● 廃棄物	● CO₂排出 ● 化学物質 ● 廃棄物	● CO₂排出 ● 廃棄物
機会				● 環境配慮製品の売上増加	

□ グリーン調達¹⁸の方針、目標・実績 … ②

- ✓ グリーン調達の方針、目標・実績について具体的に説明します。グリーン調達が CSR 調達の一環として実施されている場合は、CSR 調達もグリーン調達に含めます。
- ✓ グリーン調達の方針では、適用するサプライヤーの範囲（1次サプライヤーまでとか、そこから先まで含む場合はその範囲を具体的に）、グリーン調達の対象物品・サービスの範囲（全調達額に占める割合等）、グリーン調達の履行状況を点検する手段（サプライヤーの監査、サプライヤーへの質問票等）、グリーン調達の適用範囲拡大に関する将来計画等によって、グリーン調達の運用状況を具体的に説明します。
- ✓ バリューチェーン川下（得意先）から、グリーン調達方針の遵守や遵守状況に関する情報提供を求められている場合は、それらへの対応方針や対応状況についても、グリーン調達の方針として説明します。
- ✓ 目標・実績では、グリーン調達を推進するために設定された評価指標による目標（例えば、適用するサプライヤーの範囲、対象物品・サービスの範囲、監査を実施するサプライヤーの範囲、質問票を送達するサプライヤーの範囲等）と実績（目標の達成状況）について説明します。この評価指標は必ずしも定量的である必要はありません。
- ✓ 特に目標を設定しない場合は、グリーン調達の方針がどのように達成されたかを具体的に示して、グリーン調達の運用実績を説明します。

¹⁸ 環境的影響だけでなく社会的影響（人権の尊重など）への配慮を組み込んだ取組を「CSR 調達」とも呼びますが、その場合、グリーン調達は CSR 調達の一部を構成します。

開示例 A（環境配慮等に積極的に取り組んでいるサプライヤーから優先的に調達するケース）

- ・当社は 1 次サプライヤーから仕入れる原材料とオフィス製品の全てを CSR 調達の対象としており、当社が制定した CSR 調達基準の遵守を契約条件に含めています。なお、2 次サプライヤー以降での CSR 調達基準の遵守は 1 次サプライヤーに確認を求めている、CSR 調達基準の遵守状況については 1 次サプライヤーへの定期的な監査を実施しています。
- ・得意先から紛争鉱物に関連した調達基準の遵守を求められており、適切に対応しています。

開示例 B（環境負荷の少ない製品・サービスを選定して調達するケース）

- ・当社では、資材調達にあたり、エコマーク等の表示によって一定の環境配慮性能が明確になっている製品を選別して購入しています。

開示例 C（グリーン調達は実施していないが、川上向けに他の取組があるケース）

- ・当社はビジネスパートナーと連携してサプライチェーンでの環境負荷低減に取り組んでおり、定期的な連絡協議会の開催と日常的な情報交換によって、サプライチェーンでの環境マネジメントを強化しています。

□ 環境配慮製品・サービスの状況 … ③

- ✓ 環境配慮製品や環境負荷の削減・低減に役立つサービスを提供している場合は、それらの内容（製品・サービスの種類、売上高に占める割合等）について具体的に説明します（環境配慮製品・サービスの詳細については詳細解説を参照）。
- ✓ 環境配慮製品・サービスによる削減貢献量（環境配慮製品・サービスの利用段階における環境負荷の削減量）を算定している場合には、その算定結果と併せて、指標の定義、算定方法、集計範囲等の背景情報を具体的に記述します。
- ✓ 特定の環境負荷を削減・低減する効果があっても、その代わりにバリューチェーンのどこかで他の環境負荷を増大させるような製品・サービスは、その旨を明記する場合を除き、環境配慮製品・サービスに含めることは望ましくありません。同様に、環境配慮製品・サービスであっても、バリューチェーンのどこかで人権侵害のような何らかの社会的課題を生じさせるものは、その旨を明記する場合を除き、環境配慮製品・サービスに含めることは望ましくありません。

開示例 A（環境配慮製品・サービスを供給している場合）

- ・当社は、環境配慮製品の認定基準を策定して、省資源化、減量化、低炭素化に優れた製品を開発・供給しています。なお、環境配慮製品の売上高構成比を 2025 年に 60%まで増強することを目標にしています。
- ・低炭素化設計による製品 A 利用段階の CO₂ 排出削減貢献量を試算すると、昨年度は〇〇 tCO₂ です。この算定にあたっては、業界が定めた算定ガイドラインを適用しています。

開示例 B（環境配慮製品・サービスは供給していないが、川下向けに他の取組がある場合）

- ・当社製品は包装材に環境に配慮した使用法を例示しており、お客様からもアイデアを募集するキャンペーンを定期的 to 実施しています。

参考になる事例

事例1 信越ポリマー株式会社



①バリューチェーンの概要



● CSR調達小委員会

信越化学グループとして策定した重要課題の一つに「CSR調達の推進、原料調達の多様化」があります。CSR推進委員会では、当該課題を優先して推進させるため、小委員会を設け、活動しています。当社グループも信越化学グループとして同じリスクと機会があるとの認識から、信越化学工業㈱と同じ「調達基本方針」を掲げています。お取引先様と共にCSR活動を推進していくことを目的としています。

調達基本方針（信越化学グループ「調達基本方針」より抜粋）

1. 法令の遵守
法令、倫理および会社の諸規定を遵守した業務活動を行っています。購買・調達活動においても誠実かつ公平にこれを行い、不当に便宜を図ったり、不当な要求をいたしません。
2. 企業の社会的責任の推進
CSRの推進にはお取引先の皆さまの協力も不可欠であり、次の事項をお願いするとともに、相互の信頼友好関係を保つよう努めます。
3. 取引先の選定
取引の門戸を開放し、広く世界に求め、開放的・公平公正・内外機会均等を基本としています。
4. 取引先育成と見直し
取引のために必要不可欠な情報をお取引先に提供するとともに、お取引先におけるVA、VEの改善活動や品質の維持、向上に協力いたします。また定期的にまたは随時必要に応じて、パフォーマンスの評価、見直しを推進します。

● CSR調達ガイドライン

持続可能な社会の実現に向け、サプライチェーン全体での信越化学工業㈱と同じガイドラインを適用しています。本ガイドラインをお取引先様にご理解いただくとともに、お取引先様の川上・川下にお取引先様とともにCSR活動を推進していくことを目的としています。

② グリーン調達の方針

環境配慮・貢献製品の提供

循環型経済社会の構築を目指して



当社グループでは、環境基本方針（P.30）、CSRの基本方針（P.2）に基づき、環境負荷の低減や社会の課題を解決する製品・開発により、持続可能な社会に貢献する取り組みとして、「環境配慮・貢献製品」制度を推進しています。また、SDGsの達成に貢献する製品開発に努めています。

● 環境配慮・貢献製品の概念

環境行動方針に基づき、環境配慮・貢献製品の当社グループにおける概念は右の通りです。

概念 当社グループにおける環境配慮・貢献製品とは、新製品及び既存製品においてお客様の課題を解決するものであり、また社会・環境が必要としているものであること（社会的ニーズ）を確認した上で、7項目について評価を行い、認定されたものをいいます。

● 配慮・貢献製品の評価基準

当社の環境負荷を低減し、環境に配慮した点及びお客様の工程削減や環境負荷低減に貢献できることを評価内容としています。

①省資源 ②省エネルギー ③廃棄物削減 ④リサイクル ⑤環境汚染物質 ⑥安全性 ⑦生物多様性の保全の7つのカテゴリーに対して合計97の評価基準を設けています。また、2013年4月よりこれら評価項目について判定を行い「環境配慮・貢献製品」の社内認定を開始しています。

● 国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献する当社製品と取り組み

国連「持続可能な開発目標（SDGs）」		③環境配慮製品・サービスの状況
目標2 飢餓をゼロに 食糧に絶えずアクセスし、食料の安定供給を確保するとともに、持続可能な農業を推進する	● 食品用ラップフィルム ● 燃料電池のセパレーター ● 塩ビ管・継手 ● シリコン樹脂テープ「水漏れ対策用」 ● トイレブース	食品用ラップフィルムは、衛生性を確保するとともに、長寿命で廃棄可能な製品となる。 燃料電池のセパレーターは、クリーンで低エネルギーな燃料電池の主要部品として使われている。 塩ビ管・継手は、耐久性の高い塩ビ管や継手に使うことにより、上下水道管が60年以上交換不要となる。 シリコン樹脂テープは、水道管などのパイプからの漏水の漏れを防ぎ、漏水の発生を防ぐことができる。また、漏水の発生を防ぐことができる。 トイレブースは、トイレの臭気や騒音を低減できる。また、利用中に事故（急病、転倒）が発生した際など外から容易にドアを開けられる。これらの機能により、安全なトイレ環境となる。
目標3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	● 機能性コンパウンド EXELAST SXシリーズ ● Shin-Etsu TWSS ● エンボスキャリアテープ ※付帯13にも該当 ● HSP ● ポリカタワエコミタ ● セルジューダ（導電性塗料） ● プリンター用のシリコンローラー ● ウエハー用樹脂製テープフレーム ● 樹脂製テープフレームカセット ● タッチスイッチ（入カデバイス） ● Shupua ● 半導体ウエハー搬送器	従来のゴムグラブと比べて、軽量で、作業の負担を軽減し、作業効率を向上させる。 半導体シリコン製造工程で、粘着性の材料を使用することで、接着工程の自動化が可能となった。 薄く、透明な電子部品の保護用のテープ。従来のフィルムよりも使用量、廃棄量を削減することで、省資源に寄与している。 電子部品製造工程で使用される固定用粘着テープ。従来のシリコン材料を使用することで、粘着テープが不要となった。また、繰り返し使用することが可能となった。 製品全体の60%以上に、ポリカーボネートの再生材料を使用している。 アルミニウムと銅のハイブリッドの導電性コンパウンドに使用している。アルミニウムと銅のハイブリッドの導電性コンパウンドに使用している。アルミニウムと銅のハイブリッドの導電性コンパウンドに使用している。 印刷機に使用されるシリコンローラー。従来のシリコンローラーと比べて、使用量や廃棄量を削減できる。 従来のシリコンテープと比べて、使用量や廃棄量を削減できる。 従来のシリコンテープと比べて、使用量や廃棄量を削減できる。
目標12 つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する	● 目標13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	従来のシリコンテープと比べて、使用量や廃棄量を削減できる。 従来のシリコンテープと比べて、使用量や廃棄量を削減できる。 従来のシリコンテープと比べて、使用量や廃棄量を削減できる。
目標15 陸の豊かさも守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化の削減、土地劣化の防止および森林、ならびに生物多様性損失の阻止を図る	● 目標15 陸の豊かさも守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化の削減、土地劣化の防止および森林、ならびに生物多様性損失の阻止を図る	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化の削減、土地劣化の防止および森林、ならびに生物多様性損失の阻止を図る。

※ 表内青字は2017年度に追加した製品群です。

実例2 日本製紙株式会社

①バリューチェーンの概要

価値創出フローと社会的課題

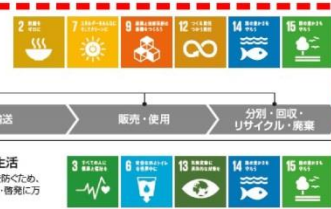
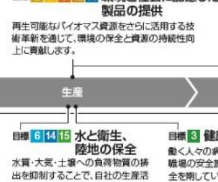
社会の持続可能な発展に向けて

日本製紙グループはバリューチェーンにおいて下表のような社会的課題に取り組んでおり、これらの課題の中から重要課題（マテリアリティ）を特定しています（→P12）。持続可能なビジネスモデル（→P8-7）を背景に当社グループがその達成に向けて大きく貢献できる、あるいは事業活動における負の影響を最小化できるSDGsは右の通りです。経済・環境・社会への影響から当社グループと特に関わりが深いSDGsであり、重要課題（マテリアリティ）と重なり、研究開発においても中長期的視点でこれらを意識していきます。

日本製紙グループの重要課題に關するSDGs



環境と社会に配慮した製品の提供



バリューチェーンにおける社会的課題への取り組み

社会的課題	ISO26000の中核主題	掲載ページ	バリューチェーンにおける取り組み
経営に関わる責任	組織統治、公正な事業慣行	P.13-22	コーポレートガバナンス、CSRマネジメント、コンプライアンスの徹底、適切な情報開示、個人情報管理、ステークホルダーとの対話 など
森林経営・原材料調達、環境に関わる責任	環境	P.23-42	● 持続可能な原材料調達 (認証材の高調達率、合法性の確認、海外植林の推進、自社材における森林認証取得、国産材の活用など) ● 環境負荷の低減 (省資源・省エネルギー・省水・省紙・省電・省油・省炭・省ガス・化学物質削減) ● 環境と社会に配慮した製品の開発・生産 ● 積載効率の向上 (モーダルシフトの推進) ● 輸送距離の短縮 (直送納入の推進、物流倉庫の再編成) ● 古紙の回収・利用推進 (古紙処理能力の強化、未利用古紙の利用拡大、古紙/ルプの品質向上)
お客さまに関わる責任	消費者課題	P.43-50	● 製品の安定供給 ● 品質・安全性の確保 ● 製品の安全性向上 ● 製品の価値向上 ● お客さま満足度の追求 ● 製品に関する適切な情報開示 ● お客さま相談、ご意見対応 ● お客さまとともに進める古紙の回収推進 (リサイクル推進団体支援、古紙回収施設設置など)
人権と雇用・労働に関わる責任	人権、労働慣行	P.51-60	● サプライヤーの人権対応状況の確認 ● 自社の森林経営での人権尊重 ● 人権を尊重した雇用 ● 人材の多様性確保 ● 人材育成 ● 労働安全衛生、防災 ● 働きやすい職場の整備、活力ある組織づくり ● 基本的な人権の尊重 ● 輸送時の安全確保 (交通安全の推進)
地域・社会への責任	コミュニティへの参画およびコミュニティの発展	P.61-64	● 海外植林地における地域・社会との共生 (雇用創出、教育支援、文化の保全、地域環境への貢献、生物多様性の保全、安全防災の推進など) ● 自社材を活かした地域・社会への貢献 (環境教育など) ● 生産拠点周辺との共生 (雇用創出、教育支援、地域環境への貢献、文化の保全、安全・防災の推進など) ● 輸送にともなう影響の低減 (交通安全の推進、低公害車の導入、騒音対策の推進) ● 地域とともに進める古紙の回収推進

②グリーン調達の方針

原材料調達に関する理念と基本方針

(2005年10月5日制定)

理念

私たちは、環境と社会に配慮したグローバル・サプライチェーン・マネジメントを通じ、信頼される原材料調達体制の構築を目指します。

基本方針

1. 環境に配慮した原材料調達

- (1) 木質資源は、持続可能な森林経営が行われている森林から調達します。
- (2) 違法伐採は使用・取引しないとともに、違法伐採の撲滅を支援します。
- (3) 循環型社会を目指し、リサイクル原料を積極的に活用します。
- (4) 化学物質については、関連法規等を遵守し適正な調達を行います。
- (5) トレーサビリティシステムを構築し、サプライチェーン全体で上記項目が実践されていることを確認します。

2. 社会に配慮した原材料調達

- (1) サプライヤーとの公平かつ公正な取引を追求します。
- (2) サプライチェーン全体で、人権・労働への配慮を実践していきます。

3. ステークホルダーとの対話の推進

- (1) ステークホルダーとの対話を通じ、常に環境と社会に配慮した原材料調達のレベル向上を目指します。
- (2) 当社の取り組みを広く知ってもらうために、積極的な情報開示を行います。

②グリーン調達の実績

基本的な考え方

木質資源を持続可能な形で 安定的に調達していきます

紙・パルプの主要原材料は、木材チップやリサイクル原料である古紙です。それらの調達には国内外のサプライヤーだけでなく、地域社会や行政機関を含めた多くの人が関与します。こうした社会や環境との関わりをふまえて、サプライヤーとともに産地の森林生態系や地域社会、労働安全衛生などに配慮しながら持続可能なサプライチェーンを確立していくことが重要です。

日本製紙グループは、再生可能な木質資源を持続的に調達できる体制・仕組みを構築し実践しています。

理念と基本方針

サプライチェーン・マネジメントを重視して 原材料を調達しています

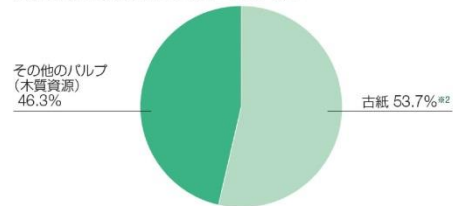
日本製紙グループは、2005年に「原材料調達に関する理念と基本方針」を制定しました。この理念と方針に基づき、サプライチェーン・マネジメントを通じて、環境・社会に配慮した持続可能な原材料調達を実施しています。また、ステークホルダーとの対話を推進し、常に環境と社会に配慮した原材料調達のレベル向上を図っています。

紙の原材料調達の現状

古紙と木質資源を主要原材料としています

日本製紙グループの主要製品は紙製品であり、その原材料の53.7%を古紙が占めています。残る46.3%が、主に木材チップなどの木質資源です。

紙製品の主要原材料の内訳※1(2017年度)



※1 国内連結会社
※2 購入古紙パルプを含む

● 古紙の安定調達の取り組み

古紙の回収は、ごみ減量に加え、資源の再利用策としても年を追うごとにその重要性は増えています。日本の製紙業にとっても、古紙は原材料の過半を占める不可欠な資源となっています。

こうした現状をふまえて、日本製紙グループでは、長年にわたって古紙業界とともに築き上げてきた安定的な調達体制を維持して、古紙のリサイクルを推進しています。

● 木質資源の安定調達の取り組み

日本製紙(株)の木質原材料調達においては、大部分を木材チップ、一部をパルプとして調達しています。木材チップは海外から6割強を、国内で4割弱を調達しています。海外材チップは安定調達のため、オーストラリアや南米など世界各地から輸入しています。

②グリーン調達の方針

②グリーン調達の実績

日本製紙(株)が調達している木質原材料(チップ)の調達地別内訳(2017年度)

(トン=絶乾トン)



広葉樹の資源構成(3,142千トン)



※ もともとあった森林が、伐採や火災などの後、自然または人為的に再生した林

針葉樹の資源構成(1,233千トン)



日本製紙(株)が調達している海外材チップの生産国および樹種(2017年度)

広葉樹

国	構成比	樹種
オーストラリア	29%	ユーカリ
南アフリカ	23%	アカシア
ブラジル	18%	ユーカリ、アカシア
ベトナム	16%	アカシア
チリ	14%	ユーカリ
合計	100%	

針葉樹

国	構成比	樹種
オーストラリア	79%	ラジアータパイン
アメリカ	13%	ダグラスファー
ロシア	8%	エゾマツ
合計	100%	

③環境配慮製品・サービスの状況

環境に配慮した製品の開発

製品のライフサイクルにおける各段階で環境に配慮しています

日本製紙グループの製品群は、再生可能なバイオマス資源である木質原材料を使用し、かつリサイクルが可能であることから、環境負荷が低いという特長があります。その上でさらに、グループ各社において、原材料の調達、製品の製造、使用、使用後、廃棄などの各段階で環境に配慮した製品の開発を進めています。

製品のライフサイクルから見る環境配慮のポイント



①原材料の調達段階での環境配慮

事例

適切に管理された森林に由来する認証紙を提供(日本製紙グループ)

森林認証制度には、環境・社会・経済的側面から、持続可能な森林経営がなされていることを認証するFSC認証と、認証された森林から産出された林産物の適切な加工・流通を認証するCoC認証があります。日本製紙グループは主要な事業所でCoC認証を取得して、認証紙を提供しています。

※主要な生産拠点におけるCoC認証取得状況
https://www.nipponpapergroup.com/csr/2018.3_CoC.pdf

①原材料の調達段階での環境配慮

事例

紙パック製品の認証取得(日本製紙(株)紙パック営業本部)

日本製紙(株)紙パック営業本部は、PETボトルや金属缶の容器に対する環境面での優位性を訴求し、紙パック製品の評価と企業イメージを向上させるため、国際的な森林認証制度であるFSC®(FSC®C0128733)とPEFCのCoC認証を2016年2月に取得しました。東京オリンピックが開催される2020年度には基本的に全てのお客様に森林認証マーク付き紙パックを供給することを目指して取り組んでいます。

※2017年度実績で当社紙パック製品約2億個(前年度約2,000万個)に森林認証マークを付与しました

②原材料調達、廃棄段階での環境配慮

事例

「詰め替え」から「差し替え」へ——新たなスタイルを提案する紙容器SPOPS®(日本製紙(株))

日本製紙(株)は、シャンプーなどの商品に使用されている詰め替え「バウチ」に代わる、新たな差し替え容器「スポップス」を開発し、商品化を進めています。中身を入れ替えることなく、カートリッジを交換するだけで補充が完了。この仕組みを実現するために紙パックの製造技術を活用しています。スポップスは詰め替えの手間を省略して生活を快適にするだけでなく、再生可能な紙素材を最大限活用し、輸送効率の向上にもつながることから、従来のプラスチックバウチと比較して環境負荷を低減できます。

「スポップス」による差し替え補充(イメージ)



③製品のライフサイクル全体での環境配慮

事例

紙なのに酸素や湿気を通しにくいバリア素材「シールドプラスプレミア®」(日本製紙(株))

日本製紙(株)は、再生可能な循環型素材である「紙」にバリア性を付与した環境にやさしい包装材料「シールドプラス®」を開発し、2017年11月に販売開始しました。

さらに当社は、より高いバリア性を有する「シールドプラスプレミア®」の開発に取り組み、早期の市場投入を目指しています。

この包材は、各種バリアフィルムに相当するバリア性を有しており、アルミやバリアフィルムの代替が期待できます。アルミの代替により、検査工程での金属探知機の使用が可能になります。また、バリアフィルムの代替により、枯渇性資源であるプラスチックの使用量が削減でき、プラスチック素材のみで構成された従来の包材と比較して、製造から廃棄までの過程で生じるCO₂の排出量を抑制することができます。

昨今は、海洋プラスチックごみの問題がクローズアップされ、紙化の流れが世界的に加速してきています。「シールドプラス®」シリーズは、優れたバリア性に加えて、環境適合性を有しており、あらゆるシーン、さまざまなパッケージへの展開が期待されています。



「シールドプラス®」を用いたパッケージのイメージ

④使用後、廃棄段階での環境配慮

事例

木からつくる、新しい機能性材料「ミネルバ®」(日本製紙(株))

日本製紙(株)は、これまで培ってきたパルプや無機物の製造などの製紙技術を活用し、木材パルプ(セルロース繊維)の表面に無機粒子を高密度に定着させる独自技術を開発しました。「ミネルバ®」は、その技術から生まれた新素材です。2017年2月にプレマーケティングを開始し、顧客ニーズに基づいた技術開発を進めています。

「ミネルバ®」は、循環型の天然繊維である木材パルプをベースにし、パルプならではの成形性と、消臭抗菌・難燃・吸油・防汚・防ウイルスなど無機物由来のさまざまな機能を併せ持つ機能性素材で、古紙としての再利用やサーマルリサイクルが可能です。紙(シート)の枠を超えた「アラタナカタチ(価値)®」で、地球と人に配慮した新素材として提案しています。

2018年度は、富士工場(静岡県富士市)に実証生産設備を設置し、10月の稼働を目指して準備を進めています。実証生産設備は年間450トン以上の生産能力を持ち、事業化へ向けて本格的なサンプル供給体制を整えます。

実証生産設備の導入により、将来展望が期待できる事業分野の探索と、事業化向けスピーディーな用途開発を積極的に進めています。

※アラタナカタチ(価値)® お客さまのニーズに応じて、難燃性や防汚性能など、さまざまな機能を付与して、機能性・価値性などの価値を提供できることを意味する「ミネルバ®」を含む自社新素材の開発コンセプト



木材由来の新素材がもたらすアラタナカタチ(価値)® (新機能性材料) 2018年展示

実例3 キヤノン株式会社

② グリーン調達の方針

CSRに配慮した調達の推進

サプライチェーンがグローバルに広がる中、途上国を中心に、強制労働や児童労働といった人権問題や、環境保全に関わる社会課題が指摘されています。

キヤノンは、調達活動における社会的責任を果たしていくために、「キヤノン サプライヤーCSRガイドライン」を制定し、人権・労働・安全衛生・コンプライアンス・環境などに配慮した調達活動をサプライヤーとともにグローバルサプライチェーン全体で推進しています。

サプライヤーからキヤノンへの意見や要望は、CSR Webサイト内にある「CSR活動へのご意見」ページを通じて、キヤノンに対して自由に伝えることができるように窓口を開いています。

参考：CSR活動へのご意見
<https://secure1.canon.jp/ssl-form/csr/form.html>
 参考：キヤノン サプライヤーCSRガイドライン
<https://global.canon/ja/procurement/social.html>

環境・社会的な視点を盛り込んだサプライヤー評価と継続的な調査

キヤノンでは、新規のサプライヤーと取引を開始する際に、財務、管理体制（品質/コスト/納期/製造能力）、企業倫理（法令遵守、製品安全、機密情報管理、人権、労働、安全衛生、知的財産権保護など）、地球環境保全などの観点でキヤノンが独自に定める基準を満たしているかどうかを審査しています。基準を満たしたサプライヤーをサプライヤーリストに登録し、既存サプライヤーも含めたリストの中から調達先を選定しています。

近年ステークホルダーの関心が高い「人権・労働」の側面については、国際労働機関（ILO）の基準やレスポンシブル・ビジネス・アライアンス（RBA）（旧電子業界CSRアライアンス（旧EICC））のガイダンスを参考に調査項目を設定。児童労働、人身売買を含む強制労働、差別、最低賃金、労働時間、従業員との対話などの項目について適切な配慮がなされているかを確認しています。このほか、環境の分野では、「キヤノングリーン調達基準」を満たすことを取引条件とし、製品に使用される部品・材料についてグリーン調達の徹底を図っています。

キヤノン サプライヤーCSRガイドライン

「調達方針」および「キヤノングループ企業の社会的責任に関する基本声明」に基づきキヤノンサプライヤーCSRガイドラインを定め、社会的要請に十分配慮したグローバルな調達活動を推進します。つきましては、お取引先に以下の取り組みをお願いします。

I. 従業員の人権・労働・安全衛生の配慮

- (1) 基本的人権の尊重、人種・国籍・性別・宗教・信条等による差別を行わないこと
- (2) 多様な人材の活用を努めること
- (3) 児童労働や強制労働（人身取引を含む）を行わないこと
- (4) 所在国・地域の法令等に則し、従業員との誠実な対話を図ること
- (5) 所在国・地域の法令等に則し、従業員に法定賃金以上の賃金を支払うこと
- (6) 過重労働を防止し、適切な休日を与付すること
- (7) 職場の労働安全衛生を確保し、労働災害を未然に防止すること

II. 健全で公正な事業活動

- (1) 事業活動を行う国や地域の法令・社会規範を遵守すること
- (2) 公正・透明・自由な競争を阻害する行為を行わないこと
- (3) 機密情報および個人情報管理し、保護すること
- (4) 他者が所有する知的財産権の侵害防止に努めること
- (5) 所在国・地域の法令等に則し、安全保障貿易管理を行うこと

(6) 贈収賄等腐敗行為を行わないこと

- (7) 武装勢力・反社会的勢力への加担の回避に努めること
- (8) 適切かつ正確な企業情報の開示に努めること

III. 環境保全

- (1) キヤノングリーン調達基準書を遵守すること
- (2) 省エネルギー・省資源・有害物質廃除・生物多様性保全への取り組み等により環境負荷の最小化に努めること

IV. 企業・事業活動の継続性確保

- (1) 品質・コスト・納期・技術において高い水準の維持に努めること
- (2) 安心・安全な製品・部品・材料・サービス等を提供すること

V. 貴社のお取引先への協力要請

- (1) お取引先に、人権・労働・安全・遵法・環境・品質/安全性等、社会的責任に関する取り組みの協力要請をすること

② グリーン調達の方針

サプライチェーン管理を徹底するため、サプライヤーリストに登録したすべてのサプライヤーを対象に定期調査を年1回行い、環境・社会的側面を含めた多岐にわたる取り組み状況を確認しています。調査の結果や取引実績などを踏まえて総合的に評価し、その結果をサプライヤーリストに反映することで、評価の高いサプライヤーと優先的に取引できるようにしています。また、評価が低かったサプライヤーに対しては、改善に向けた指導・教育などを行っています。

これらの取り組みにあわせて、取引先のサプライヤーに対しても同様の働きかけを行うことを求めています。

■主な調査項目

- 財務状況
- 災害時の事業継続体制（BCM）
- 環境保全活動
- 紛争鉱物対応
- 企業倫理（法令遵守、製品安全、機密情報管理、人権、労働、安全衛生、知的財産権保護など）

参考：新規お取引までの手続き
<https://global.canon/ja/procurement/procedure.html>
 参考：グリーン調達活動
<https://global.canon/ja/procurement/green.html>

サプライヤー評価のフロー



② グリーン調達の方針

サプライヤーと連携した環境保証活動

キャノンは、自社における環境への取り組みに加え、部品や原材料のサプライヤーとの連携にも力を入れています。環境に関するサプライヤーへの要求事項を定めた「グリーン調達基準書」を策定し、サプライヤーとの取引において、その遵守を必須条件としています。

具体的には、「事業活動の管理」と「物品の管理」という2つの視点での管理を車の両輪として、次のA～Dの4つの枠組みが有効に機能していることを要求事項としています。万が一、サプライヤーが環境にマイナス影響を及ぼした場合には、直ちに是正処置を求め、その改善状況を確認しています。

A: 事業活動の環境マネジメントシステム

事業活動によって生じる環境負荷を低減するための仕組みを構築し、運用していること。

B: 事業活動のパフォーマンス

環境マネジメントシステムを構築・運用した結果、環境関連法規制およびその他の適用可能な法的要求事項

の遵守、使用禁止物質の不使用、削減対象物質の使用削減、および土壌・地下水汚染防止対策を実施していること。

C: 製品含有化学物質管理(物品の環境管理システム)

キャノンに納入する物品に含有される化学物質を把握・管理するための仕組みを構築し、運用していること。

D: 物品のパフォーマンス

キャノンに納入する物品に“使用禁止物質”が含有されないこと、および“使用制限物質”が期限以降に含有されないこと。

世界各地に生産拠点を構えるキャノンでは、こうした取り組みを着実に行うことで、サプライチェーンにおける汚染の防止、環境負荷の低減に努めています。

参考: グリーン調達活動

<https://global.canon.jp/procurement/green.html>

グリーン調達基準の要求事項の考え方

	環境管理システム	パフォーマンス
事業活動	A: 事業活動の環境マネジメントシステム 事業活動の環境マネジメントシステムの構築・運用	B: 事業活動のパフォーマンス 環境関連法規制の遵守 その他の適用可能な法的要求事項の遵守 使用禁止物質の不使用 削減対象物質の使用削減 土壌・地下水汚染防止対策の実施
物品	C: 製品含有化学物質管理 製品含有化学物質管理システムの構築・運用	D: 物品のパフォーマンス 使用禁止物質の含有有 使用制限物質の期限以降の含有有

取引先環境評価 (A～C) 物品評価 (D)

サプライチェーンにおけるリスク管理強化(汚染未然防止)

キャノンは従来、サプライヤーの事業活動の仕組み、パフォーマンスについても状況確認・是正確認を行ってきましたが、汚染の未然防止のためのリスク管理をより一層強化しています。

具体的には、排水が漏えいした場合などに基準値超

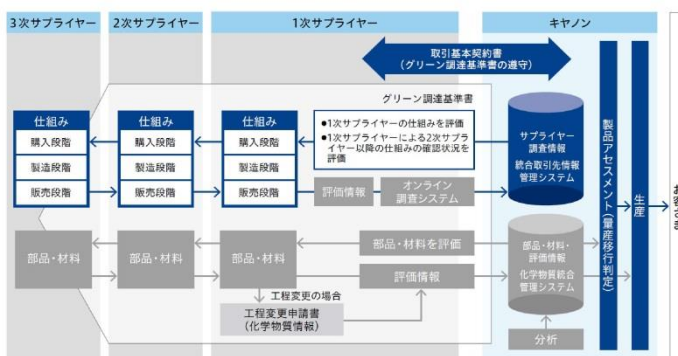
過が環境汚染に与えるリスクが高い工程として、めっき工程のリスク管理を強化しています。キャノンの2次サプライヤーに該当するめっき業者の中には、排水処理施設を自社で保有せず、外部の排水処理業者に委託しているケースがあり、その外部排水処理業者も含めた違法確認を行っています。

「グリーンサプライチェーン五つ星企業」に2年連続で認定

キャノンは2017年、中国の権威ある環境認証機関である中環連合認証センター(以下、CEC[®])より、2年連続「グリーンサプライチェーン五つ星企業」にグループとして認定されました。この制度は、中華人民共和国環境保護部(現 中華人民共和国生態環境部)がグリーンな生産活動・調達、サプライチェーンの環境管理を促進する目的で立ち上げたもので、グリーン調達の実施に加えて、サプライヤーと信頼関係を構築し、グリーンサプライチェーン認定評価の基準を多く満たしていることが評価されました。

※ China Environmental United Certification Centerの略。中国環境保護部の許可を得て、国家を代表し製品環境ラベルの認証ができる唯一の機関。また、グリーンサプライチェーン評価認定を行う中国初の第三者認証機関。

製品含有化学物質の管理体制



③ 環境配慮製品・サービスの状況

LCA手法を活用した製品開発の仕組み

キャノンの環境の取り組みは、自社工場での取り組みにとどまらず、製品ライフサイクル全体を通して行われています。ライフサイクル全体での環境負荷低減を実現するために、製品開発ではLCA(ライフサイクルアセスメント)の手法を導入。製品開発から情報公開までを一貫体制で管理できる「LCA開発マネジメントシステム」を構築し、開発・設計段階からCO₂排出量の算定を行い、目標達成に向けた製品の作り込みに活用しています。

LCA手法を駆使した環境配慮設計の流れ



第14回LCA日本フォーラム表彰において「LCA日本フォーラム会長賞」を受賞

キャノン(株)の「カートリッジ回収リサイクルサービスのLCA^{※1}を用いたマネジメント」が、第14回LCA日本フォーラム表彰^{※2}において、「LCA日本フォーラム会長賞」を受賞しました。

カートリッジ回収リサイクルに関する取り組み効果がLCAを用いて定量的に示されていること、リサイクル工場の新設にあたり工程改善を行いGHG排出量削減の効果を上げていること、キャノン(株)の環境配慮設計や開発活動は長年の実績と蓄積があり、カートリッジ回収リサイクルの活動は地球温暖化と資源枯渇の課題への取り組みである点などが評価されました。

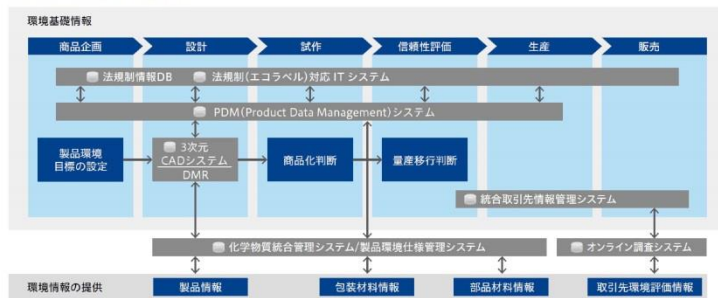
※1 資源の採取から製造、輸送、使用、リサイクル処理など製品のライフサイクル全般を通して環境影響を定量的、客観的に評価する手法。
 ※2 製品のライフサイクルを通じて環境負荷を削減する活動を奨励するために設けられた表彰制度。LCAに関わる業界、学界、研究機関等の関係者が集うLCA日本フォーラムが主催し、経済産業省と日刊工業新聞社が後援。

製品環境アセスメントおよび製品環境情報管理の仕組み

製品化のステップにおいては、製品環境に関する法的要求事項およびその他の要求事項に適合し、達成すべき環境性能をもつことを確実にするため、「製品環境アセスメント」を行っています。

まず、商品企画の段階で製品が達成すべき環境性能を目標として設定。商品化および量産への移行を判断する前に、設定した環境性能の目標の達成状況を確認し、製品に対する法的要求事項およびその他の要求事項への対応状況を確認しています。

製品環境情報管理の仕組み



③ 環境配慮製品・サービスの状況

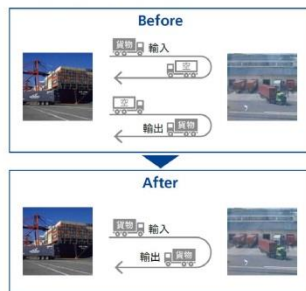
物流におけるCO₂削減

キャノンは物流時のCO₂排出量の削減に向けて、より環境負荷の低い輸送モードを活用するモーダルシフト、製品・梱包の小型化による輸送時の積載効率向上、生産拠点からの直送や輸送ルートの変更、物流センターの集約などによる輸送距離の短縮に取り組んできました。これらの取り組みに加え、さらなる輸送効率化のために、従来片荷で輸送されていた海上コンテナを往復で利用する「コンテナラウンドユース」を積極的に行っています。キャノングループ内でのコンテナの往復利用のほか、他の事業者が輸入したコンテナをキャノンが輸出に利用する他社との協業によるコンテナラウンドユースなど、船会社やコンテナ輸送業者とも連携しながら地域に応じて取り組みを拡大しています。海外拠点でも導入を進めており、中国・ベトナム・タイ・フィリピン・マレーシアなどにも拡大しています。

例えば、キャノンベトナムでは、コンテナラウンドユースの本数を前年の4,000FEU*から、9,000FEUに増加し、全出荷量に占めるコンテナラウンドユースの比率を昨年の平均20%から、40%以上に高めました。

※ FEU: Forty-Foot Equivalent Unit (40フィートコンテナ換算単位)

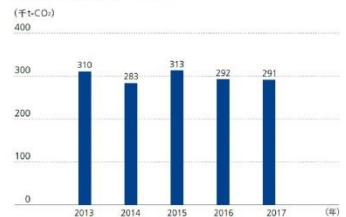
コンテナラウンドユースの概要



キャノンベトナムは、自社グループの輸入コンテナの利用に加え、ベトナム北部に進出する日系荷主と連携して、ほかの荷主の輸入コンテナをキャノンが輸出に利用するなど、他社と連携したコンテナラウンドユースの仕組みづくりにも力を入れています。

2017年の物流におけるCO₂排出量は、291千t-CO₂となり、対前年から1千t-CO₂の削減となりました。

物流におけるCO₂排出量の推移



※ サプライヤーが費用負担している買入品物流は含んでいません。

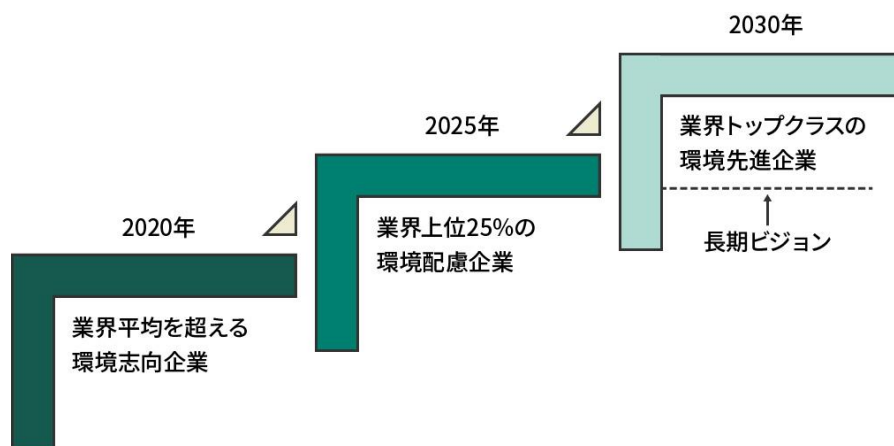
7. 長期ビジョン

- ✓ 持続可能な社会の実現に向けて、社会環境が次第に変化する中で、事業者が持続的に発展しようとするれば、持続可能な社会に適合的なビジネスモデルの確立が必要です。重要な環境課題への対応は、この長期間にわたる、ダイナミックな環境変化の過程で行われるため、事業者は、長期ビジョンで将来的に「ありたい姿」を示し、それを基点にして取組の適切性を評価するとともに、その方向性についてステークホルダーの理解を得ます。

長期ビジョンの意義

- ✓ 長期ビジョンとは、事業者が組織全体で共有する事業者の将来像（ありたい姿）であり、重要な環境課題に関する取組の基本的な方向性を示す指針となるものです。
- ✓ 長期ビジョンで明示した事業者の将来的な「ありたい姿」を目標にして、そこへ至る道程の中に、組織的には各事業部門や個々の従業員が現在果たすべき役割または行うべき活動を位置付け、時間的にはその目標点に向かって中期計画等に盛り込むべき中間的・段階的な目標を設定します。こうして組織全体で活動を積み上げて長期的に「ありたい姿」の実現を目指します。

図表 1 長期ビジョンの達成プロセス（イメージ）



- ✓ 長期ビジョンには、事業者の重要な環境課題ごとに、テーマ別の「ありたい姿」を設定することが可能です。例えば、長期ビジョンが「持続可能な社会における持続的発展」である場合、気候変動に関しては「バリューチェーン全体での脱炭素化」、廃棄物に関しては「グループ全体でのゼロエミッション化」のように、テーマ別に将来像を設定するケースです。このような場合は、基本となる長期ビジョンとテーマ別の長期ビジョンが整合的でなければならない、相互に関連付けられていることが重要です。
- ✓ 長期ビジョンの設定期間は、専ら事業者が業種、業態、事業規模等を勘案して決定しますが、その性格上、少なくとも10年間は展望できることが望ましく、可能な限り2030年から2050年までの期間を展望できるように設定することが望まれます。

- ✓ 2030 年や 2050 年を設定期間とした将来像が必要になる場合があります。例えば、パリ協定の履行に向けた日本の約束草案では、温室効果ガスの削減目標を、2030 年度に 2013 年度比で 26%減と定めていますが、事業者の削減目標も約束草案に連動させることによって、2030 年までを気候変動に関する長期ビジョンの設定期間とするような場合です。
- ✓ また、SBT (Science-based Targets) イニシアチブのように、事業者の属する業界や国の政策に関わらず、科学的根拠に基づいて長期ビジョンを設定する場合があります。
- ✓ 長期ビジョンには必ずしも具体的な目標や定量的な目標が組み込まれている必要はありません。抽象的なイメージや定性的な目標であっても、事業者が組織全体で共有できるものであり、そこへ到達するために何をすればいいのかを容易に理解できるものであれば、長期ビジョンとして問題ありません。
- ✓ 長期ビジョンに定量的な目標が組み込まれている場合は、その設定期間に適度な中間目標を配置し、長期ビジョンへの到達状況を理解しやすくする工夫が望まれます。
- ✓ 長期ビジョンや中間目標は、社会の変化に応じて見直す必要があります。事業者が自ら設定する期間ごとに定期的な見直しを行う場合もあれば、社会的な注目を集める新たな知見や出来事に応じて見直しが求められる場合もあります。

長期ビジョン情報の必要性

- ✓ 長期ビジョンは事業者の重要な環境課題に関する取組の基本的な方向性を示す指針なので、その情報が欠落すると、事業者が持続可能な社会への移行プロセスにおいて、どの方向に進もうとしているのかを伝えられなくなり、環境報告の有用性は著しく損なわれます。
- ✓ また、長期ビジョンは、経営責任者のコミットメント、ビジネスモデル、戦略、重要な環境課題の取組内容等の妥当性を評価する上での基点となるので、長期ビジョン情報が提供されないと、環境報告の利用者はそれらの妥当性を判断することが困難になります。

報告事項

☐ 長期ビジョン … ①

- ✓ 事業者が設定した長期ビジョンを記述します。
- ✓ テーマ別の長期ビジョンが設定されている場合は、基本的な長期ビジョンとテーマ別の長期ビジョンを相互に参照できるように説明し、それらの関係についても言及します。
- ✓ 長期ビジョンの設定期間に中間目標が配置されている場合は、図示等の視覚的な方法等により、長期ビジョンと中間目標の関係がわかるように説明します。

開示例

- ・当社の長期ビジョンは、20年後の20XX年までに「持続可能な社会に適応しつつ、自らも持続的な成長を遂げられる企業」を目指すことであり、温室効果ガスの基準年度比30%減を目標に組み込んでいます。
- ・長期ビジョンの実現に向けて、持続可能な社会に適合するビジネスモデルへの転換も遂行します。
- ・温室効果ガスの削減目標は、バックキャスティングの手法で、長期ビジョンの設定期間における中期CSR計画（期間4年）に反映されており、各中期CSR計画の最終年度に中間目標が設定されています。

図表 長期ビジョンの目標と中期CSR計画



□ 長期ビジョンの設定期間 … ②

- ✓ 事業者が決定した長期ビジョンの設定期間を記述します。これは、現在からスタートして、長期ビジョンの「ありたい姿」を達成する期限までの期間です。
- ✓ ただし、達成期限そのものを示す方が設定期間をイメージしやすいことがあります。その場合は、設定期間の代わりに達成期限を開示する方法を選択することができます。例えば、2021年から10年間を長期ビジョンの設定期間する場合に、長期ビジョンの達成期限である2030年を設定期間に代えて開示する方法です。
- ✓ 設定期間と達成期限のどちらを採用するかは、事業者がわかりやすい方を判断して決定します。

開示例

- ・長期ビジョンの設定期間は10年で、20XX年を長期ビジョンの達成期限としています。

□ その期間を選択した理由 … ③

- ✓ 事業者がその期間を長期ビジョンの設定期間として選択した理由を説明します。

開示例

当社は長期ビジョンと中期経営計画（1期4年）を連動させており、3期分の中期経営計画を長期ビジョンの設定期間（12年）としています。

参考になる事例

事例1 富士フイルムホールディングス株式会社

② 設定期間

① ビジョン

③ 期間の選択理由

CSR計画立案の背景と考え方

長期目標の設定

昨今、持続可能な開発目標(SDGs^{※1})やパリ協定^{※2}など、社会課題解決を目指した国際的な長期目標が相次いで発表されています。その中で、持続可能な社会を実現するための社会課題解決のプレーヤーとして、企業への期待がますます高まっています。今回のCSR計画「Sustainable Value Plan 2030(SVP2030)」では、こうした背景から、SDGsやパリ協定など、グローバルな社会課題解決に向けた目標達成への貢献を目指し、2030年度をターゲットとした長期目標を設定しました。

2014年度～2016年度の中期CSR計画「Sustainable Value Plan 2016(SVP2016)」では、CSRを法令順守という受け身ではなく、社会課題の解決と事業成長の機会ととらえ、「事業を通じた社会課題の解決」という目標を明確に宣言しました。その姿勢は、社外からも高く評価されています。しかし、「社会課題の解決」という大きな目標に対して、中期計画の3年という周期で成果を出していくことは簡単ではありません。そのため、今後の活動継続と同時に、目標設定の発想を転換する必要があると考えました。

SVP2030は長期計画としたことで、フォアキャスト(積み上げ方式)ではなく、未来のあるべき姿から落とし込んだバックキャストによる目標設定が可能となり、よりチャレンジングな施策も取り入れています。

また、グローバル企業として果たすべき社会的責任を明

富士フイルムグループは、2017年8月にCSR計画「Sustainable Value Plan(サステナブル・バリュー・プラン) 2030(SVP2030)」を発表しました。これまでの中期CSR計画と違い、2030年度をゴールとする長期目標を設定し、持続的に発展していくための経営の根幹をなす計画です。技術・製品・サービスの提供などで、事業活動を通じた社会課題の解決により、持続的に発展していくための経営の根幹をなす計画です。

SDGs



SVP2030 スローガン & 重点課題

環境
自らの環境負荷を削減すると共に環境課題の解決に貢献する
【重点課題】
1. 気候変動への対応
2. 資源循環の促進
3. 脱炭素社会の実現を目指すエネルギー戦略への対応
4. 製品・化学物質の安全確保

健康
ヘルスケアにおける予防・診断・治療プロセスを通じて健康な社会を作る
【重点課題】
1. アドメットメディカルニーズへの対応
2. 医療サービスへのアクセス向上
3. 疾病の早期発見への貢献
4. 健康増進、美への貢献
5. 健康経営の推進

生活
生活を取り巻く様々な社会インフラをハード、ソフト、マインドの面から支える
【重点課題】
1. 安全、安心な社会づくりへの貢献
2. 心の豊かさ、人々のつながりへの貢献

働き方
自社の働き方改革を、誰もが「働きがい」を得られる社会への変革に貢献させる
【重点課題】
1. 働きがいにつながる環境づくり
2. 多様な人材の育成と活用

サプライチェーン
環境・倫理・人権等のCSR基盤をサプライチェーン全体にわたって強化する
【重点課題】
1. 働きがい・フェア・クリアな企業風土をさらに浸透させることで、ガバナンス体制を改善・堅持する

ガバナンス
オープン・フェア・クリアな企業風土をさらに浸透させることで、ガバナンス体制を改善・堅持する

サステナブル社会の実現

Value from Innovation

FUJIFILM Sustainable Value Plan 2030



※1 SDGs(Sustainable Development Goals):2015年に国連総会で採択された、2030年までに国際社会が社会課題として取り組むべき持続可能な開発目標。貧困、不平等・不正義の是正、健康、教育、働きがい、気候・環境など17の目標と169のターゲットが定められている

富士フイルムグループが主に貢献するSDGsの目標



る具体的な数値目標を設定しています。CO₂については、「自社製品のライフサイクル全体での排出量2013年度比30%削減」と同時に、「自社製品・サービスの普及による社会でのCO₂排出削減量5,000万トンへの貢献」に取り組みます(この5,000万トンの削減により、2017年度から2030年度までに当社グループが排出するCO₂累積量と同レベルをオフセットします)。水資源についても、グループ全体の水投入量を2013年度比30%削減し、2030年度に3,500万トン以下に抑制するとともに、水処理に活用される高機能材料やサービスなどを提供することにより、2030

(出所) 富士フイルムホールディングス株式会社「Sustainability Report 2018」

② 設定期間





（出所）株式会社NTT データ「NTT データグループ サステナビリティレポート 2018」

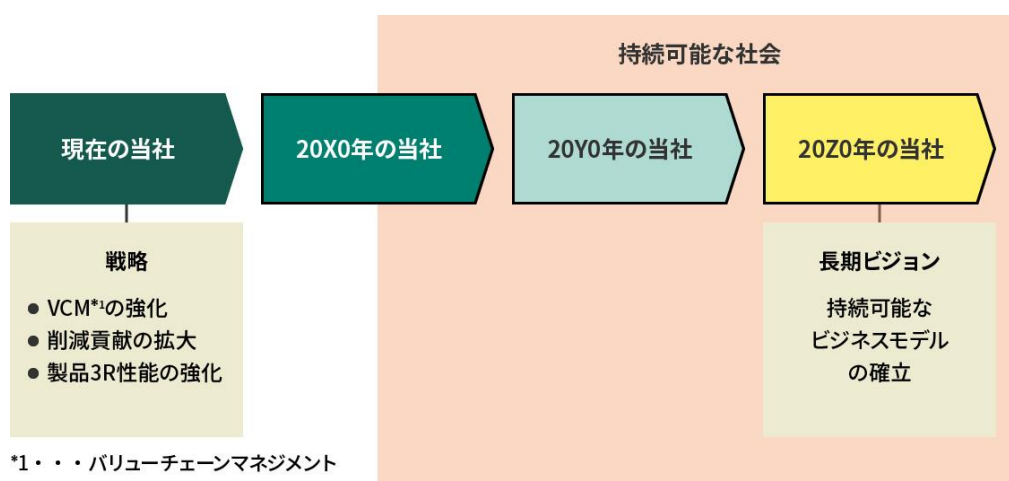
8. 戦略

- ✓ 長期ビジョンを実現するためには、長期間にわたり全社的に一貫した方向性で、取組を進めることが不可欠です。環境報告では、その進め方を、事業者が策定する持続可能な社会の実現に向けた事業戦略によって、説明します。

戦略の意義

- ✓ 戦略とは、長期的視点で経営資源を合理的に配分し、組織目的を達成するために策定する、事業者の大局的な方策を意味しています。
- ✓ 事業者の組織目的は、自らを維持・存続・発展させることなので、戦略とは、広く社会に受け入れられながら、長期的に発展を目指すこと、と言い換えてもいいかもしれません。これは一般に経営戦略とか事業戦略と呼ばれているものです。
- ✓ ただし、環境報告ガイドライン 2018 年版が記載事項に指定している戦略は、長期ビジョンの実現を目指して策定する、持続可能な社会の実現に向けた事業者の事業戦略であり、「長期ビジョンの実現」という目的と、事業戦略の実行主体である事業者に、「持続可能な社会への移行プロセスにおいて、その推進に貢献しながら事業活動を営む者」という前提条件が加えられています。
- ✓ しかし、現在のように、持続可能な社会への移行が始まり、もう後戻りできない状況では、持続可能な社会が今後の一般的な事業環境になりつつあるため、特に上記のような前提条件を意識しなくても、「長期ビジョンを実現する戦略」とだけ考えておけばよいことになります。

図表 1 長期ビジョンを実現する戦略（イメージ）



- ✓ なお、環境報告ガイドライン 2018 年版とは別に、戦略情報の開示を要請する報告指針として、TCFD の最終報告書（第 2 章 4.「リスクマネジメント」の注記を参照）があります。TCFD 最終報告書の「戦略」では、

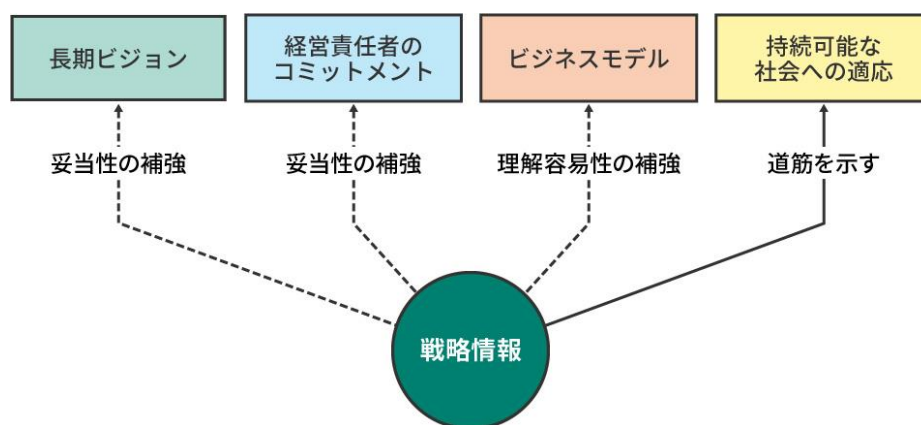
気候変動に関連するリスク・機会が事業者の事業戦略に与える影響やレジリエンス（リスク・機会に対する事業戦略の強靱性・弾力性）の開示を求めており、事業戦略そのものについて報告事項とする環境報告ガイドライン 2018 年版とは、少し意味合いが異なっています。

- ✓ 特に、気候変動に対する戦略のレジリエンスを記述する場合は、環境報告ガイドライン 2018 年版で明示的に開示を求めているシナリオ分析が必要になります。TCFD 最終報告書も考慮した環境報告を行う事業者向けのシナリオ分析については、詳細解説や「TCFD を活用した経営戦略立案のススメ～気候関連リスク・機会を織り込むシナリオ分析実践ガイド」¹⁹を参照してください。

戦略情報の必要性

- ✓ 長期ビジョンは、事業者が将来的に「ありたい姿」を提示するものですが、それを実現する方法、つまり戦略に合理性がなければ、絵に描いた餅になってしまいます。合理的で現実味のある戦略は、長期ビジョンの妥当性を補強する重要な情報です。
- ✓ これは経営責任者のコミットメントにも当てはまります。どんなに立派なコミットメントでも、それを履行する戦略に合理性がなければ、ステークホルダーからの信頼を得ることができません。経営責任者のコミットメントが実現可能で適切なものか否かは、戦略情報と関係付けて見れば一目瞭然であり、両者に矛盾がないことを示す上でも戦略情報は重要です。

図表 2 戦略情報の必要性



- ✓ 戦略はビジネスモデルとも関係しています。ビジネスモデルは、事業者が長期間にわたって製品・サービスの販売から持続的に価値創造し、それを保持する全体的な仕組みですが、それを効率的に稼働させて価値創造するには、ビジネスモデルに適した戦略が存在しなければなりません。戦略情報は、ビジネスモデルが価値創造するメカニズムをステークホルダーに理解させる上で必要なのです。

¹⁹ 環境省 <https://www.env.go.jp/policy/tcfd.html>

- ✓ 環境報告で報告する重要な環境課題への取組は、持続可能な社会への移行プロセスで行われます。持続可能な社会への移行は、長期間にわたって進行し、その間、事業者の不確実性の高い事業環境の変化をもたらすと考えられます。事業者が、こうした状況の中で重要な環境課題に取り組み、ビジネスモデルを持続可能な社会へ適応させるには、有効な戦略の存在が不可欠です。
- ✓ 戦略情報がなければ、事業者が長期ビジョンで提示した方向へたどり着けるかどうかを環境報告の利用者が判断することはできません。しかし、戦略情報があれば持続可能な社会に適応する道筋を明確に示すことができます。これが戦略情報のもっとも重要な役割です。

報告事項

☐ 持続可能な社会の実現に向けた事業者の事業戦略

- ✓ 持続可能な社会の実現に向けた事業者の事業戦略とは、重要な環境課題へ取り組みながら、長期的に持続可能な社会に適合するビジネスモデルを確立し、事業者が持続的に成長するとともに、持続可能な社会の実現に貢献するための戦略です。
- ✓ 現在のビジネスモデルを前提に、長期ビジョンの実現に向けて、どのような道筋（体系的な仕組み、大局的な方策）で取組を進めるのかをわかりやすく説明します。その際に、1) 何をするのか（what）、2) どのように行うのか（how）、3) その理由（why）が明らかになるように記述します。
- ✓ ただし、戦略情報が企業秘密に触れるような場合は、一般的な表現に代える等の工夫をして、問題が生じないように配慮します。
- ✓ 戦略を実行する上で重要な経営資源がある場合は、それについても言及します。例えば、大規模な資本投資が必要な戦略であれば、資金的な裏付け（財務的資本）が必要ですし、サプライチェーンでの環境取組には、NGO 等とのステークホルダーエンゲージメント（社会関係資本）が不可欠な場合もあります。
- ✓ 戦略の実行にあたって、無視できない不確実性が存在する場合は、その不確実性の 1) 内容、2) 戦略への影響について説明します。例えば、気候変動が事業者の重要な環境課題であり、その対応戦略が段階的なエネルギー転換である場合、再生可能エネルギー価格の将来動向に不確実性があって、価格が十分に低下しないと戦略達成に影響を与えるならば、その旨を付記する、という具合です。
- ✓ 戦略の達成度を評価する上で、もっとも適切と考えられる実績評価指標（KPI）も開示が望まれる事項です。例えば、サプライチェーンの低炭素化が戦略である場合は、製品・サービスのカーボンフットプリントが有用な KPI になり、環境配慮製品の売上拡大が戦略に含まれる場合は、その売上高が KPI になります。さらに、KPI で表現した目標値を設定して、達成度管理の状況を可視化することが戦略情報の有用性を高めます。

開示例 A

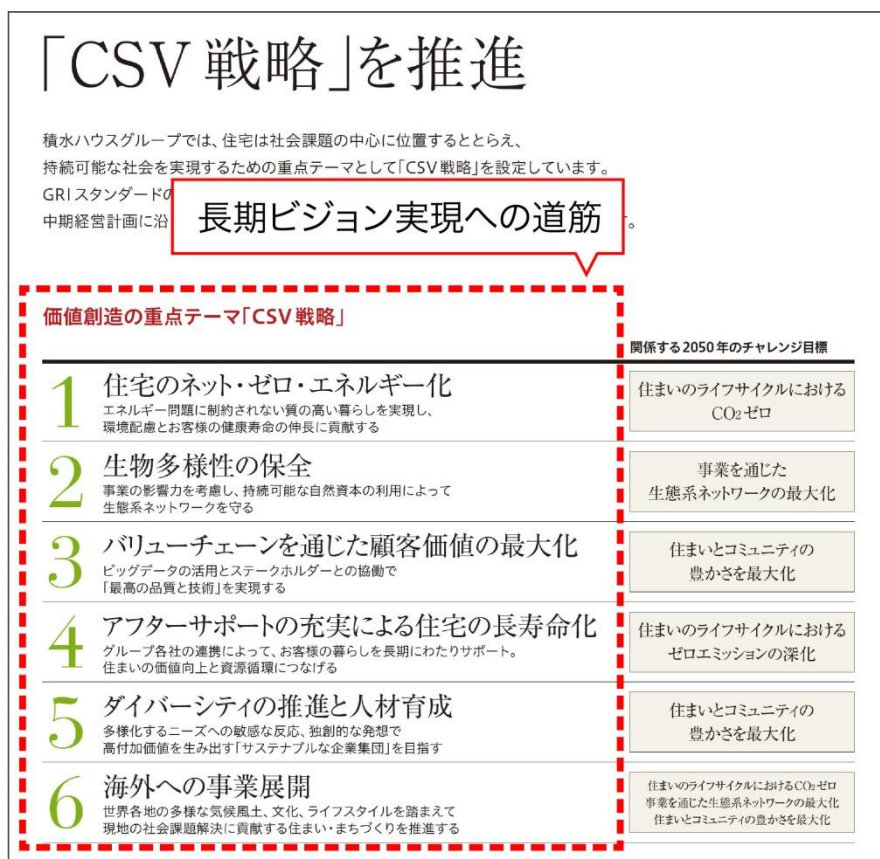
2030 年までに持続可能な食品製造企業になることが当社の長期ビジョンですが、その達成戦略として、調達原材料を全て環境認証製品に転換し、包装材を 100%リサイクル可能にします。

開示例 B

- ・当社の長期ビジョンは 2050 年までにゼロカーボンのバリューチェーンを構築することであり、それを達成するための戦略として、バリューチェーンマネジメントの強化を推進します。
- ・上流対策では、グリーン調達範囲拡大に向けて、環境デューディリジェンス体制を整備し、下流対策では、環境配慮製品の売上拡大による収益増と革新的省エネ製品の普及を目指します。
- ・環境配慮製品の売上拡大には R&D 部門の増強が不可欠であり、そのために R&D 投資額を前年度比で年率 X%増額します。

参考になる実例

実例1 積水ハウス株式会社



(出所) 積水ハウス株式会社「持続可能性報告書 2018 年 1 月期」

Vision1 自らのCO₂ゼロエミッションの実現

富士通グループは、グローバル ICT 企業として脱炭素社会に率先して取り組むという意志を込めて、自社グループから排出される CO₂ 排出量を、2050 年までの期間を 3 つのフェーズに分けて段階的に削減シナリオを定めました。このシナリオは、科学的に整合した目標を掲げるシナリオを参考に作成しており、2℃目標にも整合しています^(注1)。

長期ビジョン実現への道筋

Phase I

Phase I（2020 年まで）では、技術の利用可能性や経済性の観点から、国内では既存の省エネ技術を横展開するとともに、AI などを活用した新たな省エネ技術の検証、低炭素エネルギーの利用を進め、海外では EU を中心とした再生可能エネルギーの積極的導入を推進します。

Phase II

Phase II（2030 年まで）は、排出削減を加速させるため、AI や ZEB^(注2) 化の普及拡大などに取り組みます。また、国内でも利用しやすくなっていることが期待される再生可能エネルギーについて、地域性や経済性を考慮し、戦略的に導入を拡大します。

Phase III

Phase III（2030 年以降）は、革新的省エネ技術の展開・深化と、脱炭素化を見据え、カーボンクレジットによるオフセットで補いつつ、再生可能エネルギーの導入を加速させます。また、当社グループは再生可能エネルギーの普及拡大を目指す国際的イニシアチブである RE100 にも 2018 年 7 月に加盟し、事業で使用する電力における再生可能エネルギーの利用を 2030 年までに 40%以上、2050 年には 100%にすることを目指しています。

(注1) 当グループのカーボンクレジットを差し引いた GHG 削減目標は、SBT イニシアチブの承認を取得しています。

(注2) ZEB：

ネット・ゼロ・エネルギービル。建築構造や設備の省エネルギーと太陽光発電等により創エネすることで、年間で消費する建築物のエネルギー量が大幅に削減されている建築物。

自らのCO₂ゼロエミッション達成に向けた 2050 年までのロードマップ



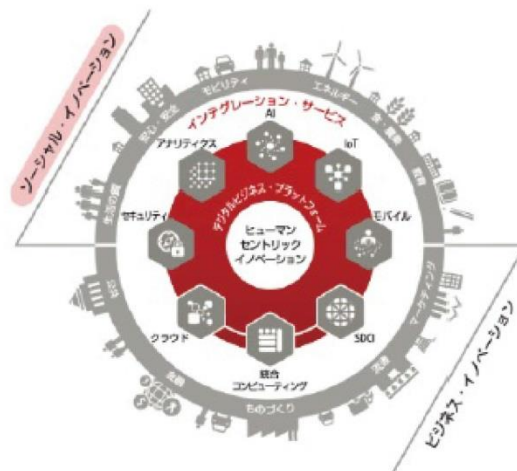
長期ビジョン実現への道筋

Vision2 脱炭素社会への貢献

様々な業種・業態のお客様とエコシステムを形成し、社会の脱炭素化に貢献します。緩和策のポイントはエネルギー効率の最適化を図るために AI などの先進デジタル技術を活用することです。そうした技術を企業間、業界間、地域間を越える仕組みに組み込むことで、社会システム全体としてのエネルギーの最適利用を実現します。

Vision3 気候変動による社会の適応策への貢献

適応策のポイントは、センシング技術や HPC (High Performance Computing) によるシミュレーション、ビッグデータ、AI 活用などによる高度な予測技術です。これらの活用を通じて、レジリエントな社会インフラ基盤や農作物の安定供給、食品ロスの最小化に向けたソリューションを創出し、気候変動によるお客様・社会への被害の最小化に貢献します。



(出所) 富士通株式会社「富士通グループ サステナビリティレポート 2018」

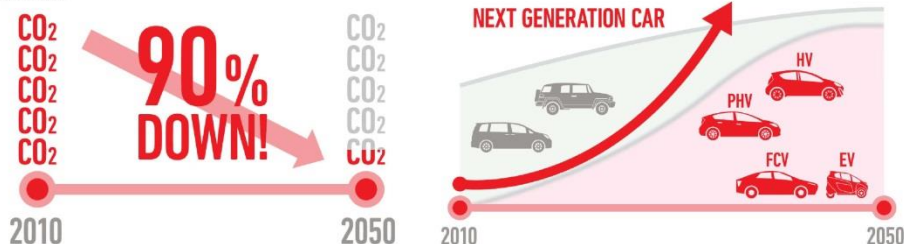
事例3 トヨタ自動車株式会社

Challenge 1 新車CO₂ゼロチャレンジ

基本的な考え方 「地球温暖化」を実証するかにように、世界中で異常気象による被害が相次いでいます。十分な対策を施す危険性が指摘されています。現状のまま温室効果ガスの抑制策が追加されなければ、「2100年には世界の平均気温が産業革命前より2.6℃上昇し、CO₂排出量をゼロにするだけでなく、マイナスにしなくてはならない」と報告されています。[2] トヨタはこれをリスクとともに機会と捉え、「新車CO₂ゼロチャレンジ」を公表。クルマ1台当たりの平均CO₂排出量を「2050年までに2010年比で90%削減」に挑戦します。[2] 「エコカーは普及してこそ環境への貢献」の考え方のもと、従来エンジン車の技術開発をはじめ、これまでも取り組んできた電動車（ハイブリッド車（HV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV））の技術進化と普及促進をさらに加速させます。EVやFCVが普及するために必要なインフラ整備についても、ステークホルダーの皆様と連携して進めていきます。

※ IPCC 第3作業部会第5次評価報告書 2014

長期ビジョン実現への道筋



KPI

電気エネルギーを利用した次世代車の開発推進とそれぞれの特徴を活かした普及推進

エコカーは普及してこそ環境への貢献

トヨタは「地球温暖化」「大気汚染」「資源・エネルギー問題」といった地球環境問題に真剣に取り組んできました。これらの社会問題を解決するためには、燃料の効率的利用と代替燃料の利用促進に有効な車両の電動化が不可欠であると考えています。これまで、「エコカーは普及してこそ環境への貢献」の考えのもと、電動車の開発・普及を積極的に進めており、1997年には電動車の先駆けとなった「プリウス」を発売、以来20年にわたりハイブリッドシステム（THS）の高性能化や搭載車種の拡大、さらにはハイブリッド技術をベースに電動車の開発と普及促進に取り組んできました。2017年12月には、2020年代～2030年を対象とした「電動車普及に向けたチャレンジ」を公表し、さらなる普及に向けて取り組んでいきます。

電動車普及に向けたチャレンジ

2030年にはグローバルで電動車販売台数を550万台以上、このうちゼロエミッション車であるEV・FCVを合わせて100万台以上を目指します。2025年ごろまでには、電動車専用車または電動グレードの設定拡大により、グローバルで販売する全車種でエンジン車のみの車種はゼロとなります。

EVは、2020年以降、中国を皮切りに導入を加速し、2020年代前半にはグローバルで10車種以上に拡大します。FCV・PHVは、2020年代に商品ラインナップを拡充します。HVについては、THS IIを高性能化するとともに、ハイパワー型、簡易型など多様なハイブリッドシステムを開発し、お客様のニーズに合わせて商品ラインナップを拡充します。

環境データ P60-A

（出所） トヨタ自動車株式会社「環境報告書 2018」

9. 重要な環境課題の特定方法

- ✓ 事業者は、事業活動が直接的・間接的に環境に与える影響の中から、自らの判断に基づいて、重要性の高い環境課題を特定し、その対応に取り組みます。事業者の判断が妥当かどうかをステークホルダーが判断するため、環境報告には、事業者が重要な環境課題をどのような方法で特定したかについて、分かりやすく説明します。

重要な環境課題の特定の意義

- ✓ 環境報告ガイドライン 2018 年版は、事業者が自らの判断に基づいて特定した重要な環境課題ごとに、それらへの対応にどのように取り組み、どのような成果を得たのかについて、実績評価指標を含む 6 つの報告事項の開示を求めています（第 2 章 10. 「事業者の重要な環境課題」を参照）。
- ✓ これは、事業者の事業活動が直接的・間接的に環境に与える影響を、ステークホルダーに正しく理解してもらう上で不可欠な情報であり、その目的が十分に果されるように、事業者は重要な環境課題の全てを漏れなく特定して、それらを報告対象としなければなりません。

マテリアリティ判断

- ✓ 事業者は、直面する環境課題の中から重要な環境課題を特定する際に、1) 重要性の意味をどのように捉えるのか、2) それをどのような手順で判断するのか、を自らの責任で決める必要があります。これは一般に「マテリアリティ（重要性）」判断といわれる行為です。
- ✓ 財務報告等の他の企業報告でも同じですが、環境報告で開示する情報は、少なくとも「ステークホルダーの利用目的にとって役に立つ（目的適合性）」という特性を備えていなければなりません。これは、環境報告で報告対象とする環境課題が、少なくとも目的適合性のある情報を提供するものでなければならない、という意味です。しかし、目的適合性のある情報が全て開示されるわけではありません。
- ✓ 目的適合性のある情報を提供する環境課題をリストアップしたら、それらの中から、事業活動が直接的・間接的に環境に与える影響を正しく伝えるという環境報告の目的を達成する上で、欠くことのできない環境課題を選択し、それらを「重要な環境課題」として位置付けます。
- ✓ これらの「重要な環境課題」は全て環境報告で報告することが求められます。
- ✓ 目的適合性のある情報を提供する環境課題としてリストアップされたものの、「重要な環境課題」として特定されなかった課題を環境報告に含めるかどうかは、事業者が自らの裁量で決めることです。しかし、「重要な環境課題」が網羅された環境報告に、そうでない環境課題の情報が混じることで、環境報告の目的を損なうおそれがある場合には、重要性に乏しい環境課題まで報告しないことも、選択肢の 1 つです。

- ✓ 重要な環境課題とは、「その情報が開示されている場合と、開示されていない場合では、ステークホルダーが環境報告から得る結論が変化する環境課題」のことを指しています。これには、環境報告を投資行動に利用する機関投資家が、気候変動関連情報が十分に報告されているか否かで、投資判断を変えるような場合が該当します。例えば、事業活動で大量に温室効果ガスを排出するような産業で、そのリスク認識や対策に関する記述が乏しい環境報告では、投資リスクの評価が適切に実施できず、そうした情報を適切に開示する環境報告の場合と比較して、報告主体である事業者が投資対象に選択される可能性は低くなります。
- ✓ しかし、ある環境課題が「重要な環境課題」に該当するか否かは、きわめて状況に依存しており、事業活動の態様、環境課題の内容や規模、ステークホルダーの情報ニーズ等、環境報告の背景要因によって著しく変化するので、あらかじめ一般化・定型化することが困難です。
- ✓ そのため、環境報告ガイドライン 2018 年版では、環境課題に関するマテリアリティ判断を、その背景要因に一番精通しているはずの事業者に専ら委ねており、その判断を尊重しています。
- ✓ マテリアリティについては、本解説書の【環境報告の考え方】3.「環境報告の情報特性」に詳しい説明がありますので、参照してください。

重要な環境課題の特定方法の開示の必要性

- ✓ 環境課題のマテリアリティ判断が事業者によって行われる場合、環境報告の背景要因に精通する事業者と、そうした情報をほとんど持たないステークホルダーの間には、情報の質と量の両面で大きな格差が生じます。
- ✓ この情報格差を利用して事業者が恣意的にマテリアリティ判断を行ったり、事業者の判断に疑念を抱くステークホルダーが環境報告を信頼しなかったりして、環境報告の有用性が損なわれるような事態が起こらないように、環境報告ガイドライン 2018 年版では、事業者に対して、重要な環境課題の特定方法、つまりマテリアリティ判断をどのように行ったかについて、次の 4 つの報告事項による情報開示を求めています。
- ✓ これらは、マテリアリティ判断の実施手順、判断結果、判断基準、マテリアリティ判断の対象とした事業活動の範囲に関する情報から構成されており、事業者のマテリアリティ判断が妥当であったかどうかは、これらの情報に基づいて、最終的にステークホルダーが評価することになります。
- ✓ どのようなマテリアリティ判断が妥当なのか、また、それをどのように実施すればよいのかは、事業者が自らの責任において決定する事項であり、環境報告ガイドライン 2018 年版では、特に言及していません。実務上、一般に公正妥当と見なされる重要な環境課題の特定方法等についての説明は、詳細解説を参照してください。

報告事項

□ 事業者が重要な環境課題を特定した際の手順（実施手順）・・・ ①

- ✓ 事業者が、重要な環境課題をどのようなプロセスで特定したのか、について、具体的にわかりやすく説明します。場合によっては図示等の方法を採用入れることも有効です。
- ✓ 重要な環境課題の特定は、事業者が組織として実施する行為であり、その最終的な責任は事業者のガバナンス主体（取締役会）にあります。この責任が適切に果たされるように、重要な環境課題の特定に関する実施手順は環境報告の最高責任者が決定し、最終的にガバナンス主体で承認されることが望まれます。
- ✓ また、実施手順に含めることが望ましいプロセスに、ステークホルダーエンゲージメントの活用があります。これは、重要な環境課題への対応に影響を与えるステークホルダーと良好な関係を築くことが、適切なマテリアリティ判断を行う上できわめて有効だからです。そのために、いずれかのステークホルダーエンゲージメント手法を実施手順に組み込むことが望まれます。

開示例

- ・ 重要な環境課題の特定にあたって、まずは国際的な基準・ガイドラインや実務の動向を参考に、持続可能な社会への移行に向けて一般に重要であると考えられる環境課題を、当社の重要な環境課題の候補としてリストアップしています。
- ・ 次に、当社の環境マネジメントに関する HP へのアクセス状況、外部有識者へのヒアリング、ステークホルダーダイアログ等のステークホルダーエンゲージメントの分析結果から、リストアップした環境課題をステークホルダーの関心度に応じて重み付けしています。
- ・ さらに、当社の持続性戦略と環境マネジメントに関連する社内部署の担当責任者を招集し、その重み付けされた環境課題について、持続可能性への影響度の大きさを基準に、対応の優先順位付けを行っています。優先順位が高いと評価された環境課題は、全て重要な環境課題として特定しています。
- ・ 特定結果は、その妥当性を CSR 委員会で確認し、取締役会への報告事項としています。

重要な環境課題の特定プロセス



□ 特定した重要な環境課題のリスト（判断結果）・・・ ②

- ✓ 実施手順を適切に運用して特定した重要な環境課題を一覧表示します。それらを図示したり、レイアウトを工夫したりして、特定された重要な環境課題の全体像をわかりやすく示してください。

開示例

・特定された当社の重要な環境課題は以下の通りです。

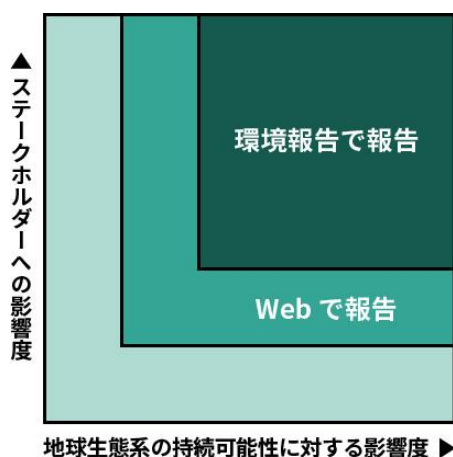
(1) 気候変動、(2) 水資源、(3) 生物多様性、(4) 資源循環

□ 特定した環境課題を重要であると判断した理由（判断基準）・・・ ③

- ✓ 環境課題の重み付けや優先順位付けに際して、マテリアリティ判断をどのような基準に基づいて行い、重要な環境課題（環境報告で報告するもの）とそうでない環境課題（環境報告で報告しないもの）を識別したのかを説明します。
- ✓ 判断基準についても、事業者が自ら設定するものなので、環境報告ガイドライン 2018 年版では何も言及していません。ちなみに、GRI スタンドでは、課題が「持続可能性に与える影響度」と「ステークホルダーの評価や意思決定に与える影響度」の 2 軸で、その優先順位付けを行っています。この考え方を利用する場合には、二次元座標面に課題をマッピングすることで、よりわかりやすい説明が可能です。

開示例

・重要な環境課題を特定する際の判断基準として、「ステークホルダーへの影響度」と「地球生態系の持続可能性に対する影響度」を採用しており、その両方が高い環境課題を重要な環境課題として特定し、環境報告の報告対象に選定しています。中程度のものはウェブサイトで報告しています。



□ 重要な環境課題のバウンダリー（事業活動の範囲）… ④

- ✓ 重要な環境課題とは、事業者の事業活動が直接的・間接的に環境に与える影響の中から、事業者自らの判断に基づいて、重要性の高さを基準に特定した環境課題であり、その特定に際して考慮すべき事業活動の範囲は、バリューチェーン全体に拡大する可能性があります。
- ✓ そのために、ガイドラインでは、重要な環境課題を特定する際に考慮したバウンダリーについて説明することを求めている、それを次の1)・2)の観点から説明します。
 - 1) 重要な環境課題はバリューチェーンのどこで発生するか
 - ✓ 事業活動の環境への影響を考慮した範囲が、事業者の自社グループ（直接的影響）、事業者の自社グループとバリューチェーンの上流または下流（直接的影響＋間接的影響の一部）、バリューチェーン全体（直接的影響＋間接的影響）のいずれであるかわかるように説明します。
 - 2) 重要な環境課題は事業者の事業活動や取引関係とどのような関係があるか
 - ✓ 特に、事業者の自社グループ以外のバリューチェーン上で発生する重要な環境課題がある場合は、その発生原因となる事業活動やサプライヤーとの取引関係について説明します。

開示例

- ・重要な環境課題を特定する際のバウンダリーは、原則として、報告対象組織のバリューチェーン全体です。
- ・水資源に関しては、水ストレスの大きい国で生産するサプライヤーをバウンダリーに含めていますが、販売製品の使用・廃棄段階はリスクが低いと見なされるために含めていません。
- ・生物多様性に関しては、一部の子会社について、バウンダリーが当該子会社グループに留まっており、そのバリューチェーンへの拡大は今後の課題になっています。

参考になる事例

事例1 コニカミノルタ株式会社

① 実施手順

マテリアリティの特定プロセス

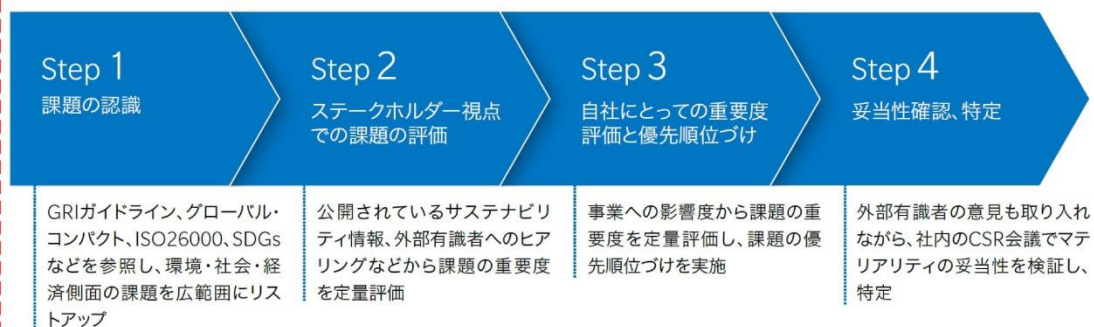
気候変動や資源枯渇などの環境問題をはじめ、人権問題、労働問題など、企業が取り組むべき社会的な課題は多岐にわたります。コニカミノルタは、昨今の社会情勢や事業環境の変化も踏まえ、社会課題と事業がより連携した取り組みの実現を目指すために、優先的に取り組むべきマテリアリティ(重要課題)を特定しています。

マテリアリティの特定にあたっては、まずは国際的なガイドラインなどを参照しながら課題を網羅的にリストアップ。それ

らを「ステークホルダーにとっての重要度」と「事業にとっての重要度」という2側面から定量評価し、重要度を検証しました。また、各課題の重要度の判断に客観的な視点を取り入れるため、外部の有識者にも意見を伺い、CSR会議で妥当性を検証したうえでマテリアリティを特定しています。

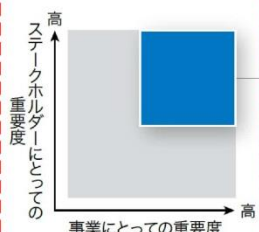
これらのマテリアリティに沿って目標やアクションプランを設定し、活動を推進することで、社会課題の解決に貢献するとともに、企業としての競争力強化を実現していきます。

マテリアリティの特定プロセス



マテリアリティの特定

③ 判断基準



マテリアリティ	バウンダリー	対応するGRIスタンダードの側面
1 環境	- グループ内 - サプライヤー - お客様	- 原材料 - エネルギー - 大気への排出 - サプライヤーの環境面のアセスメント
2 ソーシャルイノベーション	グループ内	—
3 顧客満足向上と製品安全	グループ内	顧客の安全衛生
4 責任あるサプライチェーン	- グループ内 - サプライヤー	サプライヤーの社会面のアセスメント
5 ヒューマンキャピタル	グループ内	- 雇用 - 労働安全衛生 - 研修と教育
6 ダイバーシティ	グループ内	ダイバーシティと機会均等

② 判断結果

④ バウンダリー

(出所) コニカミノルタ株式会社「CSR レポート 2018」

実例2 大和ハウス工業株式会社

① 実施手順

マテリアリティ(重要課題)の特定

「エンドレス グリーン プログラム 2018」の策定にあたり、改めて当社グループの環境への取り組みについて事業における重要度と社会からの要請や期待を考慮して重要課題を抽出、有識者による妥当性の確認を経て、マテリアリティを特定しました。

マテリアリティ特定プロセス



また、特定した重要課題及びその他の課題について、当社の取り組みレベルと照らし合わせ、環境方針に反映しました。

③ 判断基準

マテリアリティマップ



関連ページ ▶ P141 有識者や投資家との対話

※マテリアリティ特定の詳細は、当社グループWebサイトをご覧ください。

大和ハウス マテリアリティ で検索

② 判断結果

「エンドレス グリーン プログラム 2018」の基本方針

環境テーマ	段階	対応方針	基本方針	
地球温暖化防止	調達	着手	調達先における省エネ支援及び省エネ建材認定制度の構築	詳細は P117~124
	自社活動	継続改善	新築施設のスマート化 既存施設の省エネ運用改善及び計画的な設備更新の継続	
	商品・サービス	重点改善	エネルギーゼロの住宅・建築・街づくりの推進 再生可能エネルギー(風・太陽・水・バイオマス)による発電事業の拡大	
自然環境との調和 (生物多様性保全)	調達	継続改善	持続可能な木材調達の推進	詳細は P125~130
	自社活動	維持管理	自社・グループ施設における環境緑化の推進	
	商品・サービス	重点改善	開発・街づくりにおける緑の保全・創出の推進	
資源保護 水資源保護	調達	着手	主要建材における資源・水リスクの把握	詳細は P131~136
	自社活動	継続改善(資) 維持管理(水)	建設廃棄物における3R(リデュース・リユース・リサイクル)活動の推進 節水器具の採用推進	
	商品・サービス	継続改善(資) 維持管理(水)	資源循環型商品(高耐久・長寿命・省資源)の普及および再生建材の採用推進 節水器具の採用推進	
化学物質による 汚染の防止 土壌汚染防止	調達	維持管理(化) 継続改善(土)	調達建材における化学物質管理の強化 土地購入時の土壌汚染リスク管理の強化	詳細は P137~140
	自社活動	維持管理	生産施設におけるPRTR対象化学物質排出・移動量、VOC排出量の削減	
	商品・サービス	継続改善	居住系施設における室内空気質のさらなる改善 土壌汚染対応ソリューションの拡充	
環境経営基盤強化、環境リスク管理			グループ・グローバルにおける環境パフォーマンスデータの信頼性向上 グループ一体での環境法管理システムの構築・運用	詳細は P113~114

④ バウンダリー

(出所) 大和ハウス工業株式会社「大和ハウスグループ サステナビリティレポート 2018」

実例3 株式会社クボタ

① 実施手順

マテリアリティ

クボタグループの環境保全活動について、事業における重要度とステークホルダーからの要請や期待、社会動向を考慮してマテリアリティ（重要課題）を抽出し、重要度の優先順位付けを行いました。

マテリアリティの特定プロセス

Step 1	情報収集・分析 国際的な枠組みや政策動向、外部評価の主要指標、クボタグループの事業分野でのグローバルトレンドなどについて、情報収集と分析を行いました。
Step 2	マテリアリティの抽出 グループ内の環境経営戦略会議での検討や社内関係部門へのヒアリング、ESG（環境・社会・ガバナンス）投資機関や社外有識者との対話を通じて、環境保全における課題を抽出しました。
Step 3	マテリアリティの特定 抽出した課題をステークホルダーにとっての重要度とクボタグループにとっての重要度の両面から検討し、特定した重要課題をマトリックス表にマッピングしました。
Step 4	重点施策の策定と実行 ステークホルダーとクボタグループの双方にとって重要度 着実に推進していきます。

③ 判断基準

マテリアリティマトリックス

食料・水・環境分野の社会課題解決をミッションとするクボタグループのマテリアリティは以下のとおりです。

↑ ステークホルダーにとっての重要度		気候変動への対応
	生物多様性の保全	水資源の保全
	化学物質の管理	循環型社会の形成
	環境コミュニケーション	環境マネジメントシステム
		クボタグループにとっての重要度 →

④ バウンダリー

マテリアリティとして特定した課題に対応するため、バリューチェーンの発着点の範囲を明確にしています。

	事業のバリューチェーン		
	設計開発・調達	生産・物流	使用・廃棄
気候変動への対応	・グローバル調達（最適地調達）	・クボタ生産方式の考え方に基づくエネルギーのムダ・ロス削減 ・廃エネルギーの回収利用 ・再生可能エネルギーの利用拡大 ・物流効率の向上 ・モーダルシフト	・低燃費化 ・作業、管理の効率化、省力化 ・施工時の省エネルギー
循環型社会の形成	・リサイクル素材の使用 ・部品点数の削減	・省資源化 ・廃棄物の3R・機能材化	・長寿命化 ・メンテナンスの容易化 ・リサイクルの推進 ・廃棄時の適正処理
水資源の保全	・水リスクの影響評価	・水資源の3R	・節水化 ・排水の浄化やリサイクルの推進
化学物質の管理	・有害懸念物質の使用量削減	・VOC排出量の削減 ・有機溶剤の代替化	・排出ガスのクリーン化
生物多様性の保全	・自然資本に与える影響評価	・環境負荷の管理と削減 ・事業所構内や周辺の変化・緑化の推進	・適切な肥料散布 ・水域の保全 ・騒音、振動の低減
② 判断結果	・経営層主導によるグローバルな環境経営の推進 ・中期目標に向けた計画的な環境負荷削減 ・アセスメントによる環境リスクの低減 ・アセスメントによる環境配慮設計		
	・グリーン調達の推進 ・地球環境保全や社会課題の解決に寄与する製品開発 ・環境保全ルールに則ったコンプライアンスの徹底 ・環境教育・環境意識啓発活動の推進		
環境コミュニケーション	・環境報告書・Webサイトを通じた情報発信の強化 ・ターゲットに合わせた環境コミュニケーションの推進 ・ステークホルダーとの双方向コミュニケーションの充実 ・地域の環境保全活動への参画		

（出所）株式会社クボタ「2018 KUBOTA REPORT 事業・CSR 報告書」

10. 事業者の重要な環境課題

- ✓ 事業者は、自らの判断に基づいて、特定した事業者の重要な環境課題ごとに、報告事項を記載します。

事業者の重要な環境課題ごとに方針・計画・実績評価を示すことの意義

- ✓ 取組方針は、事業者が特定した重要な環境課題を自社の経営課題としてどのように位置づけているのかを示すものです。方針を掲げることで、社内外に当該課題への認識を示すことができます。
- ✓ 事業者は、自らの判断に基づいて特定した重要な環境課題に対して、方針のもと、どのように取り組むのか行動計画を策定し、取り組んだ結果どのような変化が得られたかを報告年度ごとに評価することで、取組の達成状況を示すことができます。
- ✓ 事業者は、方針や計画に対する進捗状況をどのように評価したのかを、指標を用いることで当該環境課題に関心をもつステークホルダーに分りやすく伝えることができます。
- ✓ 重要な環境課題に関する実績の報告においては、目的適合性、情報の完全性、信頼性、中立性、理解可能性を担保することが望まれます。独立した第三者による保証を得ることで、環境報告の客観性を高めることができます。第三者保証の過程において、事業者が見落としていた問題や情報の誤り、漏れ等が発見されることがあり、これらに対応したり、関連する内部統制を強化したりすることで、環境報告の品質を高めることができます。

参考資料の位置づけ（主な環境課題とその実績評価指標の例示）

- ✓ 事業者は、自らの判断に基づいて特定した重要な環境課題について、次ページ以降で説明している「報告事項」を記載することになりますが、重要な環境課題を特定する際の参考となるよう、参考資料では、以下の6つの主な環境課題とその実績評価を例示し、解説しています。

主な環境課題：気候変動、水資源、生物多様性、資源循環、化学物質、汚染予防

- ✓ これらの環境課題は、多くの事業者にとって重要性が高いと考えられるものですが、必ずしも全てを網羅している訳ではありません。また、環境課題ごとに記載している実績評価指標も同様です。そのため、参考資料で例示している「主な環境課題とその実績評価指標」に囚われず、事業者にとっての重要な環境課題を特定し、その実績評価指標を適切に設定してください。

報告事項

□ 取組方針・行動計画 … ①

- ✓ 事業者は、特定した重要な環境課題について、どのように取り組むのか方針を掲げます。取組方針は事業活動における取り組みのよりどころとなります。取組方針の制定後、それを実行するための行動計画を策定します。
- ✓ 重要な環境課題の特定（第2章9.参照）においては、バリューチェーン全体の視点をもって、課題の発生個所や、事業活動・取引先との関係等を検討し、当該課題を要因として生じるリスク・機会を考慮して重要性を決定したはずです。また、戦略（第2章8.参照）では、重要な環境課題に取り組みながら、事業者の持続的な成長と同時に持続可能な社会の実現に貢献するための（長期ビジョン実現に至る）道筋を示しました。取組方針・行動計画では、上記の事業者の事業戦略を実行するための具体的な手段や実践的な計画を、重要な環境課題ごとに説明します。
- ✓ 事業者の組織全体として一括して記載する場合であっても、重要な環境課題ごとに固有の取組方針・行動計画があれば、それらを記載することが望まれます。

開示例：取組方針

- ・気候変動に関するリスク・機会を重要な経営課題と認識して対応を進めています。
- ・環境課題を解決するために、次の3つの方針に基づき取り組みます。
①気候変動への対応、②資源循環の促進、③生態系保全

開示例：行動計画

- ・中長期ビジョンの下、201X年から201Y年までの環境行動計画を策定し、継続的に環境負荷低減に向けた活動を進めています。本環境行動計画では、事業を通じた自社の持続可能な成長と社会の低炭素化推進へ向けて、バリューチェーン全体を通じた環境負荷低減に取り組みます。

項目	実施事項	目標（2020年まで）	実績・評価
気候変動への対応	～による生産活動でのCO ₂ 排出量低減	生産量あたりの排出量○年比△%削減	・・・
	～による製品・サービスの省エネ化	エネルギー消費原単位を○年比△%削減	・・・
廃棄物の再資源化率向上	～による生産活動での生産台数あたりの廃棄物排出量の削減	廃棄物排出量を○年比△%削減	・・・

□ 実績評価指標による取組目標と取組実績 …②

- ✓ 実績評価指標とは、取組方針・行動計画の進捗状況を評価するため設定する指標です。環境課題別に複数の指標を設定する場合もあれば、一つの指標で複数の環境課題への取組状況を評価する場合があります。
- ✓ 取組目標は、取組方針・行動計画の進捗状況を理解しやすくするための情報であり、計画期間の終了時に達成を目指す目標を設定します。目標は、基本的に定量的で検証可能な数値情報を指しますが、重要な環境課題の種類によっては定性的な目標を用いる場合があります（例えば、生物多様性では数値にならない「質」の側面が重要となる場合があります）。目標設定には、国際的目標（持続可能な開発目標（SDGs）等）や、我が国が掲げる目標（NDCにおける排出削減目標等）を参考に、自社が目指すべき方向を示すものとして活用することができます。
- ✓ 取組の実施結果を実績評価指標で評価し、それを取組目標と対比し、取組方針・行動計画の進捗状況を説明します。
- ✓ 取組目標を設定しない場合でも、取組実績は報告することが望ましいです。
- ✓ 事業者の重要な環境課題について実績評価指標を公表しない場合は、その理由を説明することが望ましいです。

開示例

重要な環境課題	2030年目標	実績評価指標	201X年度 取り組み目標	201X年度実績	評価
気候変動への対応	2030年までに国内工場におけるCO ₂ 排出量ゼロを目指す	国内工場におけるCO ₂ 排出量の削減率	● 工場における再エネ発電の導入 ● 高効率照明・省エネ設備の順次導入	● 国内工場○箇所においてXXXキロワットの太陽光発電設備を導入 ● LED照明XX本を導入 ● CO₂排出量～%削減達成	○
生物多様性の保全	2030年までに持続的な原材料調達へ切り替え	認証材が原材料に占める割合	● 自社の主要原材料のリスク評価 ● 関係するサプライヤーへの働きかけ	● ○○イニシアティブに参加 ● リスク評価対象となる主要原材料を特定しその50%を評価 ● サプライヤー説明会を開催	△

□ 実績評価指標の算定方法 …③

- ✓ 実績評価指標は、環境報告の利用者が算定結果を理解しやすくなるように、その算定方法（用いた係数等の情報を含む）を記載します。
- ✓ 法規制等により定められた算定方法がある場合は、環境報告においてもそれを参考にしますが、より実態を表すと考えられる算定方法があれば、それを用いることもできます。
- ✓ 算定に際して事業者の裁量の余地が大きい実績評価指標（例えば、CO₂の排出削減量等）については、利用者が指標の意味を正しく理解できるように、指標の定義、算定方法を具体的に説明します。
- ✓ 取組目標と対比し進捗評価を行うため、合理的な理由により変更を行う場合を除き、実績評価指標の算定方法等は每期継続して適用します。算定方法等を変更した場合には、その内容、合理的な変更である理由、変更による影響を付記する必要があります。
- ✓ 算定方法の変更には、①新たな算定方法を過去の期間の全てに遡及適用する方法と②過去の期間は遡及せずに当年度だけ新たな算定方法を適用する方法が考えられます。

□ 実績評価指標の集計範囲 …④

- ✓ 集計範囲には、連結、主要な子会社及び事業所、自社のみ、等の区分により報告対象範囲を記載します。
- ✓ 算定に際して事業者の裁量の余地が大きい実績評価指標の場合（例えば、CO₂の排出削減量等）には、利用者が指標の意味を正しく理解できるように、対象とした事業範囲（集計範囲）の背景情報を具体的に説明します。
- ✓ 報告対象組織の範囲と実績評価指標の集計範囲が異なる場合には、その旨と理由を重要な実績評価指標別に説明します。
- ✓ 取組目標と対比し進捗評価を行うため、集計範囲等は、合理的な理由により変更を行う場合を除き、每期継続して適用します。集計範囲等を変更したことによる影響が重要な場合には、その内容、合理的な変更である理由、変更による影響を付記する必要があります。

□ リスク・機会による財務的影響が大きい場合は、それらの影響額と算定方法 … ⑤

- ✓ 事業者は、事業者が特定した環境課題に関連する財務的影響を開示します。取組を実施するために生じたコスト等を貨幣単位で定量的に認識・測定・伝達することが大切です。
- ✓ 気候変動関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）による最終報告書を受け、気候変動に関連するリスク・機会が事業者に与える財務的な影響を開示する動きがあります。財務的影響は、例えば、気候変動に関連する物理的リスク・移行リスクに分けて考えることができます。物理的リスクの観点では、気候変動の影響による洪水や海面上昇による沿岸部における不動産への影響等が考えられます。移行リスクの観点では、炭素税の導入による負担額の増加や化石燃料資源の減損（資産の減損）による影響等が考えられます。機会については、例えば、建物の省エネ促進による固定資産価値の向上や、新規市場へのアクセスによる収益増加等が考えられます。
- ✓ リスク・機会に関する財務的影響の例については、TCFD 最終報告書や、CDP 気候変動質問書等が参考になります。

図表 1 リスク・機会情報と財務的影響の例

リスク・機会情報	財務的影響
環境関連法規制等の導入・強化	● 環境配慮製品の売上見込・市場規模 ● エネルギーコスト ● 税金等の負担額 ● 設備投資 ● 資産除去債務、引当金 ● 損失回避額
異常気象や海面上昇等	● 拠点の移転コスト ● 資源調達コスト ● 損失額、損害回避額 ● 防災インフラへの投資コスト ● 適応のニーズに対する新規解決策を通じた収益拡大 ● 代替燃料の調達額
消費者・ユーザー選好の変化	● 環境配慮製品の売上見込・市場規模 ● 研究開発費 ● 設備投資額 ● 損失回避額

- ✓ 事業者が特定した重要な環境課題に関連するリスク・機会による財務的影響が大きい場合は、実施した取組に伴うコスト等だけでなく、将来的なリスク・機会を想定し、財務的影響²⁰を開示することで、財務上の損失に対する耐性を示すことができます。
- ✓ 例えば、金融業では、原油価格の変動や、排出規制に関する政策的・技術的対応等を考慮し、事業者にとっての低炭素対策に必要となりうる費用を試算し、その額と低炭素技術開発等により想定される収益を比較することでポートフォリオ価値への増減を評価する例があります。そのような例では、結論として全体に及ぼす現行ビジネスへの財務的影響は大きくない、又は大きいという見通しや、影響に応じた対応の方向性の記述が付記されます。

- ✓ 事業者は、財務的影響額の定義、算定方法、集計範囲も併記します。

開示例 A

重要な環境課題	取組内容	環境 負荷量等	集計範囲	目標値	実績	分析・ 評価	財務 影響等	次年度の取組・ 将来見通し
気候変動への対応	● 再エネ発電の導入 ● 省エネ設備導入 ● インターナルカーボンプライシング	GHG 総排出量	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
		・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
水資源の持続可能な利用	・・・	水投入量	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
廃棄物の適正処理	・・・	廃棄物総排出量	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・

(注) CO₂排出量：～円/t (201X 年 X 月 ～参照)

(注) 廃棄物埋め立て処理コスト：～円/kg

(注) 集計範囲：グループ国内〇社

(注) 対象期間 20X1 年度 (20X1 年 4 月 1 日～20X2 年 3 月 31 日)

開示例 B (ポートフォリオ価値への影響)

株式保有ポートフォリオ：総額～円		
分類	費用・収益	財務的影響
2度シナリオ	費用	▲～円
低炭素技術開発による機会	収益	+～円
計		～円

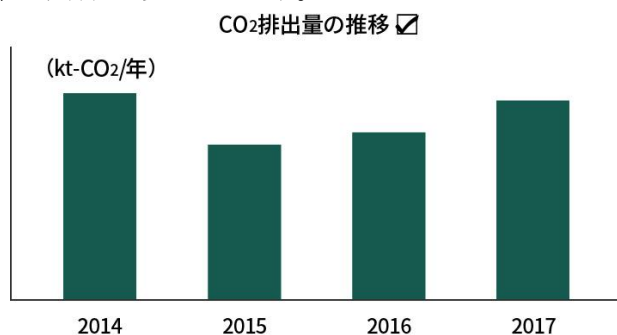
²⁰ TCFD では、気候変動に関連するリスク・機会による財務的影響を、収益および支出への影響、資産および負債への影響、資本およびファイナンスへの影響に分類しています (最終報告書 気候関連財務情報開示タスクフォースの勧告 (2017 年 6 月))

□ 報告事項に独立した第三者による保証が付与されている場合は、その保証報告 … ⑥

- ✓ 独立した第三者による保証は、事業者以外の第三者（監査法人等の機関）が環境報告に記載されている実績評価指標を含む数値情報や関連する取組等について、基準に従って算定・報告されているかどうかを判断し、それらの基準への準拠性や記載情報の正確性・網羅性等に関する結論を表明するものです。
- ✓ 複数の重要な環境課題について独立した第三者による保証を受けている場合は、保証を受けた重要な環境課題ごとに、その旨及び保証業務実施基準が分かるような説明をすることが望まれます。
- ✓ 独立した第三者による保証を受けている場合は、第三者により実績指標を含む数値情報等の保証を受けた箇所について明記します。

開示例

- ・ ○年度の環境関連データに関しては、信頼性向上のため第三者保証を受けています。☑の付されたデータにつきましては第三者保証を受けています。



- ・ 保証対象とした環境関連データ：CO₂排出量（スコープ 1、2）、水使用量／排水量、大気汚染物質排出量、廃棄物等発生量 等

- ✓ 独立した第三者保証を受けた場合は、保証報告書を添付します。

開示例

- ・ 「環境報告書 201X 年」では、開示データの信頼性向上のため、○社の保証を受けました。
⇒保証報告書の添付

参考となる報告事項

- ☐ その他（サイト単位データ）・・・ ⑦
- ☒ 事業者の重要性判断に応じて報告が望ましい場合は、サイト単位データについても開示します。

開示例

〇〇飲料株式会社	GHG排出量原単位 (kgCO ₂ e/kL)	エネルギー原単位 (GJ/kL)	排水原単位 (m ³ /kL)	・・・
A工場	・・・	・・・	・・・	・・・
B工場	・・・	・・・	・・・	・・・

参考になる実例

- ✓ 報告事項①から⑤の実例は、参考資料に記載の各環境課題「（４）参考になる実例」を御参照ください。

実例１ 株式会社日立製作所

【記事マークについて】

※：専門用語、固有名詞などのうち、説明を必要とするものにつけています。

※：説明を必要とする図表などにつけています。

【文中の表記について】

日立製作所：株式会社日立製作所に関する情報またはその取り組み

日立および日立グループ：日本国内外すべてのグループ会社に関する情報またはその取り組み

【参考ガイドライン】

「GRIスタンダード」(Global Reporting Initiative)

「環境報告ガイドライン(2012年版／2018年版)」(環境省)

財務情報と非財務情報の開示

日立は、欧州連合(EU)やInternational Integrated Reporting Council(IIRC)における非財務情報開示に関する議論を注視しつつ、ステークホルダーの皆様のニーズに合わせて情報開示を行っています。

2016年度より、日立の価値創造について財務、非財務の両面からの情報開示を行う「日立 統合報告書」を発行しており、「日立 サステナビリティレポート」は、より詳細な非財務情報について、網羅的かつ継続的に報告するツールとして位置づけています。

第三者保証

本レポートの信頼性向上のため、を付している2017年度の実績について、KPMGあずさサステナビリティ株式会社による、国際保証業務基準(ISA)3000、ISA3410に準拠した第三者の保証を受けています。

⑥ 第三者保証報告書



日立 統合報告書2018

財務情報に関する報告



Web 株主・投資家向け情報
<http://www.hitachi.co.jp/IR/>

※ その他、「有価証券報告書」「事業報告書」などでも日立製作所の情報を開示しています

非財務情報に関する報告

「日立 サステナビリティレポート2018」は、投資家や調査機関、CSR専門家の皆様の非財務情報の検索性を重視し、インタラクティブ機能をもたせたPDF(A4判、135ページ)で開示しています。

Webサイト「サステナビリティ」では、幅広いステークホルダーの皆様への情報発信の基点として、本レポートの内容に加え、ニュースリリースなど最新情報の発信を行っています。



日立 サステナビリティレポート2018



Web サステナビリティ
<http://www.hitachi.co.jp/sustainability/>



Web 環境への取り組み
<http://www.hitachi.co.jp/environment/>



Web 社会貢献活動
<http://www.hitachi.co.jp/sustainability/sc/>

※ その他、「コーポレートガバナンス報告書」でも日立製作所の情報を開示しています

(出所) 株式会社日立製作所「日立 サステナビリティレポート 2018」

実例2 本田技研工業株式会社

第三者保証

Honda は、環境関連データに関して、より高い透明性を確保し、信頼性を担保しながら情報公開を行うために、本レポートの☑の付された 2017 年度の環境関連データについて、Deloitte Touche Tohmatsu Limited のメンバーファームである有限責任監査法人トーマツの関係会社「デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社」による第三者保証を受けています。

保証範囲

国内外の Honda および連結・関連会社合わせて 441 社の事業活動における 2017 年度の環境関連データ(会社数は 2017 年 12 月末時点)(⇒ P.50 ～ 53)。

保証対象とした環境関連データ：

GHG 排出総量のうち、企業活動による直接排出(スコープ 1)、エネルギー利用による間接排出(スコープ 2)、製品の使用による排出(スコープ 3・カテゴリー 11)

GHG 排出量(直接排出量(スコープ 1)、間接排出量(スコープ 2)、総 GHG 排出量(スコープ 1・2))、エネルギー消費量(直接エネルギー消費量、間接エネルギー消費量、総エネルギー消費量)、水使用量／排水量、大気汚染物質排出量(SOx 排出量、NOx 排出量)、廃棄物等発生量

⑥ 第三者保証報告書



デロイト トーマツ



トーマツ

独立した第三者保証報告書

2018 年 6 月 15 日

本田技研工業株式会社
代表取締役社長 八郷 隆弘 殿

デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号
代表取締役 杉山 雅彦

デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社(以下「当社」という)は、本田技研工業株式会社(以下「会社」という)が作成した「Honda SUSTAINABILITY REPORT 2018」(以下「報告書」という)に記載されている②の付された 2017 年度の環境関連データ(以下「環境関連データ」という)について、限定的保証業務を実施した。

会社の責任
会社は、会社が採用した算定及び報告の基準(報告書 P.50～53)に準拠してサステナビリティ情報を作成する責任を負っている。また、温室効果ガスの排出量は、様々なガスの排出量を統合するため必要な排出係数と数値データの決定に利用される科学的知識が不完全である等の理由により、固有の不確実性の影響下にある。

当社の独立性と品質管理
当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づき、国際会計士倫理基準審議会の「職業会計士の倫理規範」が定める独立性及びその他の要件を遵守した。また、当社は、国際品質管理基準第 1 号「財務諸表の監査及びレビューその他の保証及び関連サービス業務を行う事務所の品質管理」に準拠して、倫理要件、職務の専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

当社の責任
当社の責任は、当社が実施した手続及び当社が入手した証拠に基づいて、環境関連データに対する限定的保証の結論を表明することにある。当社は、「国際保証業務基準 3000 過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」(国際監査・保証基準審議会)、「国際保証業務基準 3410 温室効果ガス報告に対する保証業務」(国際監査・保証基準審議会)及び「サステナビリティ情報審査実務指針」(サステナビリティ情報審査委員会)に準拠して、限定的保証業務を実施した。
当社が実施した手続は、職業的専門家としての判断に基づいており、質問、プロセスの観察、文書の閲覧、分析的手続、算定方法と報告方針の適切性の検討、報告書の基礎となる記録との照合又は調整、及び以下を含んでいる。
・ 会社の見積り方法が、適切であり、一貫して適用されていたかどうかを評価した。ただし、手続には見積りの基礎となったデータのテスト又は見積りの再実施を含めていない。
・ データの信頼性、データ収集方法、原始データ及び現場に適用される仮定を評価するため、事業所の現地調査を実施した。
限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務に対する手続と比べて、その種類と実施時期が異なり、その実施範囲は狭い。その結果、当社が実施した限定的保証業務で得た保証水準は、合理的保証業務を実施したとすれば得られたであろう保証水準ほどには高くない。

限定的保証の結論
当社が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、環境関連データが、会社が採用した算定及び報告の基準に準拠して作成されていると信じさせる事項はすべての重要な点において認められなかった。

以 上
Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

(出所) 本田技研工業株式会社「Honda Sustainability Report 2018」

⑦ その他（サイト単位データ）

事業所別PRTRデータ

Mitsui Chemicals Group ESG Report 2018

三井化学として届出をした年間取扱量1t以上の物質において、
排出量の多かった上位10物質とダイオキシン類の数値データを事業所別にまとめました。

（単位：t/年、ただしダイオキシン類のみmg-TEQ/年）

市原工場

物質名称	政令 指定番号	排出量				移動量	
		大気	水域	土壌	合計	下水道	事業所外
ノルマルヘキサン	392	132.31	0.00	0.00	132.31	0.00	23.95
トルエン	300	18.11	0.01	0.00	18.12	0.00	9.26
キシレン	80	5.90	0.01	0.00	5.91	0.00	1.44
クメン	83	4.14	0.01	0.00	4.14	0.00	0.00
エチルベンゼン	53	3.91	0.00	0.00	3.91	0.00	1.12
エビクロロヒドリン	65	2.53	0.00	0.00	2.53	0.00	0.00
ベンゼン	400	2.01	0.01	0.00	2.01	0.00	7.35
重鉛の水溶性化合物	1	0.00	1.25	0.00	1.25	0.00	0.00
ふっ化水素及びその水溶性塩	374	0.00	1.04	0.00	1.04	0.00	0.00
フェノール	349	0.29	0.15	0.00	0.44	0.00	0.00

茂原分工場

物質名称	政令 指定番号	排出量				移動量	
		大気	水域	土壌	合計	下水道	事業所外
スチレン	240	0.10	0.00	0.00	0.10	0.00	0.00
アクリル酸 n-ブチル	7	0.03	0.00	0.00	0.03	0.00	0.00
メタクリル酸メチル	420	0.02	0.00	0.00	0.02	0.00	0.00
アクリル酸	4	0.02	0.00	0.00	0.02	0.00	0.00
メタクリル酸 n-ブチル	419	0.01	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00
キシレン	80	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

名古屋工場

物質名称	政令 指定番号	排出量				移動量	
		大気	水域	土壌	合計	下水道	事業所外
1,2-エポキシプロパン	68	1.44	0.02	0.00	1.46	0.00	0.24
スチレン	240	0.29	0.00	0.00	0.29	0.00	16.40
エチレンオキシド	56	0.17	0.00	0.00	0.17	0.00	0.04
トルエン	300	0.14	0.00	0.00	0.14	0.00	0.04
アクリロニトリル	9	0.01	0.00	0.00	0.01	0.00	115.50

大阪工場

物質名称	政令 指定番号	排出量				移動量	
		大気	水域	土壌	合計	下水道	事業所外
クメン	83	17.17	0.00	0.00	17.17	0.00	0.00
ベンゼン	400	5.42	0.12	0.00	5.54	0.00	0.00
重鉛の水溶性化合物	1	0.00	3.88	0.00	3.88	0.00	0.60
トルエン	300	3.33	0.01	0.00	3.35	0.00	0.38
ジシクロペンタジエン	190	2.25	0.00	0.00	2.25	0.00	0.00
アクリロニトリル	9	1.50	0.00	0.00	1.50	0.00	2.73
メタクリル酸メチル	420	1.28	0.00	0.00	1.28	0.00	0.33
1,4-ジオキサン	150	1.14	0.03	0.00	1.17	0.00	0.00
α-メチルスチレン	436	1.15	0.00	0.00	1.15	0.00	0.00
フェノール	349	0.76	0.24	0.00	1.00	0.00	0.01
ダイオキシン類	243	0.0000	0.0210	0.0000	0.0210	0.0000	0.0500

岩国大竹工場

物質名称	政令 指定番号	排出量				移動量	
		大気	水域	土壌	合計	下水道	事業所外
n-ヘキサン	392	200.40	0.00	0.00	200.40	0.00	0.00
キシレン	80	25.51	0.00	0.00	25.51	0.00	0.00
トルエン	300	20.38	0.02	0.00	20.40	0.00	0.00
1,4-ジオキサン	150	0.00	7.00	0.00	7.00	0.00	0.00
プロモタン / 臭化メチル	386	4.85	0.00	0.00	4.85	0.00	0.00
ベンゼン	400	3.00	0.00	0.00	3.00	0.00	0.00
アセトアルデヒド	12	0.93	0.00	0.00	0.93	0.00	0.00
クメン/イソプロピルベンゼン	83	0.39	0.00	0.00	0.39	0.00	0.00
フェノール	349	0.01	0.16	0.00	0.17	0.00	0.00
クレゾール	86	0.10	0.00	0.00	0.10	0.00	0.00
ダイオキシン類	243	0.0020	0.2480	0.0000	0.2500	0.0000	7.4560

大牟田工場

物質名称	政令 指定番号	排出量				移動量	
		大気	水域	土壌	合計	下水道	事業所外
トルエン	300	221.29	0.21	0.00	221.51	0.00	352.28
ジクロロベンゼン	181	25.97	0.31	0.00	26.28	0.00	207.00
トルエン（四つ山地区）	300	20.52	0.00	0.00	20.52	0.00	0.00
エビクロロヒドリン	65	6.51	0.00	0.00	6.51	0.00	0.00
N,N-ジメチルホルムアミド	232	0.14	5.81	0.00	5.95	0.00	0.00
ジシクロペンタジエン	190	4.67	0.00	0.00	4.67	0.00	9.45
ホルムアルデヒド	411	0.00	2.08	0.00	2.08	0.00	1.23
フェノール	349	1.74	0.00	0.00	1.74	0.00	0.71
アセトニトリル	13	0.00	0.55	0.00	0.55	0.00	0.08
クレゾール	86	0.48	0.00	0.00	0.48	0.00	2.35
ダイオキシン類	243	0.0000	2.4850	0.0000	2.4850	0.0000	0.0000

袖ヶ浦センター

物質名称	政令 指定番号	排出量				移動量	
		大気	水域	土壌	合計	下水道	事業所外
ジクロロメタン（別名塩化メチレン）	186	0.45	0.00	0.00	0.45	0.00	1.03
ジクロロベンゼン	181	0.14	0.00	0.00	0.14	0.00	1.47
トルエン	300	0.04	0.00	0.00	0.04	0.00	2.04
トリレンジイソシアネート	298	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.92
メチレンビス（4-tert-ブチルフェニル）ジイソシアネート	448	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.46

（出所）三井化学株式会社「ESG レポート 2018」

環境報告のための解説書
～環境報告ガイドライン2018年版対応～

(公表)

平成31年3月

環境省大臣官房環境経済課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL : 03-5521-8229 FAX : 03-3580-9568

ホームページ <http://www.env.go.jp/>